

土木工事安全施工技術指針 新旧比較表

令和3年3月版				改訂(案)				改訂理由
章	節	条	項	章	節	条	項	
1	1	1	0	1	1	1	0	
1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	2	0	1	1	2	0	
1	1	3	0	1	1	3	0	
1	2	1	0	1	2	1	0	
1	2	2	0	1	2	2	0	
1	2	3	0	1	2	3	0	
1	2	4	0	1	2	4	0	
1	3	1	0	1	3	1	0	
1	3	2	0	1	3	2	0	
1	3	3	0	1	3	3	0	
1	3	4	0	1	3	4	0	
1	3	5	0	1	3	5	0	
1	3	6	0	1	3	6	0	
1	3	7	0	1	3	7	0	
1	3	2	1	1	3	2	1	
1	3	2	0	1	3	2	0	
1	4	1	0	1	4	1	0	
1	4	1	1	1	4	1	1	

令和3年3月版				改訂(案)				改訂理由
章	節	条	項	章	節	条	項	
1	4	1	0	1	4	1	0	
1	4	2	0	1	4	2	0	
1	4	3	0	1	4	3	0	
1	4	4	0	1	4	4	0	
1	4	4	1	1	4	4	1	
1	4	5	0	1	4	5	0	
1	4	5	1	1	4	5	1	
1	4	5	3	1	4	5	3	
1	4	6	0	1	4	6	0	
1	4	7	0	1	4	7	0	
1	4	7	0	1	4	7	0	
1	4	7	2	1	4	7	2	
1	4	7	3	1	4	7	3	
1	4	7	4	1	4	7	4	
1	4	7	5	1	4	7	5	
1	4	8	1	1	4	8	1	
1	4	8	2	1	4	8	2	
2	1	1	0	2	1	1	0	
2	1	1	1	2	1	1	1	
2	1	1	2	2	1	1	2	
2	1	1	3	2	1	1	3	
2	1	2	0	2	1	2	0	
2	1	2	1	2	1	2	1	
2	1	2	2	2	1	2	2	
2	1	3	1	2	1	3	1	
2	1	3	2	2	1	3	2	

令和3年3月版				改訂(案)			
業 種 業 態 項 目	本文	適用基準等	業 種 業 態 項 目	改訂(案)	適用基準等	改訂理由	
2-1-4	4. 高湿多湿な作業環境下での必要な措置	高湿多湿な作業環境下での必要な措置 労働安全衛生法第55条の2 第17条第1項	2-1-4	4. 高湿多湿な作業環境下での必要な措置	高湿多湿な作業環境下での必要な措置 労働安全衛生法第55条の2 第17条第1項	-	
2-1-4-1	(1) 作業場に応じて、熱を遮ることのできる遮蔽物等、扇風機の設置等、適度な湿度または換気を行うための設備を設け、WBGT(暑さ指数)の概算に努めるとともに、作業場には飲料水の備付け等を行い、また定期的に換気機を点検し、必要に応じて換気機等の点検し、換気機を設け、身体を適度に冷やすことのできる物品及び施設を設けること。		2-1-4-1	(1) 作業場に応じて、熱を遮ることのできる遮蔽物等、扇風機の設置等、適度な湿度または換気を行うための設備を設け、WBGT(暑さ指数)の概算に努めるとともに、作業場には飲料水の備付け等を行い、また定期的に換気機を点検し、必要に応じて換気機等の点検し、換気機を設け、身体を適度に冷やすことのできる物品及び施設を設けること。		-	
2-1-4-2	(2) 作業の休止および休憩時間を確保し連続する作業時間を短縮するほか、計画的に熱への曝露時間を設け、作業前後の水分補給の取組及び適度な湿度の良好な環境の確保を指導し、これらの取組等を図るとともに必要な措置を講ずるための差遣を策定を行うこと。		2-1-4-2	(2) 作業の休止および休憩時間を確保し連続する作業時間を短縮するほか、計画的に熱への曝露時間を設け、作業前後の水分補給の取組及び適度な湿度の良好な環境の確保を指導し、これらの取組等を図るとともに必要な措置を講ずるための差遣を策定を行うこと。		-	
2-1-4-3	(3) 高湿多湿な作業環境下で作業する作業員等の健康状態に留意すること。		2-1-4-3	(3) 高湿多湿な作業環境下で作業する作業員等の健康状態に留意すること。		-	
2-1-5	5. 作業環境項目の測定	労働安全衛生法第55条	2-1-5	5. 作業環境項目の測定	労働安全衛生法第55条	-	
2-1-5-0-1	以下の作業場所では、必要とされる各種環境項目の測定を行うこと。		2-1-5-0-1	以下の作業場所では、必要とされる各種環境項目の測定を行うこと。		-	
2-1-5-0-2	(1) 土石、岩石等の粉じんを著しく発生するような坑内、屋内の作業場等での粉じん測定。	粉じん制26	2-1-5-0-2	(1) 土石、岩石等の粉じんを著しく発生するような坑内、屋内の作業場等での粉じん測定。	粉じん制26	-	
2-1-5-0-3	(2) 通気設備が設けられている坑内の作業場における通気量、気温、換気回数の測定等。	安衛則592, 603, 612	2-1-5-0-3	(2) 通気設備が設けられている坑内の作業場における通気量、気温、換気回数の測定等。	安衛則592, 603, 612	-	
2-1-5-0-4	(3) 酸素欠乏等の危険のある場所における作業場での酸素、酸化水素の濃度の測定等。	換気制3	2-1-5-0-4	(3) 酸素欠乏等の危険のある場所における作業場での酸素、酸化水素の濃度の測定等。	換気制3	-	
2-1-5-0-5	(4) 高湿多湿で熱中症の発生の恐れがある作業環境下での、WBGT(暑さ指数)の測定等。	高湿多湿な作業環境下での必要な措置 労働安全衛生法第55条の2 第17条第1項	2-1-5-0-5	(4) 高湿多湿で熱中症の発生の恐れがある作業環境下での、WBGT(暑さ指数)の測定等。	高湿多湿な作業環境下での必要な措置 労働安全衛生法第55条の2 第17条第1項	-	
2-2	第2節 工事現場周辺の安全管理		2-2	第2節 工事現場周辺の安全管理		-	
2-2-1	1. 工事区域の立入防止施設		2-2-1	1. 工事区域の立入防止施設		-	
2-2-1-1	(1) 工事区域の周辺は、必要に応じて鋼板、シート又はガードフェンス等の立入防止施設を設け、作業員及び第三者に対して工事区域を明確にすること。		2-2-1-1	(1) 工事区域の周辺は、必要に応じて鋼板、シート又はガードフェンス等の立入防止施設を設け、作業員及び第三者に対して工事区域を明確にすること。		-	
2-2-1-2	(2) 立入防止施設は、子供等第三者が容易に入内できないような構造とすること。		2-2-1-2	(2) 立入防止施設は、子供等第三者が容易に入内できないような構造とすること。		-	
2-2-1-3	(3) 立入防止施設、併設した工事看板、説明書等は保守管理を行うこと。		2-2-1-3	(3) 立入防止施設、併設した工事看板、説明書等は保守管理を行うこと。		-	
2-2-1-4	(4) 立入防止施設に設けた出入口は、機能できるようにすること。		2-2-1-4	(4) 立入防止施設に設けた出入口は、機能できるようにすること。		-	
2-2-1-5	(5) 通路に設置して通路により閉口している箇所がある場合には、重なるか防護柵を設けて転落防止措置を講ずること。		2-2-1-5	(5) 通路に設置して通路により閉口している箇所がある場合には、重なるか防護柵を設けて転落防止措置を講ずること。		-	
2-2-2	2. 車両占用の管理		2-2-2	2. 車両占用の管理		-	
2-2-2-1	(1) 工事のため車両を使用する場合には、立入防止施設を含む占有許可条件に適合した設備とし、常に保守管理を行うこと。		2-2-2-1	(1) 工事のため車両を使用する場合には、立入防止施設を含む占有許可条件に適合した設備とし、常に保守管理を行うこと。		-	
2-2-2-2	(2) 看板、標識等は所定の場所に通行の妨げとならないよう設置し、常に点検管理を行うこと。		2-2-2-2	(2) 看板、標識等は所定の場所に通行の妨げとならないよう設置し、常に点検管理を行うこと。		-	
2-2-2-3	(3) 電線、鋼索、配管等は、電線切替等の点検を行い常に保守管理を行うこと。		2-2-2-3	(3) 電線、鋼索、配管等は、電線切替等の点検を行い常に保守管理を行うこと。		-	
2-2-3	3. 看板・標識の設置		2-2-3	3. 看板・標識の設置		-	
2-2-3-1	(1) 道路上に設置する工事看板、迂回案内板等各種標識は、所定の場所に交通の支障とならないよう設置し、振動や風等で倒れないよう定期点検を講ずること。		2-2-3-1	(1) 道路上に設置する工事看板、迂回案内板等各種標識は、所定の場所に交通の支障とならないよう設置し、振動や風等で倒れないよう定期点検を講ずること。		-	
2-2-3-2	(2) 案内標識、協力要請標識等は、運転者及び歩行者の臭やすい場所に設置すること。		2-2-3-2	(2) 案内標識、協力要請標識等は、運転者及び歩行者の臭やすい場所に設置すること。		-	
2-2-3-3	(3) 標識板、標識等看板には、標識内容が夜間においても明確に見えるよう必要な措置を講ずること。		2-2-3-3	(3) 標識板、標識等看板には、標識内容が夜間においても明確に見えるよう必要な措置を講ずること。		-	
2-2-3-4	(4) 看板標識等は、保守管理を行うこと。		2-2-3-4	(4) 看板標識等は、保守管理を行うこと。		-	
2-2-4	4. 工事現場出入口ほかの交通安全防止		2-2-4	4. 工事現場出入口ほかの交通安全防止		-	
2-2-4-1	(1) 道路上に歩道を切り下げ又は掘削して出入口を設けた場合には、段差、すき筋、溝のない構造として常に保守管理を行うこと。		2-2-4-1	(1) 道路上に歩道を切り下げ又は掘削して出入口を設けた場合には、段差、すき筋、溝のない構造として常に保守管理を行うこと。		-	
2-2-4-2	(2) 工事現場の出入口には、工事現場の出入を歩行者等に知らせるためのブザー又は黄色回転灯を設置すること。		2-2-4-2	(2) 工事現場の出入口には、工事現場の出入を歩行者等に知らせるためのブザー又は黄色回転灯を設置すること。		-	
2-2-4-3	(3) 出入口では、歩行者及び一般交通を優先し、工事現場の出入りに伴う交通安全防止に努めること。		2-2-4-3	(3) 出入口では、歩行者及び一般交通を優先し、工事現場の出入りに伴う交通安全防止に努めること。		-	
2-2-4-4	(4) 出入口には、必要に応じて交通安全監視員を配置すること。		2-2-4-4	(4) 出入口には、必要に応じて交通安全監視員を配置すること。		-	
2-2-5	5. 地域住民との関係		2-2-5	5. 地域住民との関係		-	

令和3年3月版				改訂(案)			
業 種 業 態 項 目	本文	適用基準等	業 種 業 態 項 目	改訂(案)	適用基準等	改訂理由	
2-2-5-1	(1) 工事着手前に地区自治会等を通じ、周辺住民等に工事目的、工事概要を周知し協力要請に努めること。		2-2-5-1	(1) 工事着手前に地区自治会等を通じ、周辺住民等に工事目的、工事概要を周知し協力要請に努めること。		-	
2-2-5-2	(2) 工事現場がスクリーン内にある場合には、地下鉄等の工事現場の通行に関する留意事項を工事関係者に周知すること。		2-2-5-2	(2) 工事現場がスクリーン内にある場合には、地下鉄等の工事現場の通行に関する留意事項を工事関係者に周知すること。		-	
2-2-5-3	(3) 地元住民が苦情に発展できるような工事の進捗状況を必要に応じて周知する看板を作成して掲示する等して、工事に対する理解を促すこと。		2-2-5-3	(3) 地元住民が苦情に発展できるような工事の進捗状況を必要に応じて周知する看板を作成して掲示する等して、工事に対する理解を促すこと。		-	
2-2-5-4	(4) 工事中に周辺住民等から苦情又は意見等があったときは、工事に対応し、必要な措置を講ずること。		2-2-5-4	(4) 工事中に周辺住民等から苦情又は意見等があったときは、工事に対応し、必要な措置を講ずること。		-	
2-2-6	6. 現場での交通安全管理		2-2-6	6. 現場での交通安全管理		-	
2-2-6-0	工事現場においても、作業員の運転する自動車等の交通安全に十分注意を払う等、事故等の防止に努めること。		2-2-6-0	工事現場においても、作業員の運転する自動車等の交通安全に十分注意を払う等、事故等の防止に努めること。		-	
2-3	第3節 立入禁止の措置		2-3	第3節 立入禁止の措置		-	
2-3-1	1. 関係者以外の立入禁止	労働安全衛生法第58条	2-3-1	1. 関係者以外の立入禁止	労働安全衛生法第58条	-	
2-3-1-0	以下のような場所では、関係者以外の立入を禁止し、具体的な危険の内容と合わせて臭やすい場所にその旨を掲示すること。		2-3-1-0	以下のような場所では、関係者以外の立入を禁止し、具体的な危険の内容と合わせて臭やすい場所にその旨を掲示すること。		-	
2-3-1-0-1	① 関係者が十分に注意を払いが、危険な作業を行っている場所		2-3-1-0-1	① 関係者が十分に注意を払いが、危険な作業を行っている場所		-	
2-3-1-0-2	② 関係者以外の者が立入ると、作業をしている者に危険が生じることのある場所		2-3-1-0-2	② 関係者以外の者が立入ると、作業をしている者に危険が生じることのある場所		-	
2-3-1-0-3	③ 有害な作業場所、人が関係者等の保護をしないで立入ると、健康等に支障があるような場所		2-3-1-0-3	③ 有害な作業場所、人が関係者等の保護をしないで立入ると、健康等に支障があるような場所		-	
2-4	第4節 監視員、監視員の配置		2-4	第4節 監視員、監視員の配置		-	
2-4-1	1. 監視員、監視員の配置		2-4-1	1. 監視員、監視員の配置		-	
2-4-1-1	(1) 監視員は、監視員は、現場の状況、作業の方法に応じて、適宜配置し、監視員を配置すること。		2-4-1-1	(1) 監視員は、監視員は、現場の状況、作業の方法に応じて、適宜配置し、監視員を配置すること。		-	
2-4-1-2	(2) 監視員、監視員は、現場状況、危険防止等について十分認知を図ること。		2-4-1-2	(2) 監視員、監視員は、現場状況、危険防止等について十分認知を図ること。		-	
2-4-2	2. 合図、信号等の統一		2-4-2	2. 合図、信号等の統一		-	
2-4-2-1	(1) 建設の下請けを伴う現場では、作業員と監視員・監視員等との間で、下記事項についてすみやかに有効な情報伝達ができるよう、合図、信号等を統一すること。		2-4-2-1	(1) 建設の下請けを伴う現場では、作業員と監視員・監視員等との間で、下記事項についてすみやかに有効な情報伝達ができるよう、合図、信号等を統一すること。		-	
2-4-2-1-1	① クレーン等の運転についての合図の統一	クレーン制25, 71	2-4-2-1-1	① クレーン等の運転についての合図の統一	クレーン制25, 71	-	
2-4-2-1-2	② 警報等の統一	安衛則639	2-4-2-1-2	② 警報等の統一	安衛則639	-	
2-4-2-1-3	③ 避難等の距離の実施方法等の統一	安衛則642	2-4-2-1-3	③ 避難等の距離の実施方法等の統一	安衛則642	-	
2-4-2-1-4	④ その他必要な事項		2-4-2-1-4	④ その他必要な事項		-	
2-4-2-2	(2) 作業方法は、建設の移動式変位装置やトランシーバー等の相互に確認できる装置を利用する等、現場条件に適した方法をとること。		2-4-2-2	(2) 作業方法は、建設の移動式変位装置やトランシーバー等の相互に確認できる装置を利用する等、現場条件に適した方法をとること。		-	
2-4-3	3. 合図、信号の周知		2-4-3	3. 合図、信号の周知		-	
2-4-3-1	(1) 新しく入場した作業員、監視員、監視員等に対しては、当該作業員に適合した合図、信号について教育すること。		2-4-3-1	(1) 新しく入場した作業員、監視員、監視員等に対しては、当該作業員に適合した合図、信号について教育すること。		-	
2-4-3-2	(2) 毎日当該作業開始前に、定められた合図、信号についての確認をすること。		2-4-3-2	(2) 毎日当該作業開始前に、定められた合図、信号についての確認をすること。		-	
2-4-3-3	(3) 各現場毎に合図等の看板を作成し、現場内に掲示するとともに小冊子を当該関係者に配布する等により周知を図ること。		2-4-3-3	(3) 各現場毎に合図等の看板を作成し、現場内に掲示するとともに小冊子を当該関係者に配布する等により周知を図ること。		-	
2-5	第5節 警備防止の措置		2-5	第5節 警備防止の措置		-	
2-5-1	1. 高さが2m以上の高所での作業	労働安全衛生法第51条	2-5-1	1. 高さが2m以上の高所での作業	労働安全衛生法第51条	-	
2-5-1-1	(1) 高さが2m以上の高所での作業を行う場合は、足場を確立する等の方法により安全な作業床を設け、手摺には必要に応じて中せん、欄干を設けること。		2-5-1-1	(1) 高さが2m以上の高所での作業を行う場合は、足場を確立する等の方法により安全な作業床を設け、手摺には必要に応じて中せん、欄干を設けること。		-	
2-5-1-2	(2) 作業床、欄干等の設置が著しく阻害となし、又は作業の必要から欄干に手を掛かりはしやすくなる場合は、防護柵を、作業員に要求する程度に高い位置に設置し、必要に応じて中せん等の措置を講ずること。		2-5-1-2	(2) 作業床、欄干等の設置が著しく阻害となし、又は作業の必要から欄干に手を掛かりはしやすくなる場合は、防護柵を、作業員に要求する程度に高い位置に設置し、必要に応じて中せん等の措置を講ずること。		-	
2-5-1-3	(3) 高さが2m以上の作業床設置が困難な場所で、フルハネス型の警備防止用品を用いて行う作業は、特別教育を受けたものが行うこと。		2-5-1-3	(3) 高さが2m以上の作業床設置が困難な場所で、フルハネス型の警備防止用品を用いて行う作業は、特別教育を受けたものが行うこと。		-	
2-5-1-4	(4) 足場及び鉄骨の組立、解体時には、要求する程度に高い位置に設置し、必要に応じて中せん等の措置を講ずること。		2-5-1-4	(4) 足場及び鉄骨の組立、解体時には、要求する程度に高い位置に設置し、必要に応じて中せん等の措置を講ずること。		-	

令和3年3月版		改訂(案)		改訂理由	
業 種	業 項	業 種	業 項	業 種	業 項
2	5	1	5	2	5
2	5	1	6	2	5
2	5	1	7	2	5
2	5	1	8	2	5
2	5	2	1	2	5
2	5	2	2	2	5
2	5	2	3	2	5
2	5	2	4	2	5
2	5	3	1	2	5
2	5	3	2	2	5
2	5	3	3	2	5
2	5	4	1	2	5
2	5	4	2	2	5
2	5	4	3	2	5
2	5	4	4	2	5
2	5	4	5	2	5
2	5	4	6	2	5
2	5	4	7	2	5

令和3年3月版		改訂(案)		改訂理由	
業 種	業 項	業 種	業 項	業 種	業 項
2	5	1	5	2	5
2	5	1	6	2	5
2	5	1	7	2	5
2	5	1	8	2	5
2	5	2	1	2	5
2	5	2	2	2	5
2	5	2	3	2	5
2	5	2	4	2	5
2	5	3	1	2	5
2	5	3	2	2	5
2	5	3	3	2	5
2	5	4	1	2	5
2	5	4	2	2	5
2	5	4	3	2	5
2	5	4	4	2	5
2	5	4	5	2	5
2	5	4	6	2	5
2	5	4	7	2	5

令和3年3月版		改訂(案)		改訂理由	
策	策	策	策	策	策
2	7	2	4	(4) 工事責任者は、事前の選定を行った場合は、結果に作業員へ伝達されれば関係がなくなったことを確認すること。	(4) 工事責任者は、事前の選定を行った場合は、結果に作業員へ伝達されれば関係がなくなったことを確認すること。
2	7	3	1	3. 作業の中止、無感及び各種点検 (1) 作業の状況に応じて作業を中止すること。	3. 作業の中止、無感及び各種点検 (1) 作業の状況に応じて作業を中止すること。
2	7	3	2	(2) 天候予報等であらかじめ異常な天候が予想される場合は、作業中止を念じて作業予定を検討しておくこと。	(2) 天候予報等であらかじめ異常な天候が予想される場合は、作業中止を念じて作業予定を検討しておくこと。
2	7	3	3	(3) 洪水が予想される場合は、各種危険用具(救命浮輪、救命圈、救命浮輪、ロープ)等を緊急の使用に備えておくこと。	(3) 洪水が予想される場合は、各種危険用具(救命浮輪、救命圈、救命浮輪、ロープ)等を緊急の使用に備えておくこと。
2	7	3	4	(4) 突発災害、照明及び自家発電機等は、作動点検を定期的に実施すること。	(4) 突発災害、照明及び自家発電機等は、作動点検を定期的に実施すること。
2	7	3	5	(5) 工事責任者は、必要に応じて2名以上を構成員とする警戒隊を編成して巡回点検を実施すること。	(5) 工事責任者は、必要に応じて2名以上を構成員とする警戒隊を編成して巡回点検を実施すること。
2	7	3	6	(6) 警戒員は、作業の発生及び非常事態に注意し、工事責任者との連絡を確実に行い、周辺の状況把握に努めること。	(6) 警戒員は、作業の発生及び非常事態に注意し、工事責任者との連絡を確実に行い、周辺の状況把握に努めること。
2	7	3	7	(7) 危険箇所が発見された場合は、すみやかに危険箇所に入らないよう防護措置を講じ、その旨を標示すること。	(7) 危険箇所が発見された場合は、すみやかに危険箇所に入らないよう防護措置を講じ、その旨を標示すること。
2	7	3	8	(8) 警報及び注意報が解除され、作業を再開する際には、工事現場の地盤のゆるみ、崩壊、陥没等の危険がないか入念に点検すること。	(8) 警報及び注意報が解除され、作業を再開する際には、工事現場の地盤のゆるみ、崩壊、陥没等の危険がないか入念に点検すること。
2	7	3	9	(9) 作業再開前でも足場上の作業を行うときは、作業開始までに点検し、異常が認められたときは直ちに補修すること。	(9) 作業再開前でも足場上の作業を行うときは、作業開始までに点検し、異常が認められたときは直ちに補修すること。
2	7	4	1	4. 大雨に対する措置(作業現場及び周辺の整備) (1) 作業現場及び周辺の状況を確認し、次のような取組に必要な箇所は対策を講ずるとともに、必要に応じて立入禁止の措置と標示を行うこと。	4. 大雨に対する措置(作業現場及び周辺の整備) (1) 作業現場及び周辺の状況を確認し、次のような取組に必要な箇所は対策を講ずるとともに、必要に応じて立入禁止の措置と標示を行うこと。
2	7	4	2	(2) 土砂崩れ、がけ崩れ、地すべりが予想される箇所及び土石流の被害が予想される箇所	(2) 土砂崩れ、がけ崩れ、地すべりが予想される箇所及び土石流の被害が予想される箇所
2	7	4	3	(3) 物の落下、土砂の流出箇所	(3) 物の落下、土砂の流出箇所
2	7	4	4	(4) 河川により漏水し、浸没又は、転倒するおそれのあるもの。	(4) 河川により漏水し、浸没又は、転倒するおそれのあるもの。
2	7	4	5	(5) 河川の近接等により漏水のおそれのある箇所	(5) 河川の近接等により漏水のおそれのある箇所
2	7	4	6	(6) 流出のおそれのある箇所は、安全な場所に移動する等流出防止の措置を講ずること。	(6) 流出のおそれのある箇所は、安全な場所に移動する等流出防止の措置を講ずること。
2	7	4	7	(7) 大型機械等の設置してある場所への雨水流出、地盤のゆるみ、転倒のおそれがある場合は、早めに適切な場所への退避又は転倒防止措置を講ずること。	(7) 大型機械等の設置してある場所への雨水流出、地盤のゆるみ、転倒のおそれがある場合は、早めに適切な場所への退避又は転倒防止措置を講ずること。
2	7	4	8	(8) 河川・湖沼等の近接等により漏水のおそれがある箇所は、早めに退避するか、水害から設備内に水を呼び込み内外水位差による倒壊を防ぐか、補修などの措置を講ずること。	(8) 河川・湖沼等の近接等により漏水のおそれがある箇所は、早めに退避するか、水害から設備内に水を呼び込み内外水位差による倒壊を防ぐか、補修などの措置を講ずること。
2	7	4	9	(9) 土石流、計画又は想定を上回る規模の異常出水に対する安全対策及び緊急時体制を確立しておくこと。	(9) 土石流、計画又は想定を上回る規模の異常出水に対する安全対策及び緊急時体制を確立しておくこと。
2	7	5	1	(1) 作業の開始は、クレーン、鉄骨組立のような高圧を大きく受ける作業用大型機械の停止場所での稼働、進出防止には十分注意すること。	(1) 作業の開始は、クレーン、鉄骨組立のような高圧を大きく受ける作業用大型機械の停止場所での稼働、進出防止には十分注意すること。
2	7	5	2	(2) 高圧により高圧電線が破断され、破断した電線が周囲に落下するおそれがある場合は、事前に適切な場所への退避又は転倒防止措置を講ずること。	(2) 高圧により高圧電線が破断され、破断した電線が周囲に落下するおそれがある場合は、事前に適切な場所への退避又は転倒防止措置を講ずること。
2	7	5	3	(3) 河川・湖沼等の近接等により漏水のおそれがある箇所は、早めに退避するか、水害から設備内に水を呼び込み内外水位差による倒壊を防ぐか、補修などの措置を講ずること。	(3) 河川・湖沼等の近接等により漏水のおそれがある箇所は、早めに退避するか、水害から設備内に水を呼び込み内外水位差による倒壊を防ぐか、補修などの措置を講ずること。
2	7	5	4	(4) 予期しない強風が吹き始めた場合には、特に風向作業では、作業を一時的に中止すること。この際、物の飛散が予想される場合は、飛散防止措置を講ずるとともに、安全確保のため、監視員を配置すること。	(4) 予期しない強風が吹き始めた場合には、特に風向作業では、作業を一時的に中止すること。この際、物の飛散が予想される場合は、飛散防止措置を講ずるとともに、安全確保のため、監視員を配置すること。
2	7	5	5	(5) 強風下での警戒及び選定は2名以上を構成員とする班で行うこと。	(5) 強風下での警戒及び選定は2名以上を構成員とする班で行うこと。
2	7	6	1	6. 雲に対する措置 (1) 雲は、水蒸気には電気を通さないが、赤雲の発生等の危険防止措置を講ずること。	6. 雲に対する措置 (1) 雲は、水蒸気には電気を通さないが、赤雲の発生等の危険防止措置を講ずること。
2	7	6	2	(2) 雷は、工事現場、施設、スロープ、通路、作業足場等は、避雷するか又は雷害を防止するための措置を講ずること。	(2) 雷は、工事現場、施設、スロープ、通路、作業足場等は、避雷するか又は雷害を防止するための措置を講ずること。
2	7	6	3	(3) 雷は、標示板等に付着した雷は払い落とし、見やすいものにしておくこと。	(3) 雷は、標示板等に付着した雷は払い落とし、見やすいものにしておくこと。
2	7	7	1	7. 雲に対する措置	7. 雲に対する措置

令和3年3月版		改訂(案)		改訂理由	
策	策	策	策	策	策
2	7	7	1	(1) 警報、ラジオ等により異常の発生や接近の情報を入手した時は、その状況に応じて現場、サイト等により現場作業員に伝達すること。	(1) 警報、ラジオ等により異常の発生や接近の情報を入手した時は、その状況に応じて現場、サイト等により現場作業員に伝達すること。
2	7	7	2	(2) 警戒隊の巡回を行う際は、特に異常発生を防止し、異常(作業中止、退避等)、連絡方法を定め、作業中止又は退避の発生等に関する情報を適切な所に監視で示し、全員に伝達すること。	(2) 警戒隊の巡回を行う際は、特に異常発生を防止し、異常(作業中止、退避等)、連絡方法を定め、作業中止又は退避の発生等に関する情報を適切な所に監視で示し、全員に伝達すること。
2	7	7	3	(3) 警戒隊の巡回においては、警戒と警戒の両方が短い時は、作業を中止し安全な場所に退避すること。また、警戒員が警戒を通過した後も、警戒と警戒の両方が長くなるまで作業を再開しないこと。	(3) 警戒隊の巡回においては、警戒と警戒の両方が短い時は、作業を中止し安全な場所に退避すること。また、警戒員が警戒を通過した後も、警戒と警戒の両方が長くなるまで作業を再開しないこと。
2	7	8	1	8. 地震及び津波に対する措置 (1) 地震及び津波に対する警戒が発表された場合は、安全な場所へ作業員を避難させること。	8. 地震及び津波に対する措置 (1) 地震及び津波に対する警戒が発表された場合は、安全な場所へ作業員を避難させること。
2	7	8	2	(2) 地震及び津波が発生した後に、工事再開する場合は、あらかじめの危険物、施設物、建設機、電気設備及び地盤、制振装置等を十分点検すること。	(2) 地震及び津波が発生した後に、工事再開する場合は、あらかじめの危険物、施設物、建設機、電気設備及び地盤、制振装置等を十分点検すること。
2	8	1	1	1. 防火管理体制の確立 (1) 工事現場には事務所、寄宿舎等の防火に備え、防火管理組織を確立すること。	1. 防火管理体制の確立 (1) 工事現場には事務所、寄宿舎等の防火に備え、防火管理組織を確立すること。
2	8	1	2	(2) 事務所、寄宿舎等に勤務者又は居住者が50人以上の場合には、責任を有する者の中から防火管理者を選任し消防署長に届出すること。	(2) 事務所、寄宿舎等に勤務者又は居住者が50人以上の場合には、責任を有する者の中から防火管理者を選任し消防署長に届出すること。
2	8	1	3	(3) 事務所、寄宿舎の建物等に防火責任者を指名し表示すること。	(3) 事務所、寄宿舎の建物等に防火責任者を指名し表示すること。
2	8	2	1	2. 防火設備 (1) 消火栓、消火器、防火用水等は、建物延焼防止に合わせた消火能力を確保した設備とすること。	2. 防火設備 (1) 消火栓、消火器、防火用水等は、建物延焼防止に合わせた消火能力を確保した設備とすること。
2	8	2	2	(2) 火災危険箇所には、用途に応じた消火器具等防火設備を備えること。消火器具の有効期間を確認すること。	(2) 火災危険箇所には、用途に応じた消火器具等防火設備を備えること。消火器具の有効期間を確認すること。
2	8	3	1	3. 危険物の管理 (1) 危険物と指定数量以上の貯蔵又は取扱う場合には、危険物取扱責任者を選任すること。なお、少量危険物に指定される数量を貯蔵又は取扱う場合には、危険物取扱責任者を選任すること。	(1) 危険物と指定数量以上の貯蔵又は取扱う場合には、危険物取扱責任者を選任すること。なお、少量危険物に指定される数量を貯蔵又は取扱う場合には、危険物取扱責任者を選任すること。
2	8	3	2	(2) 指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、所轄消防署へ届出を行うこと。	(2) 指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、所轄消防署へ届出を行うこと。
2	8	3	3	(3) 危険物の貯蔵所又は取扱所には、立入禁止の措置をし、かつ火気使用禁止の表示をすること。	(3) 危険物の貯蔵所又は取扱所には、立入禁止の措置をし、かつ火気使用禁止の表示をすること。
2	8	3	4	(4) 危険物取扱作業方法を定め、工事関係者への周知徹底を図ること。	(4) 危険物取扱作業方法を定め、工事関係者への周知徹底を図ること。
2	8	3	5	(5) 可燃性液体等の危険物は、直射日光を避け、通風換気のよいところ(「危険物倉庫」を指定して保管のうえ、簡易「危険物倉庫」「危険物貯蔵所」「火気厳禁」等の表示をして、周辺での火気使用を禁止すること。	(5) 可燃性液体等の危険物は、直射日光を避け、通風換気のよいところ(「危険物倉庫」を指定して保管のうえ、簡易「危険物倉庫」「危険物貯蔵所」「火気厳禁」等の表示をして、周辺での火気使用を禁止すること。
2	8	3	6	(6) 指定された数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所で貯蔵及び取扱いを行わないこと。	(6) 指定された数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所で貯蔵及び取扱いを行わないこと。
2	8	3	7	(7) 危険物の貯蔵所を設置、変更する場合は、市町村長又は都道府県知事の許可及び所轄消防署への申請、届出を受けること。	(7) 危険物の貯蔵所を設置、変更する場合は、市町村長又は都道府県知事の許可及び所轄消防署への申請、届出を受けること。
2	8	4	1	4. アセチレンガス、溶接作業 (1) ガスボンベは、通風、換気、置き方に留意し、適切な場所に貯蔵すること。	4. アセチレンガス、溶接作業 (1) ガスボンベは、通風、換気、置き方に留意し、適切な場所に貯蔵すること。
2	8	4	2	(2) ガス溶接、溶断に使用する器具類は作業前に点検し、不良箇所は補修又は取替えること。	(2) ガス溶接、溶断に使用する器具類は作業前に点検し、不良箇所は補修又は取替えること。
2	8	4	3	(3) ガスボンベは、使用前、使用中、使用後の区分を明確にし、適切に管理すること。	(3) ガスボンベは、使用前、使用中、使用後の区分を明確にし、適切に管理すること。
2	8	4	4	(4) 溶接、溶断による火花等に対する防護措置は適切に行うこと。	(4) 溶接、溶断による火花等に対する防護措置は適切に行うこと。
2	8	4	5	(5) ガス溶接、溶断作業は異常発生に注意して行わないこと。	(5) ガス溶接、溶断作業は異常発生に注意して行わないこと。
2	8	5	1	5. 表紙設備	5. 表紙設備

令和3年3月版		改訂(案)		改訂理由	
原 則 案 項	本文	改訂案	本文	改訂理由	
2-8-5-1	(1) 事務所、事務所以外の作業用建物等を表示すること。	2-8-5-1	(1) 事務所、事務所以外の作業用建物等を表示すること。	建設現場等に係る防犯対策(防犯カメラ25、防犯灯27)	
2-8-5-2	(2) 2階以上の建物で収容人員が30人以上の場合には、すべり台、すべり梯、避難はしこ、避難ロープ等を設置すること。	2-8-5-2	(2) 2階以上の建物で収容人員が30人以上の場合には、すべり台、すべり梯、避難はしこ、避難ロープ等を設置すること。		
2-9-1	第9節 工事現場のイメージアップ	2-9-1	第9節 工事現場のイメージアップ		
2-9-1-1	1. 懸架した工事現場の維持	2-9-1-1	1. 懸架した工事現場の維持		
2-9-1-1-1	(1) 作業場所、資材置き場の敷物は適宜整理し、積材、不用品は整理、処分し、必要時の整理に努めること。	2-9-1-1-1	(1) 作業場所、資材置き場の敷物は適宜整理し、積材、不用品は整理、処分し、必要時の整理に努めること。		
2-9-1-1-2	(2) 運搬等は、整理として整理に努めること。また、建設機械の経路についても整理として整理に努めること。	2-9-1-1-2	(2) 運搬等は、整理として整理に努めること。また、建設機械の経路についても整理として整理に努めること。		
2-9-1-1-3	(3) 備等は常に整理し、破損・乱れは放置せず、維持管理を怠らぬこと。	2-9-1-1-3	(3) 備等は常に整理し、破損・乱れは放置せず、維持管理を怠らぬこと。		
2-9-2	2. 土工事、基礎工事等のある工事現場	2-9-2	2. 土工事、基礎工事等のある工事現場		
2-9-2-1	(1) 工事現場の状況に応じて、工事用通路に防じん防止のための砕石あるいは舗装を敷くこと。また、排水設備を敷くこと。また、工事用車両出入口には、必要に応じて、タイヤ洗浄設備等を敷いて、土砂の排出防止に努めること。また、上記の設備が故障した場合は、現場周辺の清掃を適宜行い、土砂を散逸させないこと。	2-9-2-1	(1) 工事現場の状況に応じて、工事用通路に防じん防止のための砕石あるいは舗装を敷くこと。また、排水設備を敷くこと。また、工事用車両出入口には、必要に応じて、タイヤ洗浄設備等を敷いて、土砂の排出防止に努めること。また、上記の設備が故障した場合は、現場周辺の清掃を適宜行い、土砂を散逸させないこと。		
2-9-2-2	(2) 人家密集地等、周辺状況に応じて敷設を敷いて、土砂飛散防止の措置を講ずること。	2-9-2-2	(2) 人家密集地等、周辺状況に応じて敷設を敷いて、土砂飛散防止の措置を講ずること。		
2-9-2-3	(3) 現場状況に応じて防じん処理等の措置を講ずること。	2-9-2-3	(3) 現場状況に応じて防じん処理等の措置を講ずること。		
2-9-3	3. 住居等への周辺	2-9-3	3. 住居等への周辺		
2-9-3-0-1	騒音、振動等を行う作業を行う現場では、地域住民等の理解を得るよう、作業時間や表示すること等により、事前に周知を図ること。	2-9-3-0	騒音、振動等を行う作業を行う現場では、地域住民等の理解を得るよう、作業時間や表示すること等により、事前に周知を図ること。		
2-9-4	4. イメージアップ	2-9-4	4. イメージアップ		
2-9-4-0	現場事務所、作業員住宅、休憩所及び作業員宿舎等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、営業並びに現場周辺の美化に努めること。	2-9-4-0	現場事務所、作業員住宅、休憩所及び作業員宿舎等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、営業並びに現場周辺の美化に努めること。		
2-10	第10節 現場管理	2-10	第10節 現場管理		
2-10-1	1. 施工計画、指図等に係る事項	2-10-1	1. 施工計画、指図等に係る事項		
2-10-1-0	施工計画、指図等に係る事項及び作業の順序、方法をあらかじめ作業員に周知すること。	2-10-1-0	施工計画、指図等に係る事項及び作業の順序、方法をあらかじめ作業員に周知すること。		
2-10-2	2. 作業主任者の選任	2-10-2	2. 作業主任者の選任		
2-10-2-1	(1) 災害を防止するため管理を必要とする作業については、作業の状況に応じて免許を受けた者又は技能訓練を受けた者を作業主任者として選任し、作業員の指導を行うこと。	2-10-2-1	(1) 災害を防止するため管理を必要とする作業については、作業の状況に応じて免許を受けた者又は技能訓練を受けた者を作業主任者として選任し、作業員の指導を行うこと。		
2-10-2-2	(2) 作業主任者を選任したときは、氏名、担当事項を作業場の見やすい箇所に掲示し、作業員に周知すること。	2-10-2-2	(2) 作業主任者を選任したときは、氏名、担当事項を作業場の見やすい箇所に掲示し、作業員に周知すること。		
2-10-3	3. 作業員の選任	2-10-3	3. 作業員の選任		
2-10-3-1	(1) 作業員の選任は、作業に適用する作業では資格を定め、作業計画に基づき、その作業を指導すること。	2-10-3-1	(1) 作業員の選任は、作業に適用する作業では資格を定め、作業計画に基づき、その作業を指導すること。		
2-10-3-2	(2) 作業員は作業が作業手順どおりに行われているか、また、状況の変化により作業方法を修正しなければならない作業のときは、必要に応じて適切な指導を講ずること。	2-10-3-2	(2) 作業員は作業が作業手順どおりに行われているか、また、状況の変化により作業方法を修正しなければならない作業のときは、必要に応じて適切な指導を講ずること。		
2-10-4	4. 労働者の選任	2-10-4	4. 労働者の選任		
2-10-4-0	クレーンの運転・主要作業員等資格を必要とする作業には、必ず資格者であるとともに、技能の訓練を行うこと。	2-10-4-0	クレーンの運転・主要作業員等資格を必要とする作業には、必ず資格者であるとともに、技能の訓練を行うこと。		
2-10-5	5. 保護具等の着用と使用	2-10-5	5. 保護具等の着用と使用		
2-10-5-0	作業に携行する場合は、作業に適した服装を身に付け、保護具等を着用し、必要時は必ず使用すること。	2-10-5-0	作業に携行する場合は、作業に適した服装を身に付け、保護具等を着用し、必要時は必ず使用すること。		
2-10-6	6. 水上作業時の取扱い	2-10-6	6. 水上作業時の取扱い		
2-10-6-1	(1) 水中に作業には必ず救命器具をそなえておくこと。	2-10-6-1	(1) 水中に作業には必ず救命器具をそなえておくこと。		
2-10-6-2	(2) 水中に転落するおそれのあるときは、救命器具を使用すること。	2-10-6-2	(2) 水中に転落するおそれのあるときは、救命器具を使用すること。		
2-10-7	7. 非常事態における対応措置	2-10-7	7. 非常事態における対応措置		
2-10-7-0	非常事態発生時における通報の方法、応急処置の方法等を作業員に周知すること。	2-10-7-0	非常事態発生時における通報の方法、応急処置の方法等を作業員に周知すること。		
2-10-8	8. 高圧電線等の取扱い	2-10-8	8. 高圧電線等の取扱い		
2-10-8-0	送電設備、特に高圧電線等は、その危険性について作業員に十分周知させておくこと。	2-10-8-0	送電設備、特に高圧電線等は、その危険性について作業員に十分周知させておくこと。		
2-10-9	9. 劇毒性など化学物質の適正な使用	2-10-9	9. 劇毒性など化学物質の適正な使用		

令和3年3月版		改訂(案)		改訂理由	
原 則 案 項	本文	改訂案	本文	改訂理由	
2-10-9-0	劇毒性など化学物質の使用については、ラベル・SDS (安全データシート) の情報に基づき、はくばく防止措置を確実に実施するなど作業員の健康を保護せしめるとともに、適量で十分な換気は確保されるなど作業場の環境を改善させる対策を実施すること。	2-10-9-0	劇毒性など化学物質の使用については、ラベル・SDS (安全データシート) の情報に基づき、はくばく防止措置を確実に実施するなど作業員の健康を保護せしめるとともに、適量で十分な換気は確保されるなど作業場の環境を改善させる対策を実施すること。	厚生労働省「安全衛生法(2021年)第92条」	
2-10-10	10. 作業現場の整備	2-10-10	10. 作業現場の整備		
2-10-10-0	1. 材料の置場は、作業に適した場所を選定し、通路・非常口・分電盤・配管等の妨げは避けること。	2-10-10-0	1. 材料の置場は、作業に適した場所を選定し、通路・非常口・分電盤・配管等の妨げは避けること。		
3-1	第3章 地下埋設物・上空施設等	3-1	第3章 地下埋設物・上空施設等		
3-1-1	第1節 地下埋設物一般	3-1-1	第1節 地下埋設物一般		
3-1-1-1	1. 工事内容の確認	3-1-1-1	1. 工事内容の確認		
3-1-1-1-1	(1) 埋設物が予想される場所で工事を実施しようとするときは、設計図書における地下埋設物に関する条件等詳細を確認すること。	3-1-1-1-1	(1) 埋設物が予想される場所で工事を実施しようとするときは、設計図書における地下埋設物に関する条件等詳細を確認すること。		
3-1-1-1-2	(2) 設計図書に記載がない場合でも、道路敷内や埋設を行う工事があるときは、道路管理会社、隣接する埋設物管理責任者(当局、道路局、埋設物台帳等)より埋設物の有無の確認を行うこと。	3-1-1-1-2	(2) 設計図書に記載がない場合でも、道路敷内や埋設を行う工事があるときは、道路管理会社、隣接する埋設物管理責任者(当局、道路局、埋設物台帳等)より埋設物の有無の確認を行うこと。		
3-1-1-1-3	(3) 埋設物の種類、深さ、掘削位置と掘削との相対的深さをよく把握し、掘削に伴って影響が及ぶおそれのある範囲については、掘削と掘削に留意を行い、埋設物の状況の確認に努めること。	3-1-1-1-3	(3) 埋設物の種類、深さ、掘削位置と掘削との相対的深さをよく把握し、掘削に伴って影響が及ぶおそれのある範囲については、掘削と掘削に留意を行い、埋設物の状況の確認に努めること。		
3-1-1-1-4	(4) 郊外地、山間地の道路の場合であっても地下埋設物を十分に確認すること。	3-1-1-1-4	(4) 郊外地、山間地の道路の場合であっても地下埋設物を十分に確認すること。		
3-1-1-2	2. 事前確認	3-1-1-2	2. 事前確認		
3-1-1-2-1	(1) 埋設物が予想される場所で施工するときは、施工に先立ち、台帳と照らし合わせて位置(平面・高さ)を確認した上で掘削の注意のもとで掘削を行い、その埋設物の種類、位置(平面・高さ)、埋設物、調査等を確認し、掘削位置と掘削との相対的深さをよく把握し、掘削に伴って影響が及ぶおそれのある範囲については、掘削と掘削に留意を行い、埋設物の状況の確認に努めること。	3-1-1-2-1	(1) 埋設物が予想される場所で施工するときは、施工に先立ち、台帳と照らし合わせて位置(平面・高さ)を確認した上で掘削の注意のもとで掘削を行い、その埋設物の種類、位置(平面・高さ)、埋設物、調査等を確認し、掘削位置と掘削との相対的深さをよく把握し、掘削に伴って影響が及ぶおそれのある範囲については、掘削と掘削に留意を行い、埋設物の状況の確認に努めること。		
3-1-1-2-2	(2) 掘削範囲に埋設物があつたことが分かった場合は、その埋設物の位置及び埋設物種と照らし、関係法令等に従い、保安上の必要措置、掘削方法、立入の必要性、緊急時の連絡先及び方法、保安上の措置の実施区分等を決定すること。	3-1-1-2-2	(2) 掘削範囲に埋設物があつたことが分かった場合は、その埋設物の位置及び埋設物種と照らし、関係法令等に従い、保安上の必要措置、掘削方法、立入の必要性、緊急時の連絡先及び方法、保安上の措置の実施区分等を決定すること。		
3-1-1-2-3	(3) 掘削位置と掘削との相対的深さをよく把握し、掘削に伴って影響が及ぶおそれのある範囲については、掘削と掘削に留意を行い、埋設物の状況の確認に努めること。	3-1-1-2-3	(3) 掘削位置と掘削との相対的深さをよく把握し、掘削に伴って影響が及ぶおそれのある範囲については、掘削と掘削に留意を行い、埋設物の状況の確認に努めること。		
3-1-1-2-4	(4) 掘削位置と掘削との相対的深さをよく把握し、掘削に伴って影響が及ぶおそれのある範囲については、掘削と掘削に留意を行い、埋設物の状況の確認に努めること。	3-1-1-2-4	(4) 掘削位置と掘削との相対的深さをよく把握し、掘削に伴って影響が及ぶおそれのある範囲については、掘削と掘削に留意を行い、埋設物の状況の確認に努めること。		
3-1-1-3	3. 施工計画	3-1-1-3	3. 施工計画		
3-1-1-3-1	(1) 掘削工事を行うときは、掘削範囲の状況に応じて掘削したうえで工法を選定し、掘削を行うこと。この際には埋設物種別の掘削方法を考慮し、埋設物の保全に努めること。	3-1-1-3-1	(1) 掘削工事を行うときは、掘削範囲の状況に応じて掘削したうえで工法を選定し、掘削を行うこと。この際には埋設物種別の掘削方法を考慮し、埋設物の保全に努めること。		
3-1-1-3-2	(2) 市街地における土木工事では、埋設物が多く、その正確な位置がつかない場合もあることを考慮し、掘削に必要な日数を十分に見込んで掘削作業を行うこと。	3-1-1-3-2	(2) 市街地における土木工事では、埋設物が多く、その正確な位置がつかない場合もあることを考慮し、掘削に必要な日数を十分に見込んで掘削作業を行うこと。		
3-1-1-3-3	(3) 掘削は主として道路敷内にあるため、工事に関する、道路敷の掘削に関する法令等に関する、掘削工事、切取工事、移設工事等の内容をよく把握すること。そうして、作業時間等の制約等を考慮した掘削方法を事前に関係機関と協議しておくこと。	3-1-1-3-3	(3) 掘削は主として道路敷内にあるため、工事に関する、道路敷の掘削に関する法令等に関する、掘削工事、切取工事、移設工事等の内容をよく把握すること。そうして、作業時間等の制約等を考慮した掘削方法を事前に関係機関と協議しておくこと。		
3-1-1-3-4	(4) 埋設物に近づく掘削の掘削計画は、関係する埋設物管理との協議が必要であり、掘削の方法、掘削方法等、掘削方法を掘削のうえでりとめること。	3-1-1-3-4	(4) 埋設物に近づく掘削の掘削計画は、関係する埋設物管理との協議が必要であり、掘削の方法、掘削方法等、掘削方法を掘削のうえでりとめること。		
3-1-1-4	4. 現場管理	3-1-1-4	4. 現場管理		
3-1-1-4-1	(1) 掘削範囲内に掘削できない地下埋設物がある場合は、掘削範囲から掘削を回避し、掘削位置の取替など、掘削に埋設物を掘削し、掘削位置を移すこと。	3-1-1-4-1	(1) 掘削範囲内に掘削できない地下埋設物がある場合は、掘削範囲から掘削を回避し、掘削位置の取替など、掘削に埋設物を掘削し、掘削位置を移すこと。	安規法第29の2	
3-1-1-4-2	(2) 掘削・掘削再開時には、掘削位置、掘削位置の掘削位置を掘削作業員に周知すること。	3-1-1-4-2	(2) 掘削・掘削再開時には、掘削位置、掘削位置の掘削位置を掘削作業員に周知すること。		
3-1-1-4-3	第2章 地下埋設物・上空施設等	3-1-1-4-3	第2章 地下埋設物・上空施設等		
3-1-1-4-3-1	1. 事前確認	3-1-1-4-3-1	1. 事前確認		
3-1-1-4-3-1-1	(1) 工事現場における埋設物・上空施設については、掘削に先立ち、台帳と照らし合わせて位置(平面・高さ)及び埋設物を確認すること。	3-1-1-4-3-1-1	(1) 工事現場における埋設物・上空施設については、掘削に先立ち、台帳と照らし合わせて位置(平面・高さ)及び埋設物を確認すること。	安規法第362	

令和3年3月版		改訂(案)		適用基準等	改訂理由
章	節	条	項		
3	2	1	2	(2) 建設機械等のブーム、ガントラックのダンブアップ時に、押し、切筋の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の作業を行うこと。	(2) 建設機械等のブーム、ガントラックのダンブアップ時に押し、切筋の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の作業を行うこと。
3	2	1	2	(2) 建設機械等のブーム、ガントラックのダンブアップ時に、押し、切筋の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の作業を行うこと。	(2) 建設機械等のブーム、ガントラックのダンブアップ時に、押し、切筋の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の作業を行うこと。
3	2	1	2	(2) 建設機械等のブーム、ガントラックのダンブアップ時に、押し、切筋の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の作業を行うこと。	(2) 建設機械等のブーム、ガントラックのダンブアップ時に、押し、切筋の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の作業を行うこと。
3	2	1	2	(2) 建設機械等のブーム、ガントラックのダンブアップ時に、押し、切筋の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の作業を行うこと。	(2) 建設機械等のブーム、ガントラックのダンブアップ時に、押し、切筋の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の作業を行うこと。
3	2	1	2	(2) 建設機械等のブーム、ガントラックのダンブアップ時に、押し、切筋の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の作業を行うこと。	(2) 建設機械等のブーム、ガントラックのダンブアップ時に、押し、切筋の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の作業を行うこと。
3	2	1	2	(2) 建設機械等のブーム、ガントラックのダンブアップ時に、押し、切筋の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の作業を行うこと。	(2) 建設機械等のブーム、ガントラックのダンブアップ時に、押し、切筋の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の作業を行うこと。
3	2	2	0	建設機械等上空施設に近接して作業を行う場合は、必要に応じて、その管理策に施工方法の検証や立会を要すること。	建設機械等上空施設に近接して作業を行う場合は、必要に応じて、その管理策に施工方法の検証や立会を要すること。
3	2	3	0	3. 現場管理	3. 現場管理
3	2	3	1	(1) 作業開始前には、作業計画に基づいた安全な現場を確保すること。	(1) 作業開始前には、作業計画に基づいた安全な現場を確保すること。
3	2	3	2	(2) 建設機械、ガントラック等のオペレータ、運転手に対し、作業計画及び作業範囲内の空室等上空施設の位置、位置(場所、高さ等)を指示するとともに、ガントラックのダンブアップ状態での移動、走行の禁止や建設機械の取回・立ち入り禁止区域等の重要事項について周知徹底すること。	(2) 建設機械、ガントラック等のオペレータ、運転手に対し、作業計画及び作業範囲内の空室等上空施設の位置、位置(場所、高さ等)を指示するとともに、ガントラックのダンブアップ状態での移動、走行の禁止や建設機械の取回・立ち入り禁止区域等の重要事項について周知徹底すること。
4	1	1	1	第4章 組織・経費・設備一般	第4章 組織・経費・設備一般
4	1	1	1	第1節 建設機械作業の一般的留意事項	第1節 建設機械作業の一般的留意事項
4	1	1	1	1. 安全運転のための作業計画・作業管理	1. 安全運転のための作業計画・作業管理
4	1	1	1	(1) 作業内容、作業方法、作業範囲等の周知を図ること。	(1) 作業内容、作業方法、作業範囲等の周知を図ること。
4	1	1	2	(2) 作業内容、作業方法、作業範囲等の周知を図ること。また、作業範囲等に関する指示、監督、監視の徹底及び立入禁止区域の明確な表示を行うこと。	(2) 作業内容、作業方法、作業範囲等の周知を図ること。また、作業範囲等に関する指示、監督、監視の徹底及び立入禁止区域の明確な表示を行うこと。
4	1	1	3	(3) 作業内容により、やむを得ず、人と建設機械との共同作業となる場合は、必ず作業員を指名して運転すること。作業員及び作業員には合図、誘導の方法の他、運転者の視認性に関する死傷についても周知を図ること。	(3) 作業内容により、やむを得ず、人と建設機械との共同作業となる場合は、必ず作業員を指名して運転すること。作業員及び作業員には合図、誘導の方法の他、運転者の視認性に関する死傷についても周知を図ること。
4	1	2	2	2. 現場への入場と退場	2. 現場への入場と退場
4	1	2	1	(1) 前倒し、重機移動、ヘッドガード、落下物保護装置、転倒時保護装置、操作レバーロック装置、脚下降止用安全ピン等の安全装置の設置を確認すること。	(1) 前倒し、重機移動、ヘッドガード、落下物保護装置、転倒時保護装置、操作レバーロック装置、脚下降止用安全ピン等の安全装置の設置を確認すること。
4	1	2	2	(2) 前倒し、重機移動、操作レバーロック装置等の正常動作を確認すること。	(2) 前倒し、重機移動、操作レバーロック装置等の正常動作を確認すること。
4	1	2	3	(3) 建設機械の能力、機体状況等を確認すること。	(3) 建設機械の能力、機体状況等を確認すること。
4	1	3	1	(1) 作業開始前の点検を行うこと。	(1) 作業開始前の点検を行うこと。
4	1	3	2	(2) 点検結果に基づき異常を点検し、異常があれば整備が完了するまで使用しないこと。	(2) 点検結果に基づき異常を点検し、異常があれば整備が完了するまで使用しないこと。
4	1	3	3	(3) 作業範囲の点検の際には、作業範囲内に人がいないこと、障害物がないこと等の安全を確認してから行うこと。	(3) 作業範囲の点検の際には、作業範囲内に人がいないこと、障害物がないこと等の安全を確認してから行うこと。
4	1	4	1	4. 建設機械の整備、調整、その他	4. 建設機械の整備、調整、その他
4	1	4	1	(1) 指定された建設機械の整備能力及び安定性を越えて走行しないこと。その他確認に応じた運転基準事項を遵守すること。	(1) 指定された建設機械の整備能力及び安定性を越えて走行しないこと。その他確認に応じた運転基準事項を遵守すること。
4	1	4	2	(2) 走行中に、地形、地盤その他に異常を感じたときは、走行を一旦停止して、地形、地盤その他を確認すること。	(2) 走行中に、地形、地盤その他に異常を感じたときは、走行を一旦停止して、地形、地盤その他を確認すること。
4	1	5	1	5. 運転終了後及び修理等を行う場合	5. 運転終了後及び修理等を行う場合
4	1	5	1	(1) 建設機械を地盤の弱い場所等に止め、パッド等を地面まで押し、充分固定を防止すること。やむを得ず、仮止めするときは、足取りに止まり等を確保すること。	(1) 建設機械を地盤の弱い場所等に止め、パッド等を地面まで押し、充分固定を防止すること。やむを得ず、仮止めするときは、足取りに止まり等を確保すること。
4	1	5	2	(2) 建設機械を止め、ブレーキは完全に解除、ブレーキペダルをロックすること。また、作業範囲についてもロックし、キーをはずして所定の場所へ保管すること。	(2) 建設機械を止め、ブレーキは完全に解除、ブレーキペダルをロックすること。また、作業範囲についてもロックし、キーをはずして所定の場所へ保管すること。
4	1	6	1	6. 用途外使用の制限	6. 用途外使用の制限
4	1	6	1	(1) 原則として、建設機械は、用途以外に使用しないこと。	(1) 原則として、建設機械は、用途以外に使用しないこと。
4	1	6	2	(2) フォークリフト等の取り上げ作業等に備わる用途外使用は、作業の性質上やむを得ない場合に限り、その際には、以下を遵守することを確認した上で行うこと。	(2) フォークリフト等の取り上げ作業等に備わる用途外使用は、作業の性質上やむを得ない場合に限り、その際には、以下を遵守することを確認した上で行うこと。
4	1	6	2	① 十分な強度をもつ取り上げ用の索具等を用いること。	① 十分な強度をもつ取り上げ用の索具等を用いること。
4	1	6	2	② 取り上げ高さの下で作業を行うこと。	② 取り上げ高さの下で作業を行うこと。
4	1	6	2	③ 作業範囲からはずさないこと。	③ 作業範囲からはずさないこと。
4	2	1	1	第2節 建設機械の運用	第2節 建設機械の運用
4	2	1	1	1. 建設機械の適切な選定と運用	1. 建設機械の適切な選定と運用

令和3年3月版		改訂(案)		適用基準等	改訂理由
章	節	条	項		
4	2	1	1	(1) 搬送開始前に、使用空間、搬入・搬出作業及び転倒等に対する安全性を考慮して選定すること。また、操作状況、騒音、振動、排出ガス等を考慮して選定すること。	(1) 搬送開始前に、使用空間、搬入・搬出作業及び転倒等に対する安全性を考慮して選定すること。また、操作状況、騒音、振動、排出ガス等を考慮して選定すること。
4	2	1	2	(2) 使用場所に応じて、作業員の安全を確保するため、適切な安全設備を付けること。	(2) 使用場所に応じて、作業員の安全を確保するため、適切な安全設備を付けること。
4	2	1	3	(3) 建設機械の運転、操作にあたっては、作業員及び特別の教育を受けた者が行うこと。	(3) 建設機械の運転、操作にあたっては、作業員及び特別の教育を受けた者が行うこと。
4	2	2	1	2. 使用設備管理	2. 使用設備管理
4	2	2	1	(1) 危険防止のため、作業箇所には、必要な措置を確保すること。	(1) 危険防止のため、作業箇所には、必要な措置を確保すること。
4	2	2	2	(2) 搬送開始前には、物じん、騒音、高温低湿等から作業員を保護する措置を講じること。これにより適切ときは、保護具を着用させること。	(2) 搬送開始前には、物じん、騒音、高温低湿等から作業員を保護する措置を講じること。これにより適切ときは、保護具を着用させること。
4	2	2	3	(3) 搬送に伴う加熱、発熱、潤滑等で火災のおそれがある機械については、よく整備してから使用するものとし、消火器等を整備すること。また、燃料の補給は、必ず機械を停止してから行うこと。	(3) 搬送に伴う加熱、発熱、潤滑等で火災のおそれがある機械については、よく整備してから使用するものとし、消火器等を整備すること。また、燃料の補給は、必ず機械を停止してから行うこと。
4	2	2	4	(4) 燃料のおそれのある搬送時には、必ず防護措置を講じること。防護措置を講じない場合は、搬送中に作業員が移動を行う場合は、防護員を配置すること。ブーム等は少なくとも電線から次の距離距離をとること。	(4) 燃料のおそれのある搬送時には、必ず防護措置を講じること。防護措置を講じない場合は、搬送中に作業員が移動を行う場合は、防護員を配置すること。ブーム等は少なくとも電線から次の距離距離をとること。
4	2	2	4	電圧と漏電距離	電圧と漏電距離
4	2	2	4	電圧と漏電距離 (表)	電圧と漏電距離 (表)
4	2	2	5	(5) 電気設備については、その特性に応じて設備の中に設置する等、漏電に対して安全な措置を行うこと。	(5) 電気設備については、その特性に応じて設備の中に設置する等、漏電に対して安全な措置を行うこと。
4	2	2	6	(6) 異常事態発生時における連絡方法、応急処置の方法は、分かりやすい所に掲示しておくこと。	(6) 異常事態発生時における連絡方法、応急処置の方法は、分かりやすい所に掲示しておくこと。
4	2	2	7	(7) 搬送の使用に異常が発見された場合には、直ちに作業を中止し、原因を調べて修理を行うこと。	(7) 搬送の使用に異常が発見された場合には、直ちに作業を中止し、原因を調べて修理を行うこと。
4	2	3	0	3. 安全設備	3. 安全設備
4	2	3	0	運転者、取扱者を定め、作業前に以下の教育を行うこと。また、指定した運転者、取扱者以外の教育を禁止すること。その旨表示すること。作業方法を教えた場合には、個々の事項について教育を行うこと。	運転者、取扱者を定め、作業前に以下の教育を行うこと。また、指定した運転者、取扱者以外の教育を禁止すること。その旨表示すること。作業方法を教えた場合には、個々の事項について教育を行うこと。
4	2	3	0	① 当該機械の危険性及び構造、保護具の性能・着用、取扱方法、非常停止方法	① 当該機械の危険性及び構造、保護具の性能・着用、取扱方法、非常停止方法
4	2	3	0	② 安全装置の種類、性能、取扱方法	② 安全装置の種類、性能、取扱方法
4	2	3	0	③ 作業手順、操作手順、運転開始の合図・連絡、作業開始時の点検	③ 作業手順、操作手順、運転開始の合図・連絡、作業開始時の点検
4	2	3	0	④ 排除等の場合の運転停止、運転再開、応急処置等の手順及び必要な措置	④ 排除等の場合の運転停止、運転再開、応急処置等の手順及び必要な措置
4	2	3	0	⑤ 非常時、緊急時における応急処置及び退避・連絡等	⑤ 非常時、緊急時における応急処置及び退避・連絡等
4	2	3	0	⑥ 整備管理及び清潔の保持、その他必要事項	⑥ 整備管理及び清潔の保持、その他必要事項
4	2	4	1	4. 取扱責任者	4. 取扱責任者
4	2	4	1	(1) 取扱者の中から取扱責任者を選定し、指定した取扱者以外の使用の禁止を確保すること。	(1) 取扱者の中から取扱責任者を選定し、指定した取扱者以外の使用の禁止を確保すること。
4	2	4	2	(2) 安全運転上、取扱責任者の行うべき事項を定め、それを実行させること。	(2) 安全運転上、取扱責任者の行うべき事項を定め、それを実行させること。
4	2	5	1	5. 系統・管理作業時の安全確保	5. 系統・管理作業時の安全確保
4	2	5	1	(1) 運転停止、運転再開、応急処置等の手順及び必要な措置をとること。	(1) 運転停止、運転再開、応急処置等の手順及び必要な措置をとること。
4	2	5	2	(2) 点検・修理作業時の整備、転倒等を防止するための必要な措置をとること。	(2) 点検・修理作業時の整備、転倒等を防止するための必要な措置をとること。
4	2	5	3	(3) 点検・整備作業を行う場合は、関係者以外の立ち入りを禁止すること。	(3) 点検・整備作業を行う場合は、関係者以外の立ち入りを禁止すること。
4	2	5	4	(4) 点検・整備作業は、平坦地で建設機械を停止させて行うこと。やむを得ず傾斜地で行う場合は、機械の足取りに止まりをして急を防止。かつ転倒のおそれのない姿勢で行うこと。	(4) 点検・整備作業は、平坦地で建設機械を停止させて行うこと。やむを得ず傾斜地で行う場合は、機械の足取りに止まりをして急を防止。かつ転倒のおそれのない姿勢で行うこと。
4	2	5	5	(5) 建設機械は、原動機を止め、ブレーキ、後部のロックを必ず解除しておくこと。	(5) 建設機械は、原動機を止め、ブレーキ、後部のロックを必ず解除しておくこと。

Table with columns: 年度, 項目, 内容, 適用基準等, 改正(案), 改正理由. Contains safety regulations for construction equipment and site management.

Table with columns: 年度, 項目, 内容, 適用基準等, 改正(案), 改正理由. Continuation of safety regulations, focusing on crane and hoisting operations.

Table with columns: 編 号 (Code), 項 目 (Item), 本文 (Main Text), 適用基準等 (Applicable Standards), 章 節 (Chapter), 項 (Item), 改訂 (改) (Revision), 改訂理由 (Revision Reason).

Table with columns: 編 号 (Code), 項 目 (Item), 本文 (Main Text), 適用基準等 (Applicable Standards), 章 節 (Chapter), 項 (Item), 改訂 (改) (Revision), 改訂理由 (Revision Reason).

令和3年3月版		改訂(案)		改訂理由	
業種	業種	業種	業種		
5	4	3	3	(3) 足場の取組、取りはずし、変置等の作業には幅40cm以上の足場を設け、作業員に要求性能基準用脚輪を使用させること。 安南則554	本文 (3) 足場の取組、取りはずし、変置等の作業には幅40cm以上の足場を設け、作業員に要求性能基準用脚輪を使用させること。 安南則554
5	4	3	4	(4) 架空電線に接近して足場を設けるときは、電線の移動又は電線に絶縁防護具を装着すること。 安南則349、570	(4) 架空電線に接近して足場を設けるときは、電線の移動又は電線に絶縁防護具を装着すること。 安南則349、570
5	4	3	5	(5) 材料、器具、工具等の上げ下ろし時は、つり綱、つり袋を使用すること。 安南則564	(5) 材料、器具、工具等の上げ下ろし時は、つり綱、つり袋を使用すること。 安南則564
5	4	4	1	(1) 荷重及び材料に応じて、作業後の最大積載量を定め、かつこれを足場の見やすい箇所に表示すること。 安南則562	(1) 荷重及び材料に応じて、作業後の最大積載量を定め、かつこれを足場の見やすい箇所に表示すること。 安南則562
5	4	4	2	(2) 特別責任者等に委任して作業を行う場合には、当該電線等に対する接近距離を確保するための、見やすい箇所に距離等を設けること。 安南則349 安南則556 安南則559	(2) 特別責任者等に委任して作業を行う場合には、当該電線等に対する接近距離を確保するための、見やすい箇所に距離等を設けること。 安南則349
5	4	5	1	5. 点検 (1) 材料及び器具、工具を点検し、不良品を取り除くこと。 安南則562	5. 点検 (1) 材料及び器具、工具を点検し、不良品を取り除くこと。 安南則562
5	4	5	2	(2) 変置作業、点検、手渡り、手渡り中さん等の取りはずし及び取組の確実について、その日の作業を開始する前に点検し、異常を認めれば直ちに補修すること。 安南則562	(2) 変置作業、点検、手渡り、手渡り中さん等の取りはずし及び取組の確実について、その日の作業を開始する前に点検し、異常を認めれば直ちに補修すること。 安南則562
5	4	6	1	6. 取組の制限 高所作業車を用いた作業を行う場合の取組の制限は、右に掲げるものとし、責任者から指示された者以外は違反しないこと。 安南則70 安南則56	6. 取組の制限 高所作業車を用いた作業を行う場合の取組の制限は、右に掲げるものとし、責任者から指示された者以外は違反しないこと。 安南則70 安南則56
5	5	1	1	第5節 通路・昇降設備・避難等 1. 安全通路の確保 (1) 作業場に近接する場所及び作業場内には、作業員が使用するための安全通路を確保すること。 安南則540	第5節 通路・昇降設備・避難等 1. 安全通路の確保 (1) 作業場に近接する場所及び作業場内には、作業員が使用するための安全通路を確保すること。 安南則540
5	5	1	2	(2) 高さ又は深さ1.5mを超える箇所には安全な昇降設備を設けること。 安南則526	(2) 高さ又は深さ1.5mを超える箇所には安全な昇降設備を設けること。 安南則526
5	5	2	1	2. 作業口・避難通路 (1) 危険物、腐食性、炎毒性のものを取り扱う作業場及び当該作業場を有する建築物の避難通路（避難路上に通じる出入口のある階をいう。）には2箇所以上の出入口を設けること。なお、出入口の戸は、引戸又は折戸とする。 安南則546	2. 作業口・避難通路 (1) 危険物、腐食性、炎毒性のものを取り扱う作業場及び当該作業場を有する建築物の避難通路（避難路上に通じる出入口のある階をいう。）には2箇所以上の出入口を設けること。なお、出入口の戸は、引戸又は折戸とする。 安南則546
5	5	2	2	(2) 避難通路又は避難階のうち一つは、覆板に設けること。ただし、すべり台、避難用はしご、ラフプ等の避難用器具が設けられているときはこの限りではない。 安南則547	(2) 避難通路又は避難階のうち一つは、覆板に設けること。ただし、すべり台、避難用はしご、ラフプ等の避難用器具が設けられているときはこの限りではない。 安南則547
5	5	2	3	(3) 危険な作業場には、非常時のための自動警報設備・非常ベル等の警報用の設備又は携帯用警報機・手動式サイレン等の警報器具を備えること。 安南則548	(3) 危険な作業場には、非常時のための自動警報設備・非常ベル等の警報用の設備又は携帯用警報機・手動式サイレン等の警報器具を備えること。 安南則548
5	5	3	1	3. 危険場所への立入禁止 (1) 第2節に準ずること。 安南則349	3. 危険場所への立入禁止 (1) 第2節に準ずること。 安南則349
5	5	3	2	(2) 特別責任者等に委任して作業を行う場合には、当該電線等に対する接近距離を確保するための見やすい箇所に距離等を設けること。 安南則349	(2) 特別責任者等に委任して作業を行う場合には、当該電線等に対する接近距離を確保するための見やすい箇所に距離等を設けること。 安南則349
5	5	4	1	4. 点検 第5節第5項に準ずること。 安南則562	4. 点検 第5節第5項に準ずること。 安南則562
5	5	4	2	5. 検査・管理記録の取組、検査・検査 (1) 足場の取組、取りはずし、変置等の作業には幅40cm以上の足場を設け、作業員に要求性能基準用脚輪を使用させること。 安南則554	5. 検査・管理記録の取組、検査・検査 (1) 足場の取組、取りはずし、変置等の作業には幅40cm以上の足場を設け、作業員に要求性能基準用脚輪を使用させること。 安南則554
5	5	5	1	(2) 材料、器具、工具等の上げ下ろしときはつり綱、つり袋を使用すること。 安南則564	(2) 材料、器具、工具等の上げ下ろしときはつり綱、つり袋を使用すること。 安南則564
5	5	5	2	(3) 最大積載量を定め、作業員に通知すること。 安南則562	(3) 最大積載量を定め、作業員に通知すること。 安南則562
5	5	5	3	(4) 検査・取組の記録及び順序を当該作業員に通知すること。 安南則564	(4) 検査・取組の記録及び順序を当該作業員に通知すること。 安南則564
5	6	1	1	第6節 作業台・作業高台 1. 作業台 (1) 高さ2m以上の場所での作業及びスレート、床板等の屋根の上での作業においては作業台を設置すること。 安南則518、524	第6節 作業台・作業高台 1. 作業台 (1) 高さ2m以上の場所での作業及びスレート、床板等の屋根の上での作業においては作業台を設置すること。 安南則518、524
5	6	1	2	(2) 作業台は十分な強度を有するものを使用すること。また、幅は40cm以上とし、床材のすき間は3cm以下とし、床材と壁との隙間は12cm未満とする。床材は、緩位又は緩滑しないよう支持物に等倍以上に取り付けること。 安南則563	(2) 作業台は十分な強度を有するものを使用すること。また、幅は40cm以上とし、床材のすき間は3cm以下とし、床材と壁との隙間は12cm未満とする。床材は、緩位又は緩滑しないよう支持物に等倍以上に取り付けること。 安南則563
5	6	1	3	(3) 作業台を固定して移動させる場合は、3個以上の支持物にかけ、支点からの突出部の長さは10cm以上とし、かつ足幅幅長の18分の1以下とする。 安南則563	(3) 作業台を固定して移動させる場合は、3個以上の支持物にかけ、支点からの突出部の長さは10cm以上とし、かつ足幅幅長の18分の1以下とする。 安南則563
5	6	1	4	(4) また、足幅幅長を長手方向に重ねるときは支点上で重ね、その重ねた部分の長さは20cm以上とする。 安南則563	(4) また、足幅幅長を長手方向に重ねるときは支点上で重ね、その重ねた部分の長さは20cm以上とする。 安南則563

令和3年3月版		改訂(案)		改訂理由	
業種	業種	業種	業種		
5	6	1	5	(5) 最大積載量を定め、作業員に通知すること。 安南則562	本文 (5) 最大積載量を定め、作業員に通知すること。 安南則562
5	6	2	1	(1) 作業による危険のある箇所には手袋を設けることとし、材料は緩位・滑り等がないものとする。 安南則563	(1) 作業による危険のある箇所には手袋を設けることとし、材料は緩位・滑り等がないものとする。 安南則563
5	6	2	2	(2) 手すり等は、高さ又は1.5m以上の手すりまたはこれと同等以上の強度を有する設備とし、中継等を行うこと。 安南則552	(2) 手すり等は、高さ又は1.5m以上の手すりまたはこれと同等以上の強度を有する設備とし、中継等を行うこと。 安南則552
5	6	3	1	3. 落下防止 (1) 第三者立入禁止の場所、当該現場の周囲、危険箇所及び土砂・油・粉じん等の飛散防止箇所には、緩・緩位を設置すること。また、必要に応じて移動機を設置すること。 公安防(土)15	(1) 第三者立入禁止の場所、当該現場の周囲、危険箇所及び土砂・油・粉じん等の飛散防止箇所には、緩・緩位を設置すること。また、必要に応じて移動機を設置すること。 公安防(土)15
5	6	3	2	(2) 使用材料は、緩滑・脆性等のないものとする。 公安防(土)29	(2) 使用材料は、緩滑・脆性等のないものとする。 公安防(土)29
5	6	3	3	(3) 緩位は高さ1.5m以上で支柱・水平棒・検査を取り付けること。 公安防(土)29	(3) 緩位は高さ1.5m以上で支柱・水平棒・検査を取り付けること。 公安防(土)29
5	6	4	1	4. 中水・地盤・車止め (1) 中水・地盤・車止めを手摺・緩・緩位設置箇所に設置すること。 安南則564	4. 中水・地盤・車止め (1) 中水・地盤・車止めを手摺・緩・緩位設置箇所に設置すること。 安南則564
5	6	4	2	(2) 中水の高さは10cm以上とし、地盤・車止めは十分な強度を有するものとし、取付・固定は確実にすること。 安南則564	(2) 中水の高さは10cm以上とし、地盤・車止めは十分な強度を有するものとし、取付・固定は確実にすること。 安南則564
5	6	5	1	5. 作業高台の取組 (1) 支足の滑り、沈下を防止するため、地盤に応じた挿入を有するものとし、支脚側面に取組を設けること。また、必要に応じて緩位・緩滑等を使用すること。 安南則575の6	(1) 支足の滑り、沈下を防止するため、地盤に応じた挿入を有するものとし、支脚側面に取組を設けること。また、必要に応じて緩位・緩滑等を使用すること。 安南則575の6
5	6	5	2	(2) 材料に使用する木材、鋼材は十分な強度を有し、滑り・緩位、緩位又は緩滑のないものを使用すること。 安南則575の2	(2) 材料に使用する木材、鋼材は十分な強度を有し、滑り・緩位、緩位又は緩滑のないものを使用すること。 安南則575の2
5	6	5	3	(3) 支柱・はり、筋かい等の要部は、緩位又は緩滑は、緩位、緩滑等が生じないように鋼材等を用いて固定すること。 安南則575の6	(3) 支柱・はり、筋かい等の要部は、緩位又は緩滑は、緩位、緩滑等が生じないように鋼材等を用いて固定すること。 安南則575の6
5	6	5	4	(4) 通路等との取付部においては、緩位がないようにすりつけ緩やかな取付とする。 安南則575の7	(4) 通路等との取付部においては、緩位がないようにすりつけ緩やかな取付とする。 安南則575の7
5	6	5	5	(5) 緩位・緩滑には、次の事項を作業に従事する作業員に通知すること。 安南則575の7	(5) 緩位・緩滑には、次の事項を作業に従事する作業員に通知すること。 安南則575の7
5	6	5	6	(6) 材料、器具、工具等の上げ下ろしときはつり綱、つり袋の使用 安南則564	(6) 材料、器具、工具等の上げ下ろしときはつり綱、つり袋の使用 安南則564
5	6	5	7	(7) 緩位、緩滑、取付、取付、取付、筋かい、トラフイヤ等による制動防止 安南則575の4	(7) 緩位、緩滑、取付、取付、取付、筋かい、トラフイヤ等による制動防止 安南則575の4
5	6	5	8	(8) 適正な姿勢・位置 安南則575の4	(8) 適正な姿勢・位置 安南則575の4
5	6	6	1	6. 点検 第5節第5項に準ずること。 安南則562	6. 点検 第5節第5項に準ずること。 安南則562
5	7	1	1	7. 検査・管理記録の取組、検査・検査 1. 緩位設置 (1) 緩位の取付、検査・検査は作業指導者の指揮のもとに行うこと。 クレーン則33、118、191	7. 検査・管理記録の取組、検査・検査 1. 緩位設置 (1) 緩位の取付、検査・検査は作業指導者の指揮のもとに行うこと。 クレーン則33、118、191
5	7	1	2	(2) 緩位は、水平な基礎に設置し、沈下を防止するために、必要に応じて取組、緩滑等を使用すること。構造物の上に取付る場合には、特に構造物の状態に応じて必要な措置をとること。 安南則101	(2) 緩位は、水平な基礎に設置し、沈下を防止するために、必要に応じて取組、緩滑等を使用すること。構造物の上に取付る場合には、特に構造物の状態に応じて必要な措置をとること。 安南則101
5	7	1	3	(3) 構造物、ベルト、チェーン、フライングホール等、緩位による危険があるものには緩位を設けること。 クレーン則17、24の2、64、70、104、181	(3) 構造物、ベルト、チェーン、フライングホール等、緩位による危険があるものには緩位を設けること。 クレーン則17、24の2、64、70、104、181
5	7	1	4	(4) 緩位の設置場所は、周囲を十分に示すこと。 クレーン則17、24の2、64、70、104、181	(4) 緩位の設置場所は、周囲を十分に示すこと。 クレーン則17、24の2、64、70、104、181
5	7	2	1	(1) 緩位の取組主任者又は係員を定め、その氏名を見やすい箇所に掲示すること。 安南則18	(1) 緩位の取組主任者又は係員を定め、その氏名を見やすい箇所に掲示すること。 安南則18
5	7	2	2	(2) 定められた合図や信号は作業員に通知し、確実に守らせること。 安南則26 安南則104	(2) 定められた合図や信号は作業員に通知し、確実に守らせること。 安南則26 安南則104
5	7	2	3	(3) 許容中は関係者以外を立入を禁止すること。 安南則118	(3) 許容中は関係者以外を立入を禁止すること。 安南則118
5	7	2	4	(4) 運転者は、運転者、乗員、乗客等の乗客を認めるときは運転を停止して点検すること。また、緩位の取組は緩位をしないこと。 安南則118	(4) 運転者は、運転者、乗員、乗客等の乗客を認めるときは運転を停止して点検すること。また、緩位の取組は緩位をしないこと。 安南則118
5	7	2	5	(5) グラインダーの駆動系は定められた大きさのものを扱い、駆動部は必ず安全装置を点検すること。 安南則538	(5) グラインダーの駆動系は定められた大きさのものを扱い、駆動部は必ず安全装置を点検すること。 安南則538

令和3年3月版			改訂(案)					
原	案	項	適用基準等	原	案	項	適用基準等	改訂理由
5	7	2	7	1	(7) 機械の使用前に、次の事項について重点点検し、整備すること。			
5	7	2	7	2	(1) 清掃、給油の状態			
5	7	2	7	3	(2) 回転部分の塵埃、異音の有無			
5	7	2	7	4	(3) 安全装置の有無			
5	7	2	7	5	(4) 異常音、異音の有無			
5	7	2	7	6	(5) ブレーキ、クラッチ等の磨耗			
5	7	2	7	7	(6) 機油の状態			
5	7	2	7	8	(7) 配線等の異音の有無			
5	7	2	7	9	(8) 空気用フィルターまたは濾紙の作動			
5	7	2	7	10	(9) 周辺の塵埃、騒音			
5	8	1	1	1	1. 一般作業			
5	8	1	1	0	1. 空気用フィルターまたは濾紙の交換に際しては、工作物の塵埃等の作業者への曝露を減らすこと。			
5	8	1	1	1	(1) 作業の開始前には、絶縁用防具の装着を確認し、電圧を確認すること。	安衛則341-349		
5	8	1	1	2	(2) 定期的に絶縁抵抗、接地抵抗を測定し、安全を確認すること。	電技14.15		
5	8	2	1	1	2. 設置・移動・撤去	安衛則350		
5	8	2	1	1	(1) 工事用電気設備は、電気設備の技術基準に基づいて設置、移動作業を行うこととし、その作業にあたっては、次の事項について定めなければならないこと。	安衛則350		
5	8	2	1	2	(2) 作業の方法、順序			
5	8	2	1	3	(3) 作業場所、設置、接地の作業許容容量			
5	8	2	1	4	(4) 作業用絶縁用具の記載			
5	8	2	1	5	(5) 作業開始前、終了時、絶縁用具の点検			
5	8	2	2	1	(2) 送電を停止したうえで絶縁用防具の装着の確認、換電を行い、断電、保安、短絡、短接等の措置をとること。	安衛則339.342.343.347		
5	9	1	1	1	1. 電気設備作業			
5	9	1	1	1	(1) 電気設備の作業を行うときは、作業場のフレームに確実にアースを確保すること。また、使用前に必ず確認すること。	安衛則336		
5	9	1	1	2	(2) 配線の設置が不適切でないかを調べ、異状していたら修理してから作業を行うこと。	安衛則593		
5	9	1	1	3	(3) 遮断機、開閉機、フロン等の器具を扱うこと。他の作業員には遮断機でアークを見ないように指導すること。	安衛則593		
5	9	1	1	4	(4) ホルダーは使用前に十分点検を行い、作業中止の際は必ず所定のロックに掛かること。	安衛則331		
5	9	1	1	5	(5) 作業中一歩間違えば高圧電撃の恐れがあること。	安衛則332		
5	9	1	1	6	(6) 送電を停止した手続、及び等電位作業をしないこと。	安衛則331		
5	9	1	1	7	(7) 断電あるいは絶縁作業は特に注意すること。	安衛則332		
5	9	2	1	1	2. アセチレン溶接作業			
5	9	2	1	1	(1) アセチレン溶接等の作業は、ガス溶接作業主任者免許の所持者、又はガス溶接技能講習修了者に行わせること。	安衛法61		
5	9	2	2	1	(2) 溶接等の作業を行う場所の近くには可燃なガス装置又は消火器を設置すること。	安衛則312		
5	9	2	3	1	(3) 引火物の除去は、作業を止めること。	安衛則279		
5	9	2	4	1	(4) ホンの取扱いについては、取付出し、燃焼を止めることとは異なること。	安衛則263		
5	9	2	5	1	(5) 圧力鍋、口蓋は取扱いを厳格に注意すること。	安衛則285		
5	9	2	6	1	(6) 引火性、又は可燃性の材料を入れたことのある容器を清掃又は廃棄するときは、容器を洗浄してから作業すること。	安衛則315		
5	9	2	7	1	(7) ガス漏れの危険は石けん水等を使い、火気は使わないこと。	安衛則262		
5	9	2	8	1	(8) 作業をするときはあらかじめ吸塵、ホース、減圧弁を接続すること。	安衛則315		
5	9	2	9	1	(9) 溶接の火花が周囲に散らばらないように注意すること。また、溶接の火花が周囲に散らばらないように注意すること。	安衛則593		
5	9	2	10	1	(10) 作業中は保護眼鏡、作業手袋、エプロン等を使うこと。			
5	9	2	11	1	(11) 換気装置の取り扱いや作業を行う場合には、特にガス漏れに注意すること。	安衛則263		
5	9	2	12	1	(12) 溶接アセチレン容器は立てておくこと。			

21 / 77

令和3年3月版			改訂(案)					
原	案	項	適用基準等	原	案	項	適用基準等	改訂理由
5	9	2	13	1	(13) 溶接の速度は40%以下に保つこと。			
5	9	2	14	1	(14) 溶接のおそれのないよう保つこと。			
5	9	2	15	1	(15) 溶接には空気の指示を行い、区別を明らかにすること。			
5	9	2	16	1	(16) 容積は、電気設備のアース等の付近に置かないこと。			
6	1	1	1	1	第6章 運搬			
6	1	1	1	1	第1節 一般事項			
6	1	1	1	1	1. 工事現場の配置			
6	1	1	1	1	(1) 安全確保に及ぼさないようにすること。			
6	1	1	1	2	2. 事前調査における共通事項			
6	1	1	1	3	(3) 事前調査に及ぼさないようにすること。			
6	1	1	1	4	3. 事前調査における共通事項			
6	1	1	1	5	(5) 運搬方法を決定するに際しては、工事現場に定まる運搬経路の確保、勾配、カーブ、高さ制限、重量制限、架設作業等を実施すること。	安衛則151の3		
6	1	1	1	6	(6) 安全で速やかな運搬を行うため、工事現場に定まる運搬経路の交通量、交通状況等を調査すること。			
6	1	1	1	7	(7) 運搬作業による周囲への影響(騒音、振動等)を調査すること。			
6	1	1	1	8	(8) 特殊大型貨物(トラレーザ等)の運搬に先立ち、工事現場に定まる運搬経路を計画すること。	安衛則151の3		
6	1	1	1	9	(9) 工事現場内の自動車による事故を防止するため、運行管理計画を策定すること。			
6	1	1	1	10	4. 施工計画における共通事項			
6	1	1	1	11	(11) 施工計画に及ぼさないようにすること。			
6	1	1	1	12	5. 施工計画における共通事項			
6	1	1	1	13	(13) 運搬の施工計画は、全体の工程、資材の搬入計画、他の工種用機械(傾斜機、掘削機等)の選定にも大きな影響を及ぼすため、安全性、効率性を高めて十分に検討すること。			
6	1	1	1	14	6. 運搬作業における現場管理			
6	1	1	1	15	(15) 運搬作業は、安全に走行できるように維持すること。			
6	1	1	1	16	(16) 工事現場内の必要と認められる箇所には、制限速度を示す標識を立上げ、カーブ、交差点、危険箇所(陥凹、掘削等)等にも注意喚起を促すこと。			
6	1	1	1	17	(17) 規模の大きな工事現場においては、専用道路を設け、なるべく一方通行として、必要に応じて適切な道路を設けること。			
6	1	1	1	18	(18) 運搬作業では、高さ制限のものでも表面150cm前方から視認できる光反射を示す安全装置を設置すること。	公営(土) 24		
6	1	1	1	19	(19) 車両には美装標を備え付け、オペレータにその使用方法を指示すること。			
6	1	1	1	20	(20) 車両等は特に火災に注意し、必ず消火器を配置しておくこと。			
6	1	1	1	21	(21) 多量の塵埃、潤滑油等を工事現場内に散布する場合は、集塵機等による集塵、散粉等の措置を行うこと。			
6	1	1	1	22	2. 運搬作業			
6	1	1	1	23	(23) 搬送を行く車両は、交通確保(交通確保法、道路運送車両法、運送法)に適合したものであること。			
6	1	1	1	24	(24) 積み込みは、車両の重心を確保し、両側、両二層以上をおこなうこと。	安衛則151の10		
6	1	1	1	25	(25) 積み込み、上積み、降下、搬送しきれない場合は、一般用道路との交差点または他の作業場所付近に近接する箇所には、安全を確保するための措置を講ずること。	安衛則151の6		
6	1	1	1	26	(26) 積込み、上積み、降下、搬送しきれない場合は、一般用道路との交差点または他の作業場所付近に近接する箇所には、安全を確保するための措置を講ずること。			
6	1	1	1	27	(27) 積込み、上積み、降下、搬送しきれない場合は、一般用道路との交差点または他の作業場所付近に近接する箇所には、安全を確保するための措置を講ずること。			
6	1	1	1	28	(28) 積込み、上積み、降下、搬送しきれない場合は、一般用道路との交差点または他の作業場所付近に近接する箇所には、安全を確保するための措置を講ずること。			
6	1	1	1	29	(29) 積込み、上積み、降下、搬送しきれない場合は、一般用道路との交差点または他の作業場所付近に近接する箇所には、安全を確保するための措置を講ずること。			
6	1	1	1	30	(30) 積込み、上積み、降下、搬送しきれない場合は、一般用道路との交差点または他の作業場所付近に近接する箇所には、安全を確保するための措置を講ずること。			
6	1	1	1	31	(31) 積込み、上積み、降下、搬送しきれない場合は、一般用道路との交差点または他の作業場所付近に近接する箇所には、安全を確保するための措置を講ずること。			
6	1	1	1	32	(32) 積込み、上積み、降下、搬送しきれない場合は、一般用道路との交差点または他の作業場所付近に近接する箇所には、安全を確保するための措置を講ずること。			
6	1	1	1	33	(33) 積込み、上積み、降下、搬送しきれない場合は、一般用道路との交差点または他の作業場所付近に近接する箇所には、安全を確保するための措置を講ずること。			
6	1	1	1	34	(34) 積込み、上積み、降下、搬送しきれない場合は、一般用道路との交差点または他の作業場所付近に近接する箇所には、安全を確保するための措置を講ずること。			
6	1	1	1	35	(35) 積込み、上積み、降下、搬送しきれない場合は、一般用道路との交差点または他の作業場所付近に近接する箇所には、安全を確保するための措置を講ずること。			
6	1	1	1	36	(36) 積込み、上積み、降下、搬送しきれない場合は、一般用道路との交差点または他の作業場所付近に近接する箇所には、安全を確保するための措置を講ずること。			
6	1	1	1	37	(37) 積込み、上積み、降下、搬送しきれない場合は、一般用道路との交差点または他の作業場所付近に近接する箇所には、安全を確保するための措置を講ずること。			
6	1	1	1	38	(38) 積込み、上積み、降下、搬送しきれない場合は、一般用道路との交差点または他の作業場所付近に近接する箇所には、安全を確保するための措置を講ずること。			
6	1	1	1	39	(39) 積込み、上積み、降下、搬送しきれない場合は、一般用道路との交差点または他の作業場所付近に近接する箇所には、安全を確保するための措置を講ずること。			
6	1	1	1	40	(40) 積込み、上積み、降下、搬送しきれない場合は、一般用道路との交差点または他の作業場所付近に近接する箇所には、安全を確保するための措置を講ずること。			

22 / 77

令和3年3月版		改訂(新)	改訂(新)		改訂(新)	
原	案	項	項	項	項	項
6	2	2	5	(5) 作業員は自立作業で、蓋(蓋板は合符付)等を用い、決められた合符・方法により、オペレータから見やすい安全な場所で行うこと。	安商則151の8	改訂理由
6	2	2	6	(6) 駐車指定された場所で行い、駐車ブレーキをかけ、必要に応じて必要の点検を行うこと。	安商則151の11	
6	2	2	7	(7) 自立作業推進のためブレーキをロックした状態は、停止位置の角度を変更してはならず、滑り等による事故を防止すること。	安商則161	
6	2	2	8	(8) 荷台の上の荷材、トレーラ上の荷載等は積重ね、走行中に降ろされり閉じられおこなないよう注意すること。また、固定式のワイヤの点検を行うこと。	安商則151の10、151の59	
6	2	2	9	(9) 長尺物を運搬する場合には、その荷の先端に赤旗または赤旗をつけること。	安商則151の10、151の59	
6	2	2	10	(10) 積みおろしは、特に合符、指示等を確認したうえで順次に十分配慮して行うこと。	安商則151の10、151の59	
6	2	2	11	(11) 特設自動車の走行は、必要な免許、資格等を取得している者が行うこと。	安商則151の10、151の59	
6	2	3	1	(1) 第4章第2節及び、第4章第3節に準ずること。	安商則151の75	
6	2	3	2	(2) 適用に使用する車両それぞれについて、始業点検表を作成し、作業開始前に行うこと。	安商則151の75	
6	2	3	3	(3) オペレータ又は作業員は、作業開始前に点検を行い、その結果を記録すること。また、事故及び修理もあわせて記録すること。	安商則151の75	
6	2	4	1	4. 整備	安商則151の45	
6	2	4	2	(1) 第6章第2節に準ずること。	安商則151の45	
6	2	4	3	(2) 最大積載量が1t以上のものについては免許又は技能講習を修了した者、1t未満のものについては特別教育を受けた者がそれぞれを運転を行うこと。	安商則151の50、51	
6	2	4	4	(3) ありのりない荷台に作業員を乗車させるとは、荷の降下、揚り止め等を行うこと。	安商則151の50、51	
6	2	4	5	(4) 積みおろしは、特に合符、指示等を確認したうえで順次に十分配慮して行うこと。	安商則151の50、51	
6	2	4	6	(5) 特設自動車の走行は、必要な免許、資格等を取得している者が行うこと。	安商則151の50、51	
6	2	5	1	(1) 第4章第2節及び、第4章第3節、第5章第2節に準ずること。	安商則151の55、56	
6	2	5	2	(2) 適用に使用する車両それぞれについて、始業点検表を作成し、作業開始前に行うこと。	安商則151の55、56	
6	2	5	3	(3) オペレータ又は作業員は、作業開始前に点検を行い、その結果を記録すること。また、事故及び修理もあわせて記録すること。	安商則151の55、56	
6	2	5	4	4. 整備	安商則151の45	
6	2	5	5	(1) 第6章第2節に準ずること。	安商則151の45	
6	2	5	6	(2) 最大積載量が1t以上のものについては免許又は技能講習を修了した者、1t未満のものについては特別教育を受けた者がそれぞれを運転を行うこと。	安商則151の45	
6	2	5	7	(3) ありのりない荷台に作業員を乗車させるとは、荷の降下、揚り止め等を行うこと。	安商則151の45	
6	2	5	8	(4) 積みおろしは、特に合符、指示等を確認したうえで順次に十分配慮して行うこと。	安商則151の45	
6	2	5	9	(5) 特設自動車の走行は、必要な免許、資格等を取得している者が行うこと。	安商則151の45	
6	2	6	1	(1) 第4章第2節及び、第4章第3節、第5章第2節に準ずること。	安商則151の78、151の79	
6	2	6	2	(2) 適用に使用する車両それぞれについて、始業点検表を作成し、作業開始前に行うこと。	安商則151の78、151の79	
6	2	6	3	(3) オペレータ又は作業員は、作業開始前に点検を行い、その結果を記録すること。また、事故及び修理もあわせて記録すること。	安商則151の78、151の79	
6	2	6	4	4. 整備	安商則151の45	
6	2	6	5	(1) 第6章第2節に準ずること。	安商則151の81	
6	2	6	6	(2) 最大積載量が1t以上のものについては免許又は技能講習を修了した者、1t未満のものについては特別教育を受けた者がそれぞれを運転を行うこと。	安商則151の81	
6	2	6	7	(3) ありのりない荷台に作業員を乗車させるとは、荷の降下、揚り止め等を行うこと。	安商則151の81	
6	2	6	8	(4) 積みおろしは、特に合符、指示等を確認したうえで順次に十分配慮して行うこと。	安商則151の81	
6	2	6	9	(5) 特設自動車の走行は、必要な免許、資格等を取得している者が行うこと。	安商則151の81	

令和3年3月版		改訂(新)	改訂(新)		改訂(新)	
原	案	項	項	項	項	項
6	5	1	1	(1) 軌道は、計画に基づき各重量車に定めた適切なものとし、積載量の範囲のもと敷設すること。	安商則200	改訂理由
6	5	1	2	(2) 運送体(荷台、砂台)等に積載されているものは、まくら及び側面の安全確保を行うこと。運送体を十分に詰める、かつ排水を良好にするための配慮を要すること。	安商則200	
6	5	1	3	(3) 作業員に定めた積載量を定め、必要箇所には軌道速度注意又は危険等の交通標識及び注意灯を設置すること。	安商則222	
6	5	1	4	(4) レールの幅目は、積載体を用い、滑降を行うとともに、本車とは空位に固定すること。	安商則197、198	
6	5	1	5	(5) 積載体を選任し、降下レベル及び積載体の状態を戻り、点検整備を行うこと。	安商則222	
6	5	1	6	(6) 車両が走行する危険のある場合には、速度防止装置を敷設しておくこと。	安商則204	
6	5	1	7	(7) 積載体には、警告、ブザー等の警報装置、前照灯、及び運転者の視界を確保すること。	安商則209	
6	5	1	8	(8) 人員には、衝突防止装置、降下、乗り降りの設備を敷設すること。	安商則211	
6	5	1	9	(9) 積載完了時には積載体を行き、不具合、安全上の問題があれば改善すること。	安商則211	
6	5	2	1	2. 運転作業	安商則36	
6	5	2	2	(1) 積載体の運転は、特別教育を受けた者が行うこと。	安商則220	
6	5	2	3	(2) オペレータ、合符者、積載体等には、あらかじめ運転ガイドや、適用軌道車両の積載方法等を、運転に必要な事項について十分説明し、かつ理解に守らなければならない。また、その他の保護者にもあらかじめ必要な注意を与えておくこと。	安商則220	
6	5	2	4	(3) 車両が動いている際の乗り降り、乗り降り等は絶対に禁止すること。	安商則226	
6	5	2	5	(4) オペレータが運転を離れる場合には、必ずスイッチを切り、ブレーキをかけること。また、勾配のある軌道において車両を停車、駐車する際には確実に車止めを行うこと。	安商則226	
6	5	2	6	(5) 積下し運転を行う際は積載体の積載量を確認し、その区域への立ち入りを行うこと。	安商則224	
6	5	2	7	(6) 積載体を選任し、降下レベル及び積載体の状態を戻り、点検整備を行うこと。	安商則224	
6	5	2	8	(7) 積載体を選任し、降下レベル及び積載体の状態を戻り、点検整備を行うこと。	安商則224	
6	5	2	9	(8) 積載体を選任し、降下レベル及び積載体の状態を戻り、点検整備を行うこと。	安商則224	
6	5	2	10	(9) 積載体を選任し、降下レベル及び積載体の状態を戻り、点検整備を行うこと。	安商則224	
6	5	2	11	(10) 積載体を選任し、降下レベル及び積載体の状態を戻り、点検整備を行うこと。	安商則224	
6	5	2	12	(11) 積載体を選任し、降下レベル及び積載体の状態を戻り、点検整備を行うこと。	安商則224	
6	5	3	1	(1) 第4章第2節及び、第4章第3節、第5章第2節に準ずること。	安商則232	
6	5	3	2	(2) 適用に使用する車両それぞれについて、始業点検表を作成し、作業開始前に行うこと。	安商則232	
6	5	3	3	(3) オペレータ又は作業員は、作業開始前に点検を行い、その結果を記録すること。また、事故及び修理もあわせて記録すること。	安商則232	
6	5	3	4	4. 整備	安商則230、231	
6	5	3	5	(1) 第6章第2節に準ずること。	安商則230、231	
6	5	3	6	(2) 最大積載量が1t以上のものについては免許又は技能講習を修了した者、1t未満のものについては特別教育を受けた者がそれぞれを運転を行うこと。	安商則230、231	
6	5	3	7	(3) ありのりない荷台に作業員を乗車させるとは、荷の降下、揚り止め等を行うこと。	安商則230、231	
6	5	3	8	(4) 積みおろしは、特に合符、指示等を確認したうえで順次に十分配慮して行うこと。	安商則230、231	
6	5	3	9	(5) 特設自動車の走行は、必要な免許、資格等を取得している者が行うこと。	安商則230、231	
6	5	3	10	(6) 積載体の運転は、特別教育を受けた者が行うこと。	安商則36	
6	5	3	11	(7) オペレータ、合符者、積載体等には、あらかじめ運転ガイドや、適用軌道車両の積載方法等を、運転に必要な事項について十分説明し、かつ理解に守らなければならない。また、その他の保護者にもあらかじめ必要な注意を与えておくこと。	安商則220	
6	5	3	12	(8) 車両が動いている際の乗り降り、乗り降り等は絶対に禁止すること。	安商則226	
6	5	3	13	(9) オペレータが運転を離れる場合には、必ずスイッチを切り、ブレーキをかけること。また、勾配のある軌道において車両を停車、駐車する際には確実に車止めを行うこと。	安商則226	
6	5	3	14	(10) 積載体を選任し、降下レベル及び積載体の状態を戻り、点検整備を行うこと。	安商則224	
6	5	3	15	(11) 積載体を選任し、降下レベル及び積載体の状態を戻り、点検整備を行うこと。	安商則224	
6	5	4	1	(1) 軌道、積載体の作業は、適任された作業員等の指揮のもとに行うこと。また、作業の方法及び順序については、作業手順書を作成し、作業員に周知させること。	クレール則33	
6	5	4	2	(2) 積下し、降下の作業は、適任された作業員等の指揮のもとに行うこと。また、作業の方法及び順序については、作業手順書を作成し、作業員に周知させること。	クレール則33	
6	5	4	3	(3) 軌道、降下の作業は適任者に行き、積載体以外立ち入り禁止とする。また、見やすい場所に立ち入りの禁止表示を行うこと。	クレール則33	
6	5	4	4	(4) 電線、積下、連絡(工事用連絡を含む)等の上空を横断して設置する場合は、物の落下による危険を防止するための保護設備を敷設すること。また、許可が必要なものについては、必要な手続を行うこと。	クレール則33	
6	5	4	5	(5) 軌道、ワイヤロープ、付属品は積下、昇降、変換、設置等がないものを使用すること。	クレール則33	
6	5	4	6	(6) 積下用のワイヤロープ、滑車等は、真空電線に適用して設置しないこと。また、それらをつなぐ場合には、予備の受えとり、テンションロック、ウィンチ等で支持しなから行うこと。	安商則349	
6	5	4	7	(7) 地上作業、先行作業、積下作業には適当な安全設備を敷設すること。	クレール則17、18、19	

Table with 4 columns: 項目, 改正理由, 改正内容, 改正箇所. It details corrections for safety and operational procedures related to cable cranes and equipment, including specific revision numbers and dates.

25/77

Table with 4 columns: 項目, 改正理由, 改正内容, 改正箇所. It details corrections for safety and operational procedures related to construction site management, including specific revision numbers and dates.

26/77

Table with columns: 条 款 項 (Article/Paragraph/Item), 令和3年3月版 (March 2021 Edition), 改正(案) (Proposed Revision), 適用基準等 (Applicable Standards), and 改訂理由 (Reason for Revision). The table lists various safety regulations for construction sites, such as (1) Safety for workers near the edge, (2) Safety for workers near power lines, and (3) Safety for workers near traffic. It includes detailed descriptions of the original regulations and the proposed changes, along with references to specific standards like ANS-359, 360, and ANS-356, 357.

Table with columns: 条 款 項 (Article/Paragraph/Item), 令和3年3月版 (March 2021 Edition), 改正(案) (Proposed Revision), 適用基準等 (Applicable Standards), and 改訂理由 (Reason for Revision). This table continues the list of safety regulations, covering topics like (4) Safety for workers near machinery, (5) Safety for workers near water, and (6) Safety for workers near traffic. It includes detailed descriptions of the original regulations and the proposed changes, along with references to specific standards like ANS-153, 158, 357, 367, 534, and 537.

令和3年3月版		改訂(新)		改訂理由		
業 種 業 種 項	本文	適用基準等	業 種 業 種 項	本文	適用基準等	
8-1-7-5-2	電線の電圧(交流) 特別低圧 17(1000V以下) 高圧(1000~3000V) 特高圧(6000V以下)	電圧と電線径 電線径 2mm以上、但し、6000V以上は10(1000V以下)より大きい電線を指すことに20mm増し 1.2mm以上 1.0mm以上	労働安全衛生法第759号(550.12.17)	電線の電圧(交流) 特別低圧 17(1000V以下) 高圧(1000~3000V) 特高圧(6000V以下)	電圧と電線径 特別低圧 2mm以上、但し、6000V以上は10(1000V以下)より大きい電線を指すことに20mm増し 1.2mm以上 1.0mm以上	労働安全衛生法第759号(550.12.17)
8-1-8-0-1	8-1-8-0-1 鉄穴への転落防止措置 1 鉄釘、鉄板を施工後は、鉄穴への転落防止措置を確実に講じること。	労働安全衛生法第519号	8-1-8-0-1	8-1-8-0-1 鉄釘、鉄板を施工後は、鉄穴への転落防止措置を確実に講じること。	労働安全衛生法第519号	
8-1-9-0	8-1-9-0 ニューマチッククレーン基礎工事 第10条5項に準ずること。	労働安全衛生法第190号	8-1-9-0	8-1-9-0 ニューマチッククレーン基礎工事 第10条5項に準ずること。	労働安全衛生法第190号	
8-2-1-1	8-2-1-1 作業指図書の配置 1 作業指図書の配置 2 指図書の配置	労働安全衛生法第173号	8-2-1-1	8-2-1-1 作業指図書の配置 2 指図書の配置	労働安全衛生法第173号	
8-2-2-1	8-2-2-1 鋼線の張付け、締結、移動及び解体にあたっては、必ず作業指図書の指示に従って行うこと。	労働安全衛生法第173号	8-2-2-1	8-2-2-1 鋼線の張付け、締結、移動及び解体にあたっては、必ず作業指図書の指示に従って行うこと。	労働安全衛生法第173号	
8-2-2-2	8-2-2-2 (1) 鋼線は、安定した場所を選び、鋼線の安定を図るため必要に応じて鉄線、鉄角又は鉄索等を水平に敷設した上に張付けること。 (2) 鋼線を張付けた箇所は、常に排水をよくしておくこと。	労働安全衛生法第173号	8-2-2-2	8-2-2-2 (1) 鋼線は、安定した場所を選び、鋼線の安定を図るため必要に応じて鉄線、鉄角又は鉄索等を水平に敷設した上に張付けること。 (2) 鋼線を張付けた箇所は、常に排水をよくしておくこと。	労働安全衛生法第173号	
8-2-2-3	8-2-2-3 (3) 鉄線が地盤に張付けるときは、地盤の強度を確認し、必要に応じて地盤の改良を行うほか、鉄線又は鉄角等を使用し、滑動、転倒の危険を排除すること。	労働安全衛生法第173号	8-2-2-3	8-2-2-3 (3) 鉄線が地盤に張付けるときは、地盤の強度を確認し、必要に応じて地盤の改良を行うほか、鉄線又は鉄角等を使用し、滑動、転倒の危険を排除すること。	労働安全衛生法第173号	
8-2-3-1	8-2-3-1 (1) 第6条第3項、5及び6、第6条第2項に準ずること。	労働安全衛生法第185,186号	8-2-3-1	8-2-3-1 (1) 第6条第3項、5及び6、第6条第2項に準ずること。	労働安全衛生法第185,186号	
8-2-3-2	8-2-3-2 (2) 長尺ものの搬入には、運入路、運搬等を選定し、危険のない取扱いをすること。	労働安全衛生法第185,186号	8-2-3-2	8-2-3-2 (2) 長尺ものの搬入には、運入路、運搬等を選定し、危険のない取扱いをすること。	労働安全衛生法第185,186号	
8-2-4-0	8-2-4-0 4 運搬作業からの転落の防止 5 搬入作業中の作業一時停止する場合は、止むべき事項を行い、運転を再開しないこと。	労働安全衛生法第174号	8-2-4-0	8-2-4-0 4 運搬作業からの転落の防止 5 搬入作業中の作業一時停止する場合は、止むべき事項を行い、運転を再開しないこと。	労働安全衛生法第174号	
8-2-5-1	8-2-5-1 (1) 巻上用ワイヤロープ及び吊り索具等には、索脚、電線、鋼線等を使用しないこと。	労働安全衛生法第174号	8-2-5-1	8-2-5-1 (1) 巻上用ワイヤロープ及び吊り索具等には、索脚、電線、鋼線等を使用しないこと。	労働安全衛生法第174号	
8-2-5-2	8-2-5-2 (2) 巻上用ワイヤロープには、油染防止のため、目印その他の措置を講じること。	労働安全衛生法第174号	8-2-5-2	8-2-5-2 (2) 巻上用ワイヤロープには、油染防止のため、目印その他の措置を講じること。	労働安全衛生法第174号	
8-2-6-1	8-2-6-1 (1) 支那作業 (2) 支那作業は足場等の範囲内で確実に実施し、支那者が安全に作業できるように安全な場所を確保すること。	労働安全衛生法第174号	8-2-6-1	8-2-6-1 (1) 支那作業 (2) 支那作業は足場等の範囲内で確実に実施し、支那者が安全に作業できるように安全な場所を確保すること。	労働安全衛生法第174号	
8-2-7-1	8-2-7-1 (1) 鉄のハンマーは、鉄のハンマーを使用し、着て込みにはハンマーに取付たハンマーを使用すること。 (2) 鉄のハンマーは、鉄のハンマーを使用し、着て込みにはハンマーに取付たハンマーを使用すること。	労働安全衛生法第174号	8-2-7-1	8-2-7-1 (1) 鉄のハンマーは、鉄のハンマーを使用し、着て込みにはハンマーに取付たハンマーを使用すること。 (2) 鉄のハンマーは、鉄のハンマーを使用し、着て込みにはハンマーに取付たハンマーを使用すること。	労働安全衛生法第174号	
8-2-7-2	8-2-7-2 (3) リーダーに当たる場合には、鋼線を設置し、ロッドによる機械的衝撃防止用器具を使用すること。	労働安全衛生法第174号	8-2-7-2	8-2-7-2 (3) リーダーに当たる場合には、鋼線を設置し、ロッドによる機械的衝撃防止用器具を使用すること。	労働安全衛生法第174号	
8-2-7-4	8-2-7-4 (4) 中継人工の施工では、足場が崩壊するおそれがあるため、防護ガード等を使用して転落防止を要すること。	労働安全衛生法第174号	8-2-7-4	8-2-7-4 (4) 中継人工の施工では、足場が崩壊するおそれがあるため、防護ガード等を使用して転落防止を要すること。	労働安全衛生法第174号	
8-2-8-1	8-2-8-1 (1) 鉄板作業では、鉄板が引抜き初期の最大荷重に耐えるよう十分な安全なものとし、作業は慎重に行うこと。	労働安全衛生法第174号	8-2-8-1	8-2-8-1 (1) 鉄板作業では、鉄板が引抜き初期の最大荷重に耐えるよう十分な安全なものとし、作業は慎重に行うこと。	労働安全衛生法第174号	
8-2-8-2	8-2-8-2 (2) 鉄板の穴は、空割が生じないように念入りに確認を要すること。	労働安全衛生法第174号	8-2-8-2	8-2-8-2 (2) 鉄板の穴は、空割が生じないように念入りに確認を要すること。	労働安全衛生法第174号	
8-2-9-1	8-2-9-1 (1) 鋼材、ワイヤロープ、及び吊り索具、吊り索具等は常に点検を行い、不良箇所は修理交換を要してから運転すること。	労働安全衛生法第174号	8-2-9-1	8-2-9-1 (1) 鋼材、ワイヤロープ、及び吊り索具、吊り索具等は常に点検を行い、不良箇所は修理交換を要してから運転すること。	労働安全衛生法第174号	
8-2-9-2	8-2-9-2 (2) 吊り込み用の器具等は常に点検し、ひび割れ、損傷等のあるものは使用しないこと。	労働安全衛生法第174号	8-2-9-2	8-2-9-2 (2) 吊り込み用の器具等は常に点検し、ひび割れ、損傷等のあるものは使用しないこと。	労働安全衛生法第174号	
8-3	8-3 第3条 鋼線張付基礎工事	労働安全衛生法第759号	8-3	8-3 第3条 鋼線張付基礎工事	労働安全衛生法第759号	

令和3年3月版		改訂(新)		改訂理由		
業 種 業 種 項	本文	適用基準等	業 種 業 種 項	本文	適用基準等	
8-3-1-1	8-3-1-1 (1) 鋼線は引込み又はジャッキで移動させるときは、指揮者の指示又は作業長の命令のもとに作業をすること。	労働安全衛生法第189号	8-3-1-1	8-3-1-1 (1) 鋼線は引込み又はジャッキで移動させるときは、指揮者の指示又は作業長の命令のもとに作業をすること。	労働安全衛生法第189号	
8-3-1-2	8-3-1-2 (2) ジャッキ、牽索等は常に監視し、ワイヤロープは規定の安全率のあるものを使用すること。	労働安全衛生法第174,175号	8-3-1-2	8-3-1-2 (2) ジャッキ、牽索等は常に監視し、ワイヤロープは規定の安全率のあるものを使用すること。	労働安全衛生法第174,175号	
8-3-1-3	8-3-1-3 (3) ハンマーグラブの操作中は、鋼線に近寄らないこと、その必要があるときは、ハンマーグラブがクレーン内に停止してから行うこと。	労働安全衛生法第174,175号	8-3-1-3	8-3-1-3 (3) ハンマーグラブの操作中は、鋼線に近寄らないこと、その必要があるときは、ハンマーグラブがクレーン内に停止してから行うこと。	労働安全衛生法第174,175号	
8-3-1-4	8-3-1-4 (4) パンドの張り替えは、定められた作業順序によること。	労働安全衛生法第174,175号	8-3-1-4	8-3-1-4 (4) パンドの張り替えは、定められた作業順序によること。	労働安全衛生法第174,175号	
8-3-1-5	8-3-1-5 (5) クレーン内に入るときは、あらかじめ風速を確かめ、又は有害ガス等を測定して危険のないことを確認すること。	労働安全衛生法第174,175号	8-3-1-5	8-3-1-5 (5) クレーン内に入るときは、あらかじめ風速を確かめ、又は有害ガス等を測定して危険のないことを確認すること。	労働安全衛生法第174,175号	
8-3-2	8-3-2 2. リバースキューレションドリル工法にあたっての留意事項 (1) 溝の掘削、解体、移動の作業は、作業指図書の直接の指示に従って行うこと。 (2) 溝の作業台上にあるワイヤロープ等は、常に整理しておくこと。	労働安全衛生法第190号	8-3-2	8-3-2 2. リバースキューレションドリル工法にあたっての留意事項 (1) 溝の掘削、解体、移動の作業は、作業指図書の直接の指示に従って行うこと。 (2) 溝の作業台上にあるワイヤロープ等は、常に整理しておくこと。	労働安全衛生法第190号	
8-3-2-3	8-3-2-3 (3) クレーン打込み又は引抜き中は、必要な作業員以外の者は溝に近づかないこと。	労働安全衛生法第190号	8-3-2-3	8-3-2-3 (3) クレーン打込み又は引抜き中は、必要な作業員以外の者は溝に近づかないこと。	労働安全衛生法第190号	
8-3-2-5	8-3-2-5 (5) 手元クレーンを使用し、トレミー管や鉄線等を投入する作業では、クレーン運転手、玉掛け及び吊り索具は各自の方法を定め、作業長の指示のもとに作業をすること。	労働安全衛生法第190号	8-3-2-5	8-3-2-5 (5) 手元クレーンを使用し、トレミー管や鉄線等を投入する作業では、クレーン運転手、玉掛け及び吊り索具は各自の方法を定め、作業長の指示のもとに作業をすること。	労働安全衛生法第190号	
8-3-2-7	8-3-2-7 (7) 鋼線は、クレーンのブームを倒し、溝はクレーンと連続して掘削を要すること。	労働安全衛生法第190号	8-3-2-7	8-3-2-7 (7) 鋼線は、クレーンのブームを倒し、溝はクレーンと連続して掘削を要すること。	労働安全衛生法第190号	
8-4	8-4 第4条 鋼線張付基礎工事、基礎工事、その他 1. 一般事項 (1) 掘削内においては土質等の変化に常に留意し、変化があった場合は適切な対策を講じること。 (2) ガス検知器、酸素濃度測定器具その他の機器類は、常に使用できるように整備しておくこと。 (3) 有害ガス等(酸素欠乏空気を含む)の発生のおそれがある場所又は高さ3mをこえる掘削等では、送気のための設備を設けること。 (4) 入坑前に有害ガスの有無、酸素欠乏について測定すること。測定にあたっては指定された者(酸素欠乏検出者)については、作業責任者が行うこと。 (5) 可燃性ガスが発生するおそれのある坑に入坑するときは、マッチ、ライター等は持ちこまないこと。 (6) 入坑中に有害ガス、酸素欠乏等の発生を認めるときは、直ちに坑外に退避すること。 (7) 坑内の出入には、昇降設備を使用し、パレットには乗らないこと。 (8) 緊急時の脱出・避難及び、退避の方法をあらかじめ定めおくこと。 (9) 鋼線の破損、電気関係の不備、漏電等を生じたときは、作業を中止し、修理等を行うこと。 2. オープンクレーン基礎工事にあたっての留意事項 (1) 掘削は、掘削機を使用して行うこと。 (2) 掘削の開始は、作業責任者の指示に従って行うこと。 (3) 以下の合図があったときは、所定の場所に退避させ、退避を確認してから以下を行うこと。 (4) 掘削機による掘削の停止にあたっての留意事項 (1) コンクリート打設には、原則として、トレミー管又はシュートを使用すること。 (2) 2段切掛けの場合には、下段の作業は中止すること。やむを得ず作業を行う場合は、適切な防護施設を設けること。 (3) 作業開始前に、掘削機の状態、ライナープレートの有無を確認すること。 (4) 坑内作業員は、坑内作業員が坑中に入口を離れないこと。 (5) 坑内作業員は、パレットの昇降中は内側に身を寄せ、退避すること。	労働安全衛生法第190号	8-4	8-4 第4条 鋼線張付基礎工事、基礎工事、その他 1. 一般事項 (1) 掘削内においては土質等の変化に常に留意し、変化があった場合は適切な対策を講じること。 (2) ガス検知器、酸素濃度測定器具その他の機器類は、常に使用できるように整備しておくこと。 (3) 有害ガス等(酸素欠乏空気を含む)の発生のおそれがある場所又は高さ3mをこえる掘削等では、送気のための設備を設けること。 (4) 入坑前に有害ガスの有無、酸素欠乏について測定すること。測定にあたっては指定された者(酸素欠乏検出者)については、作業責任者が行うこと。 (5) 可燃性ガスが発生するおそれのある坑に入坑するときは、マッチ、ライター等は持ちこまないこと。 (6) 入坑中に有害ガス、酸素欠乏等の発生を認めるときは、直ちに坑外に退避すること。 (7) 坑内の出入には、昇降設備を使用し、パレットには乗らないこと。 (8) 緊急時の脱出・避難及び、退避の方法をあらかじめ定めおくこと。 (9) 鋼線の破損、電気関係の不備、漏電等を生じたときは、作業を中止し、修理等を行うこと。 2. オープンクレーン基礎工事にあたっての留意事項 (1) 掘削は、掘削機を使用して行うこと。 (2) 掘削の開始は、作業責任者の指示に従って行うこと。 (3) 以下の合図があったときは、所定の場所に退避させ、退避を確認してから以下を行うこと。 (4) 掘削機による掘削の停止にあたっての留意事項 (1) コンクリート打設には、原則として、トレミー管又はシュートを使用すること。 (2) 2段切掛けの場合には、下段の作業は中止すること。やむを得ず作業を行う場合は、適切な防護施設を設けること。 (3) 作業開始前に、掘削機の状態、ライナープレートの有無を確認すること。 (4) 坑内作業員は、坑内作業員が坑中に入口を離れないこと。 (5) 坑内作業員は、パレットの昇降中は内側に身を寄せ、退避すること。	労働安全衛生法第190号	

令和3年3月版			改訂(案)			
策 画 案 項	本文	適用基準等	策 画 案 項	本文	適用基準等	改訂理由
8-4-3-6	(6) 荷降には様子を確認し、かつ両手両足を掛けておくこと。椅子は、傾斜、変形、破損がないことを確認すること。		8-4-3-6	(6) 荷降には様子を確認し、かつ両手両足を掛けておくこと。椅子は、傾斜、変形、破損がないことを確認すること。		
8-4-3-7	(7) 地下水位以下を掘削するときは、排水設備等を用い、湧水対策等を確立してから作業を進めること。		8-4-3-7	(7) 地下水位以下を掘削するときは、排水設備等を用い、湧水対策等を確立してから作業を進めること。		
9-1-1-1	第4条 コンクリート工事		9-1-1-1	第4条 コンクリート工事		
9-1-1-2	1. 工事内容の把握		9-1-1-2	1. 工事内容の把握		
9-1-1-3	2. 事前調査		9-1-1-3	2. 事前調査		
9-1-1-4	3. 掘削計画		9-1-1-4	3. 掘削計画		
9-1-1-5	4. コンクリート工事における現場管理		9-1-1-5	4. コンクリート工事における現場管理		
9-1-1-6	5. 危険箇所の規制		9-1-1-6	5. 危険箇所の規制		
9-1-5-0	ケーブルクレーンによるコンクリート打設のときは、バケットの裏下に入らないこと等の注意事項を、予め作業員に十分周知しておくこと。		9-1-5-0	ケーブルクレーンによるコンクリート打設のときは、バケットの裏下に入らないこと等の注意事項を、予め作業員に十分周知しておくこと。		
9-2-1-1	第2条 資機材		9-2-1-1	第2条 資機材		
9-2-1-2	1. 工具類の整備		9-2-1-2	1. 工具類の整備		
9-2-1-3	加工場は、常に材料及び工具類を整理整頓しておくこと。		9-2-1-3	加工場は、常に材料及び工具類を整理整頓しておくこと。		
9-2-2-0	2. 作業開始前の点検		9-2-2-0	2. 作業開始前の点検		
9-2-2-1	検査工程及び点検員は作業前に点検し、適正な工具を使用し、不良品は使用しないこと。		9-2-2-1	検査工程及び点検員は作業前に点検し、適正な工具を使用し、不良品は使用しないこと。		
9-2-3-3	3. 運搬作業		9-2-3-3	3. 運搬作業		
9-2-3-4	(1) 運搬物は2人以上で持ち、無理な運搬はしないこと。また、片手での運搬は行わないこと。		9-2-3-4	(1) 運搬物は2人以上で持ち、無理な運搬はしないこと。また、片手での運搬は行わないこと。		
9-2-3-5	(2) 運搬中は他のものに接触しないよう前後を注意すること。重たい資機材等は特に注意すること。		9-2-3-5	(2) 運搬中は他のものに接触しないよう前後を注意すること。重たい資機材等は特に注意すること。		
9-2-4-4	4. 作業場の設置		9-2-4-4	4. 作業場の設置		
9-2-4-5	高所作業作業を行うときは、安全な作業場を設けること。作業場を設けることが困難なときは、防網を張り、作業員に安全帯等の補助器具を使用する等の措置を講じること。	安衛則516 安政令337	9-2-4-5	高所作業作業を行うときは、安全な作業場を設けること。作業場を設けることが困難なときは、防網を張り、作業員に安全帯等の補助器具を使用する等の措置を講じること。	安衛則516	・適用基準等の表示位置を9-2-4-0-2-1から移動
9-2-5-5	5. 通路の確保		9-2-5-5	5. 通路の確保		
9-2-5-6	既設の通路では、通路に歩み板を敷く等により、安全な通路を確保すること。		9-2-5-6	既設の通路では、通路に歩み板を敷く等により、安全な通路を確保すること。		
9-3-1-1	1. 型枠工の構造		9-3-1-1	1. 型枠工の構造		
9-3-1-2	(1) 型枠工は、コンクリート打設の方法に合わせた適切な構造のものとし、建工期に比べて健全なものとす。なお、建工期は、設計計算に基づき作成すること。	安衛則239, 240	9-3-1-2	(1) 型枠工は、コンクリート打設の方法に合わせた適切な構造のものとし、建工期に比べて健全なものとす。なお、建工期は、設計計算に基づき作成すること。	安衛則239, 240	
9-3-1-3	(2) 型枠工は、倒壊事故を防止する措置を講じたものとする。	安衛則242	9-3-1-3	(2) 型枠工は、倒壊事故を防止する措置を講じたものとする。	安衛則242	
9-3-2-0	2. 材料		9-3-2-0	2. 材料		
9-3-2-1	材料は軽い傾斜、変形又は破損があるものを使わないこと。	安衛則237	9-3-2-1	材料は軽い傾斜、変形又は破損があるものを使わないこと。	安衛則237	
9-3-3-3	3. 作業主任者の配置		9-3-3-3	3. 作業主任者の配置		
9-3-3-4	型枠工の組立、解体の作業は、技能講習を修了した作業主任者の直接の指揮により行うこと。	安衛則246 安令247	9-3-3-4	型枠工の組立、解体の作業は、技能講習を修了した作業主任者の直接の指揮により行うこと。	安衛則246, 247	・適用基準等の表示方法を他と統一
9-3-4-4	4. 悪天候時の作業中止		9-3-4-4	4. 悪天候時の作業中止		
9-3-4-5	強風、大雨等の悪天候のため、作業の安全に支障を予想される場合は、作業を中止すること。	安衛則245	9-3-4-5	強風、大雨等の悪天候のため、作業の安全に支障を予想される場合は、作業を中止すること。	安衛則245	
9-3-5-1	(1) 支柱、はり又ははりの主要部分の腐食及びバイフレットには、それぞれ規格品又は規定のものを使用すること。	安衛則238	9-3-5-1	(1) 支柱、はり又ははりの主要部分の腐食及びバイフレットには、それぞれ規格品又は規定のものを使用すること。	安衛則238	
9-3-5-2	(2) 型枠工については、型枠の形状、コンクリートの打設方法等に合わせた適切な構造のものとする。	安衛則239	9-3-5-2	(2) 型枠工については、型枠の形状、コンクリートの打設方法等に合わせた適切な構造のものとする。	安衛則239	
9-3-6-6	6. 型枠工の取付け		9-3-6-6	6. 型枠工の取付け		
9-3-6-7	(1) 支柱の下部は、滑輪を設けるなど、必要に応じて滑輪・緩衝材等の取付けを行うこと。		9-3-6-7	(1) 支柱の下部は、滑輪を設けるなど、必要に応じて滑輪・緩衝材等の取付けを行うこと。		
9-3-6-8	(2) 支柱の継手は安全接合又は固定とし、鋼材はボルト、ナット等を用いて緊締すること。		9-3-6-8	(2) 支柱の継手は安全接合又は固定とし、鋼材はボルト、ナット等を用いて緊締すること。		

令和3年3月版			改訂(案)			
策 画 案 項	本文	適用基準等	策 画 案 項	本文	適用基準等	改訂理由
9-3-6-9	(3) 型枠が曲面の場合には、接合の取付け等、型枠の浮上りを防止するための措置を講じること。		9-3-6-9	(3) 型枠が曲面の場合には、接合の取付け等、型枠の浮上りを防止するための措置を講じること。		
9-3-6-10	(4) 支柱は、中央に取付け等、偏心重さがからないようにすること。		9-3-6-10	(4) 支柱は、中央に取付け等、偏心重さがからないようにすること。		
9-3-6-11	(5) 観音支保は、高さ2以内ごとに水平つなぎを2方向に設け、壁面などに固定すること。	安衛則242	9-3-6-11	(5) 観音支保は、高さ2以内ごとに水平つなぎを2方向に設け、壁面などに固定すること。	安衛則242	
9-3-6-12	(6) バイフレットを組立てる際は、4層以上のボルト又は専用の金具を用いて締ること。	安衛則242	9-3-6-12	(6) バイフレットを組立てる際は、4層以上のボルト又は専用の金具を用いて締ること。	安衛則242	
9-3-6-13	(7) 観音支保と鋼骨との間には、交差かきを設けること。	安衛則242	9-3-6-13	(7) 観音支保と鋼骨との間には、交差かきを設けること。	安衛則242	
9-3-6-14	(8) 鋼骨の上部及び5層以内の箇所において、型枠工の側面及び正面の方向に、又は交差かきを設けること。	安衛則242	9-3-6-14	(8) 鋼骨の上部及び5層以内の箇所において、型枠工の側面及び正面の方向に、又は交差かきを設けること。	安衛則242	
9-3-6-15	(9) 鋼骨の側面及び5層以内の箇所において、型枠工の側面及び正面の方向に、又は交差かきを設けること。	安衛則242	9-3-6-15	(9) 鋼骨の側面及び5層以内の箇所において、型枠工の側面及び正面の方向に、又は交差かきを設けること。	安衛則242	
9-3-7-7	7. 型枠工の解体		9-3-7-7	7. 型枠工の解体		
9-3-7-1	(1) 型枠工は、必要に応じて型枠工の取付けを行うこと。	安衛則245	9-3-7-1	(1) 型枠工は、必要に応じて型枠工の取付けを行うこと。	安衛則245	
9-3-7-2	(2) 高所から取りはずす型枠は、型枠の下には、滑輪を設けるなど、必要に応じて滑輪・緩衝材等の取付けを行うこと。		9-3-7-2	(2) 高所から取りはずす型枠は、型枠の下には、滑輪を設けるなど、必要に応じて滑輪・緩衝材等の取付けを行うこと。		
9-3-7-3	(3) 高所から取りはずす型枠は、型枠の下には、滑輪を設けるなど、必要に応じて滑輪・緩衝材等の取付けを行うこと。		9-3-7-3	(3) 高所から取りはずす型枠は、型枠の下には、滑輪を設けるなど、必要に応じて滑輪・緩衝材等の取付けを行うこと。		
9-3-7-4	(4) 型枠工の解体は、必要に応じて型枠工の取付けを行うこと。		9-3-7-4	(4) 型枠工の解体は、必要に応じて型枠工の取付けを行うこと。		
9-3-7-5	(5) 型枠工の解体は、必要に応じて型枠工の取付けを行うこと。		9-3-7-5	(5) 型枠工の解体は、必要に応じて型枠工の取付けを行うこと。		
9-3-7-6	(6) 材料、工具の吊り上げ、吊り下げには吊り綱、吊り索を使用すること。		9-3-7-6	(6) 材料、工具の吊り上げ、吊り下げには吊り綱、吊り索を使用すること。		
9-4	第4条 コンクリート		9-4	第4条 コンクリート		
9-4-1-1	1. コンクリート配合		9-4-1-1	1. コンクリート配合		
9-4-1-2	(1) プラントの組立作業には作業主任者を定め、組立前に行って安全な作業を行い、組立完了後、試運転を行ってから使用する。		9-4-1-2	(1) プラントの組立作業には作業主任者を定め、組立前に行って安全な作業を行い、組立完了後、試運転を行ってから使用する。		
9-4-1-3	(2) プラント出入口には、状況に応じて誘導員を配置すること。		9-4-1-3	(2) プラント出入口には、状況に応じて誘導員を配置すること。		
9-4-1-4	(3) 安全な作業場を設け、側面は十分に行うこと。	安衛則540, 541	9-4-1-4	(3) 安全な作業場を設け、側面は十分に行うこと。	安衛則540, 541	
9-4-1-5	(4) 計画書の他に、必要に応じて監視員を配置し、計画書では指示用マスクを使用すること。		9-4-1-5	(4) 計画書の他に、必要に応じて監視員を配置し、計画書では指示用マスクを使用すること。		
9-4-1-6	(5) 骨材ストックパイルの内側には、立ち入り禁止すること。		9-4-1-6	(5) 骨材ストックパイルの内側には、立ち入り禁止すること。		
9-4-2-1	2. コンクリート打設		9-4-2-1	2. コンクリート打設		
9-4-2-2	(1) ケーブルクレーンを使用するときは、操作については第6条第2項によることとし、バケットからコンクリートが漏れないように、きちんと口をしめること。		9-4-2-2	(1) ケーブルクレーンを使用するときは、操作については第6条第2項によることとし、バケットからコンクリートが漏れないように、きちんと口をしめること。		
9-4-2-3	(2) バケットの下及びバケット内には作業員を入れないこと。	クレーン則140/2	9-4-2-3	(2) バケットの下及びバケット内には作業員を入れないこと。	クレーン則140/2	
9-4-2-4	(3) 移動式クレーンを使用するときは、第6条第5項によること。		9-4-2-4	(3) 移動式クレーンを使用するときは、第6条第5項によること。		
9-4-2-5	(4) コンクリートポンプを使用するときは、パイプは壁面に保持し、パイプの取付、取りはずしは丁寧にすること。	安衛則171/2	9-4-2-5	(4) コンクリートポンプを使用するときは、パイプは壁面に保持し、パイプの取付、取りはずしは丁寧にすること。	安衛則171/2	
9-4-2-6	(5) 移動式のベルトコンベヤには、感電を防止するための感電防止用接地線を使用すること。	安衛則333	9-4-2-6	(5) 移動式のベルトコンベヤには、感電を防止するための感電防止用接地線を使用すること。	安衛則333	
9-4-2-7	(6) 固定式のベルトコンベヤは、しっかりと架橋に固定し、ベルトに沿って連絡を設けること。		9-4-2-7	(6) 固定式のベルトコンベヤは、しっかりと架橋に固定し、ベルトに沿って連絡を設けること。		
9-4-2-8	(7) 作業員の一部がベルトコンベヤに巻き込まれるおそれがあるときは緊急停止は、直ちに運転を停止できる装置を設けること。	安衛則151/78	9-4-2-8	(7) 作業員の一部がベルトコンベヤに巻き込まれるおそれがあるときは緊急停止は、直ちに運転を停止できる装置を設けること。	安衛則151/78	
9-4-2-9	(8) コンクリート打設にシュートを使用するときは、コンクリートがあらぬように、コンクリートの品質、投入法、シュート形状、勾配及び連結法等を事前にシュートを確認すること。		9-4-2-9	(8) コンクリート打設にシュートを使用するときは、コンクリートがあらぬように、コンクリートの品質、投入法、シュート形状、勾配及び連結法等を事前にシュートを確認すること。		
9-4-2-10	(9) ブームはアウトリガを確実に設置し、つつまとの角度を明確にして、転倒やホースの損壊を防止すること。	安衛則171/2	9-4-2-10	(9) ブームはアウトリガを確実に設置し、つつまとの角度を明確にして、転倒やホースの損壊を防止すること。	安衛則171/2	

令和3年3月版				改訂(案)			
章	節	条	項	章	節	条	項
9	4	2	10	9	4	2	10
9	4	2	11	9	4	2	11
9	4	2	12	9	4	2	12
9	4	3		9	4	3	
9	4	3	1	9	4	3	1
9	4	3	2	9	4	3	2
9	4	3	3	9	4	3	3
9	4	3	4	9	4	3	4
9	4	3	5	9	4	3	5
9	4	3	6	9	4	3	6
9	4	3	8	9	4	3	8
9	4	4		9	4	4	
9	4	4	1	9	4	4	1
10	1	1		10	1	1	
10	1	1	1	10	1	1	1
10	1	1	0	10	1	1	0
10	1	2		10	1	2	
10	1	2	1	10	1	2	1
10	1	3		10	1	3	
10	1	3	1	10	1	3	1
10	1	3	2	10	1	3	2
10	1	4		10	1	4	
10	1	4	0	10	1	4	0
10	2	1		10	2	1	
10	2	1	0	10	2	1	0
10	2	2		10	2	2	
10	2	2	1	10	2	2	1
10	2	2	2	10	2	2	2
10	2	2	3	10	2	2	3
10	2	3		10	2	3	
10	2	3	0	10	2	3	0
10	2	4		10	2	4	
10	2	4	1	10	2	4	1

令和3年3月版				改訂(案)			
章	節	条	項	章	節	条	項
10	2	4	2	10	2	4	2
10	2	4	3	10	2	4	3
10	2	4	3	10	2	4	3
10	2	4	4	10	2	4	4
10	2	4	5	10	2	4	5
10	2	5		10	2	5	
10	2	5	1	10	2	5	1
10	2	5	2	10	2	5	2
10	2	6		10	2	6	
10	2	6	1	10	2	6	1
10	2	6	2	10	2	6	2
10	2	6	3	10	2	6	3
10	2	6	4	10	2	6	4
10	2	6	5	10	2	6	5
10	2	6	6	10	2	6	6
10	2	6	7	10	2	6	7
10	2	7	0	10	2	7	0
10	2	8		10	2	8	
10	2	8	1	10	2	8	1
10	2	8	2	10	2	8	2
10	2	8	3	10	2	8	3
10	2	9		10	2	9	
10	2	9	0	10	2	9	0
10	2	10		10	2	10	
10	2	10	1	10	2	10	1
10	2	10	2	10	2	10	2
10	2	11		10	2	11	
10	2	11	0	10	2	11	0
10	3	1		10	3	1	
10	3	1	1	10	3	1	1
10	3	1	2	10	3	1	2
10	3	1	3	10	3	1	3

令和3年3月版		改訂(案)	改訂理由						
11	1	0	11	1	0	1	1	0	1
11	1	1	0	11	1	1	0	1	0
11	1	2	0	11	1	2	0	1	0
11	1	3	0	11	1	3	0	1	0
11	1	4	1	11	1	4	1	1	1
11	1	4	2	11	1	4	2	1	1
11	2	1	0	11	2	1	0	1	0
11	2	1	0	11	2	1	0	1	0
11	2	1	0	11	2	1	0	1	0
11	2	1	0	11	2	1	0	1	0
11	2	1	0	11	2	1	0	1	0
11	2	1	0	11	2	1	0	1	0
11	2	1	0	11	2	1	0	1	0
11	2	1	0	11	2	1	0	1	0
11	2	2	0	11	2	2	0	1	0
11	3	1	0	11	3	1	0	1	0
11	3	2	0	11	3	2	0	1	0
11	3	3	3	11	3	3	3	1	3
11	3	3	0	11	3	3	0	1	0
11	3	4	1	11	3	4	1	1	1
11	3	4	0	11	3	4	0	1	0
11	3	5	0	11	3	5	0	1	0
11	3	6	1	11	3	6	1	1	1
11	3	6	2	11	3	6	2	1	2
11	3	7	0	11	3	7	0	1	0
11	3	7	0	11	3	7	0	1	0
11	3	8	0	11	3	8	0	1	0
11	3	8	0	11	3	8	0	1	0

令和3年3月版		改訂(案)	改訂理由						
11	3	9	1	11	3	9	1	1	1
11	3	9	2	11	3	9	2	1	2
11	3	10	0	11	3	10	0	1	0
11	3	10	0	11	3	10	0	1	0
11	3	11	0	11	3	11	0	1	0
11	3	11	0	11	3	11	0	1	0
11	3	12	0	11	3	12	0	1	0
11	3	12	1	11	3	12	1	1	1
11	3	13	0	11	3	13	0	1	0
11	3	13	2	11	3	13	2	1	2
11	3	14	0	11	3	14	0	1	0
11	3	15	0	11	3	15	0	1	0
11	3	15	1	11	3	15	1	1	1
11	3	15	2	11	3	15	2	1	2
11	4	1	0	11	4	1	0	1	0
11	4	1	1	11	4	1	1	1	1
11	4	1	2	11	4	1	2	1	2
11	4	1	3	11	4	1	3	1	3
11	4	1	4	11	4	1	4	1	4
11	4	1	5	11	4	1	5	1	5
11	4	1	6	11	4	1	6	1	6
11	4	2	1	11	4	2	1	1	1
11	4	2	2	11	4	2	2	1	2
11	4	3	1	11	4	3	1	1	1
11	4	3	1	11	4	3	1	1	1
11	4	3	2	11	4	3	2	1	2

令和3年3月版				改訂(案)				改訂理由
章	節	条	項	章	節	条	項	
11	4	3	3	11	4	3	3	
11	4	3	4	11	4	3	4	
11	4	4		11	4	4		
11	4	4	1	11	4	4	1	
11	4	4	2	11	4	4	2	
11	4	4	3	11	4	4	3	
11	4	5		11	4	5		
11	4	5	1	11	4	5	1	
11	4	5	2	11	4	5	2	
11	4	5	3	11	4	5	3	
11	4	5	4	11	4	5	4	
12	1			12	1			
12	1	1		12	1	1		
12	1	1	0	12	1	1	0	
12	1	2		12	1	2		
12	1	2	1	12	1	2	1	
12	1	2	2	12	1	2	2	
12	1	3		12	1	3		
12	1	3	0	12	1	3	0	
12	1	4		12	1	4		
12	1	4	1	12	1	4	1	
12	1	4	2	12	1	4	2	
12	1	4	3	12	1	4	3	
12	1	5		12	1	5		
12	1	5	0	12	1	5	0	
12	1	6		12	1	6		
12	1	6	1	12	1	6	1	
12	1	6	2	12	1	6	2	
12	1	6	3	12	1	6	3	
12	1	6	4	12	1	6	4	
12	1	6	5	12	1	6	5	
12	1	7		12	1	7		
12	1	7	1	12	1	7	1	

令和3年3月版				改訂(案)				改訂理由
章	節	条	項	章	節	条	項	
12	1	7	2	12	1	7	2	
12	1	7	3	12	1	7	3	
12	1	7	4	12	1	7	4	
12	1	7	5	12	1	7	5	
12	1	7	6	12	1	7	6	
12	1	7	7	12	1	7	7	
12	1	7	8	12	1	7	8	
12	1	7	9	12	1	7	9	
12	1	7	10	12	1	7	10	
12	1	7	11	12	1	7	11	
13	1			13	1			
13	1	1		13	1	1		
13	1	1	0	13	1	1	0	
13	1	2		13	1	2		
13	1	2	0	13	1	2	0	
13	1	3		13	1	3		
13	1	3	0	13	1	3	0	
13	1	4		13	1	4		
13	1	4	0	13	1	4	0	
13	1	4	1	13	1	4	1	
13	1	4	2	13	1	4	2	
13	1	4	3	13	1	4	3	
13	1	4	4	13	1	4	4	
13	1	5		13	1	5		
13	1	5	0	13	1	5	0	
13	1	6		13	1	6		
13	1	6	1	13	1	6	1	
13	1	6	2	13	1	6	2	
13	1	6	3	13	1	6	3	

令和3年3月版			改訂(案)								
章	節	条	章	節	条						
13	1	6	13	1	6	4	4	4	4	4	4
13	1	7	13	1	7	7	7	7	7	7	7
13	2	1	13	2	1	1	2	1	2	1	2
13	2	2	13	2	2	2	2	2	2	2	2
13	2	3	13	2	3	3	3	3	3	3	3
13	2	4	13	2	4	4	4	4	4	4	4
13	2	5	13	2	5	5	5	5	5	5	5

令和3年3月版			改訂(案)								
章	節	条	章	節	条						
13	2	5	13	2	5	0	1	0	0	0	0
13	2	6	13	2	6	6	6	6	6	6	6
13	3	1	13	3	1	1	1	1	1	1	1
13	3	2	13	3	2	2	2	2	2	2	2
13	3	3	13	3	3	3	3	3	3	3	3
13	3	4	13	3	4	4	4	4	4	4	4
13	3	5	13	3	5	5	5	5	5	5	5
13	3	6	13	3	6	6	6	6	6	6	6
13	3	7	13	3	7	7	7	7	7	7	7
13	3	8	13	3	8	8	8	8	8	8	8
13	3	9	13	3	9	9	9	9	9	9	9
13	3	10	13	3	10	10	10	10	10	10	10
13	3	11	13	3	11	11	11	11	11	11	11
13	3	12	13	3	12	12	12	12	12	12	12
13	3	13	13	3	13	13	13	13	13	13	13
13	3	14	13	3	14	14	14	14	14	14	14
13	3	15	13	3	15	15	15	15	15	15	15
13	3	16	13	3	16	16	16	16	16	16	16
13	3	17	13	3	17	17	17	17	17	17	17
13	3	18	13	3	18	18	18	18	18	18	18
13	3	19	13	3	19	19	19	19	19	19	19
13	3	20	13	3	20	20	20	20	20	20	20
13	3	21	13	3	21	21	21	21	21	21	21
13	3	22	13	3	22	22	22	22	22	22	22
13	3	23	13	3	23	23	23	23	23	23	23
13	3	24	13	3	24	24	24	24	24	24	24
13	3	25	13	3	25	25	25	25	25	25	25
13	3	26	13	3	26	26	26	26	26	26	26
13	3	27	13	3	27	27	27	27	27	27	27
13	3	28	13	3	28	28	28	28	28	28	28
13	3	29	13	3	29	29	29	29	29	29	29
13	3	30	13	3	30	30	30	30	30	30	30
13	3	31	13	3	31	31	31	31	31	31	31
13	4	1	13	4	1	1	1	1	1	1	1
13	4	2	13	4	2	2	2	2	2	2	2
13	4	3	13	4	3	3	3	3	3	3	3
13	4	4	13	4	4	4	4	4	4	4	4
13	4	5	13	4	5	5	5	5	5	5	5
13	4	6	13	4	6	6	6	6	6	6	6
13	4	7	13	4	7	7	7	7	7	7	7
13	4	8	13	4	8	8	8	8	8	8	8
13	4	9	13	4	9	9	9	9	9	9	9
13	4	10	13	4	10	10	10	10	10	10	10
13	4	11	13	4	11	11	11	11	11	11	11
13	4	12	13	4	12	12	12	12	12	12	12
13	4	13	13	4	13	13	13	13	13	13	13
13	4	14	13	4	14	14	14	14	14	14	14
13	4	15	13	4	15	15	15	15	15	15	15
13	4	16	13	4	16	16	16	16	16	16	16
13	4	17	13	4	17	17	17	17	17	17	17
13	4	18	13	4	18	18	18	18	18	18	18
13	4	19	13	4	19	19	19	19	19	19	19
13	4	20	13	4	20	20	20	20	20	20	20
13	4	21	13	4	21	21	21	21	21	21	21
13	4	22	13	4	22	22	22	22	22	22	22
13	4	23	13	4	23	23	23	23	23	23	23
13	4	24	13	4	24	24	24	24	24	24	24
13	4	25	13	4	25	25	25	25	25	25	25
13	4	26	13	4	26	26	26	26	26	26	26
13	4	27	13	4	27	27	27	27	27	27	27
13	4	28	13	4	28	28	28	28	28	28	28
13	4	29	13	4	29	29	29	29	29	29	29
13	4	30	13	4	30	30	30	30	30	30	30
13	4	31	13	4	31	31	31	31	31	31	31
13	5	1	13	5	1	1	1	1	1	1	1
13	5	2	13	5	2	2	2	2	2	2	2
13	5	3	13	5	3	3	3	3	3	3	3
13	5	4	13	5	4	4	4	4	4	4	4
13	5	5	13	5	5	5	5	5	5	5	5
13	5	6	13	5	6	6	6	6	6	6	6
13	5	7	13	5	7	7	7	7	7	7	7
13	5	8	13	5	8	8	8	8	8	8	8
13	5	9	13	5	9	9	9	9	9	9	9
13	5	10	13	5	10	10	10	10	10	10	10
13	5	11	13	5	11	11	11	11	11	11	11
13	5	12	13	5	12	12	12	12	12	12	12
13	5	13	13	5	13	13	13	13	13	13	13
13	5	14	13	5	14	14	14	14	14	14	14
13	5	15	13	5	15	15	15	15	15	15	15
13	5	16	13	5	16	16	16	16	16	16	16
13	5	17	13	5	17	17	17	17	17	17	17
13	5	18	13	5	18	18	18	18	18	18	18
13	5	19	13	5	19	19	19	19	19	19	19
13	5	20	13	5	20	20	20	20	20	20	20
13	5	21	13	5	21	21	21	21	21	21	21
13	5	22	13	5	22	22	22	22	22	22	22
13	5	23	13	5	23	23	23	23	23	23	23
13	5	24	13	5	24	24	24	24	24	24	24
13	5	25	13	5	25	25	25	25	25	25	25
13	5	26	13	5	26	26	26	26	26	26	26
13	5	27	13	5	27	27	27	27	27	27	27
13	5	28	13	5	28	28	28	28	28	28	28
13	5	29	13	5	29	29	29	29	29	29	29
13	5	30	13	5	30	30	30	30	30	30	30
13	5	31	13	5	31	31	31	31	31	31	31

令和3年3月版			改訂(案)			改訂理由	
案	原	項	案	原	項		
13	4	4	2	(2)	設置完了後は資材が転落するまでカラーコーンで囲い、車両のスリップ事故を防止すること。		
13	4	4	3	(3)	作業員の服装は、常に目立つものとする。		
13	4	5	1	(1)	ロードスター、軽自動車等の清掃範囲には、それらの作業を明示する標識を設け、通行車両が作業を予知できるようにすること。		
13	4	5	2	(2)	作業箇所はカラーコーンで必ず標示すること。		
13	4	5	3	(3)	清掃範囲作業の場合には、軽自動車等の作業の障害となる物に注意すること。		
13	4	5	4	(4)	草刈、裏土の掘削作業にあたっては、車両通過の際の飛石等を防止するため、掘削の厚石等を除去するなどの対策を講じること。		
13	4	5	5	(5)	急斜面でのり面作業は、転落防止のための糸綱を使用すること。		
13	4	5	6	(6)	除雪作業に機械を使用するときは、作業員及び道路上の飛石を防止するため、刈りこみ前に異物を除去し、機械にも飛石防止の防護板等を設置すること。		
13	5	1	1	1.	除雪計画と準備		
13	5	1	1	(1)	スノーブレード、除雪機内側、側面等除雪機を適切に設置し、除雪作業の障害防止に努めること。なお、除雪機の除去等の能力を市況に呼びかけ作業の安全を確保すること。		
13	5	1	2	(2)	崖、落石の危険のある地域の除雪については、作業前の現場調査により、現地標示を行い、その対策をたて、事故防止に努めること。		
13	5	1	3	(3)	除雪作業実施中は作業開始中通過区間の道路状況、地形、危険物の位置等を告知出来るように、車両による試走を十分行うこと。		
13	5	1	4	(4)	除雪作業では、道路条件、交通量等によって、交通規制の必要を生ずるため、道路管理課と関係機関の協議に基づき、交通規制要員を配置して、安全な運行を確保すること。		
13	5	1	5	(5)	除雪範囲には作業を明示する標識を設け、通行車両が作業を予知出来るようにすること。		
13	5	1	6	(6)	除雪作業の監視は、視認性を考慮して明るい色のものとし、夜間作業の場合には、一部に反射テープを貼りつける等の安全対策をとること。作業機はスリップ防止に役立つものとする。		
13	5	1	7	(7)	除雪作業は、長時間作業や過労作業等の不始出があるため、適切な休息の取組を推進し、健康管理を行うこと。また、過労作業にならないよう適切な作業員を配置すること。		
13	5	2	2.	2.	除雪作業		
13	5	2	1	(1)	10分以上の除雪作業が実行して作業を行う場合には、十分機械の運転と、危険の防止に努めること。		
13	5	2	2	(2)	夜間作業中に隣道等により視界が悪く作業が困難な場合には、事故対策を行い、低減対策等に切り替え、作業の安全を図ること。		
13	5	2	3	(3)	除雪は雪質等を観察させないよう、安全な地点を選んで行うこと。特に斜面への除雪は、寒風の強い時期には十分な注意をすること。		
13	5	2	4	(4)	道路条件に応じた適切な交通規制対策をたて、通過車両等の安全を図ること。		
13	5	2	5	(5)	除雪の方向は民家、電線等を避け、絶えず安全な設置場所を選びながら作業を行うこと。反対方向を越えて設置する場合は、雪質等により一部除雪機への調整や方向によっては、後方視界を確保することもあるため、一時的な通行止めとして作業をすること。		
13	5	2	6	(6)	サイドウイングによる視界作業は、積造物に注意し、積すべり等による事故を防止すること。また、その際には、多歩者にも十分注意すること。		
14	1	1	0	第1章 一般事項			
14	1	1	1	1.	1.	適用	
14	1	1	0	本条例は、建築工事、建築工事に適用する。積下り工事、仮設工、舗装工等は、共通事項、各種工事の協議を参照すること。			
14	1	2	0	2.	2.	工事内容の把握	
14	1	2	0	第5条第1項及び2項に準ずること。			

令和3年3月版			改訂(案)			改訂理由
案	原	項	案	原	項	
14	1	3	1	3.	3.	事前調査における留意事項
14	1	3	1	(1)	(1)	第1条第2項に準ずること。
14	1	3	2	(2)	(2)	工事中に予想される危険、高層等の他に、交通規制、環境などの現地状況を十分に把握すること。
14	1	3	3	(3)	(3)	積下り中の道路上空において、事故対策等を行う場合は、その交通対策について事前に十分調査すること。
14	1	3	4	(4)	(4)	河川部、海上部、海岸部、掘削等においては、水深、流速、潮流などの事前調査を十分行うこと。
14	1	3	5	(5)	(5)	ベントの基礎、表層の基礎、アンカー設置場所は十分な地耐力があるかどうか、事前に調査しておくこと。
14	1	4	4.	4.	4.	施工計画における留意事項
14	1	4	1	(1)	(1)	第1条第3項に準ずること。
14	1	4	2	(2)	(2)	事故に用いる仮設及び仮設用材については、工事中の安全を確保できるだけの規格と強度を有することを確かめること。
14	1	4	3	(3)	(3)	作業中における構造物の安定性の確認等を行い、適切な対策を講ずること。
14	1	4	4	(4)	(4)	作業にあたっては、当該工法に適した使用材料を選定すること。
14	1	4	5	(5)	(5)	積下り中の道路上空における積物の積下り作業を行う場合は、交通規制については、道路管理課及び所管指導員の指示又は協議により必要な措置を講じること。
14	1	4	6	(6)	(6)	設計時に考慮した施工法、施工順序と異なる方法、順序による場合は、あらかじめ設計時の応力と変形を検討し、架設中の構造物の安全を確保すること。
14	1	5	5.	5.	5.	仮設構造物に係る計画
14	1	5	1	(1)	(1)	作業段階に計画管理項目(高さ、傾斜、反力など)とその管理基準の設定、計画強度とその配力方法、計画が管理基準を超過した場合の対応方法などについて事前に計画すること。
14	1	5	2	(2)	(2)	計画管理項目には、傾斜、仮設構造物に加え、仮設構造物の基礎部など大きな加力から地盤の状態についても定めること。
14	1	5	3	(3)	(3)	管理基準超過時の対応を監視体制で監視し、超過の際には直ちに現場責任者にその情報が届くような体制を整えること。
14	1	6	6.	6.	6.	積下り工事における現場管理
14	1	6	0	第1条第4項、第2条第10項に準ずること。		
14	2	1	1.	1.	1.	新規開発用仮設構造物の使用
14	2	1	0	(1)	(1)	新しく開発、改良した仮設構造物を使用するときは、事前にその安全性と作業性を確認すること。
14	2	2	2.	2.	2.	クレーン等重機物取扱い環境
14	2	2	1	(1)	(1)	クレーン等重機物取扱い環境は、常に保守点検に努めること。
14	2	2	2	(2)	(2)	クレーン等重機物取扱い環境には能力などを明示し、作業員に十分周知徹底させること。
14	2	3	0	3.	3.	鋼工、ロープの安全
14	2	3	0	鋼工、工具、ロープ類、ベント材、サンド材などは、正常なものでかつ向きに対し適切な安全率を有するものとする。		
14	2	4	4.	4.	4.	ケーブルクレーン及びケーブルエレベーター用領域の設置
14	2	4	1	(1)	(1)	材料・鋼索は、荷重に対して、適当な安全率を有するものとする。
14	2	4	2	(2)	(2)	空間の高さに従って、清り又は落下防止すること。
14	2	4	3	(3)	(3)	設置は原則として水平面との角度を60°以内とする。
14	2	5	5.	5.	5.	アンカーの設置
14	2	5	1	(1)	(1)	風圧計画に基づき、十分な耐力を有するアンカーを設置すること。
14	2	5	2	(2)	(2)	ロックアンカーを使用するときは、引張耐力試験により、必要な耐力を確認すること。
14	2	6	6.	6.	6.	ケーブルクレーンのサグ
14	2	6	0	トラックケーブルは所定のサグになるように張ること。また、積載物の取付け時、荷をかけた状態で積載物を生じさせる場合は、積載物に対するトラックケーブルの安全率をチェックすること。		
14	2	7	7.	7.	7.	ケーブルクレーンに使用するワイヤロープ
14	2	7	0	表示の適用基準等の相称(安全規格604は鋼索、605は鋼索及び鋼線の規定)		

Table with 8 columns: No., Section, Item, Description, Standard, No., Section, Item, Description, Standard, Reason for Revision. It lists various construction safety and quality standards and their updates.

Table with 8 columns: No., Section, Item, Description, Standard, No., Section, Item, Description, Standard, Reason for Revision. This is a continuation of the table from the previous page, detailing further construction standards and updates.

令和3年3月版				改訂(案)				改訂理由	
原	案	項	一	適用基準等	原	案	項		一
14	3	15	1	(1) 運出し装置の場合、高圧の状態でまで解放機構等の重量物を脱卸しないこと。	14	3	15	1	(1) 運出し装置の場合、高圧の状態でまで解放機構等の重量物を脱卸しないこと。
14	3	15	2	(2) 高圧の状態で長期間放置しないこと。	14	3	15	2	(2) 高圧の状態で長期間放置しないこと。
14	3	16	0	1.6 橋桁上のクレーン設置 既に架設した橋桁上に移動式クレーン等を設置するときは、クレーン重量・吊付け位置及びその使用状態を確認すること。	14	3	16	0	1.7 河川内に設置した転倒物の防護 河川内にペント・作業橋台・昇降設備等の転倒物を設置する場合は、異常出水・船舶航行等によって、転倒物の防護を行うこと。
14	3	17	0	1.7 河川内に設置した転倒物の防護 河川内にペント・作業橋台・昇降設備等の転倒物を設置する場合は、異常出水・船舶航行等によって、転倒物の防護を行うこと。	14	3	17	0	1.8 仮設設備 作業船又は台船などの仮設設備には、十分な安全なものをを用いること。
14	3	18	0	1.8 仮設設備 作業船又は台船などの仮設設備には、十分な安全なものをを用いること。	14	3	18	0	1.9 水上作業中の監視 航行船舶に対する監視を行うこと。
14	3	19	1	(1) 航行船舶に対する監視を行うこと。	14	3	19	1	(1) 航行船舶に対する監視を行うこと。
14	3	19	2	(2) 水深・潮流・潮の干満及び作業船・船舶の吃水を監視すること。	14	3	19	2	(2) 水深・潮流・潮の干満及び作業船・船舶の吃水を監視すること。
14	4	1	0	第4節 PC構築設備 1. 工具類の整備点検 作業に使用する各種ジャッキ・ジャッキ受ブラケット・ボルト・チェーンブロック・レバーブロック・ワイヤーロープなど、作業に必要な工具類は点検整備しておくこと。	14	4	1	0	第4節 PC構築設備 1. 工具類の整備点検 作業に使用する各種ジャッキ・ジャッキ受ブラケット・ボルト・チェーンブロック・レバーブロック・ワイヤーロープなど、作業に必要な工具類は点検整備しておくこと。
14	4	2	2	2. ジャッキ・ジャッキ受ブラケット・ボルト (1) ジャッキ受ブラケット及びボルトは、その耐力を設計しておくこと。また、ボルトが締結に用いられる形式にあっては、コンクリートへの付着も検討すること。	14	4	2	2	(1) ジャッキ受ブラケット及びボルトは、その耐力を設計しておくこと。また、ボルトが締結に用いられる形式にあっては、コンクリートへの付着も検討すること。
14	4	2	2	(2) ジャッキ受ブラケットの取付位置の決定にあたっては、桁の重心を考慮すること。	14	4	2	2	(2) ジャッキ受ブラケットの取付位置の決定にあたっては、桁の重心を考慮すること。
14	4	2	3	(3) ジャッキは、荷重に対して十分な耐力を有すること。	14	4	2	3	(3) ジャッキは、荷重に対して十分な耐力を有すること。
14	4	2	4	(4) ジャッキ取付箇所は、荷重に対して十分な耐力を有すること。	14	4	2	4	(4) ジャッキ取付箇所は、荷重に対して十分な耐力を有すること。
14	4	3	3	3. 横取り設備 (1) 横取り設備は十分な耐力を有すること。	14	4	3	3	(1) 横取り設備は十分な耐力を有すること。
14	4	3	2	(2) けん引力、制動方法を検討し、レバーブロック、ジャッキ等、適切な制動装置を選定すること。	14	4	3	2	(2) けん引力、制動方法を検討し、レバーブロック、ジャッキ等、適切な制動装置を選定すること。
14	4	3	3	(3) 取付箇所は荷重に対して十分な耐力を有すること。	14	4	3	3	(3) 取付箇所は荷重に対して十分な耐力を有すること。
14	4	3	4	(4) 使用材料の仮設定例についても安定性を確保できる固定方法を検討すること。	14	4	3	4	(4) 使用材料の仮設定例についても安定性を確保できる固定方法を検討すること。
14	4	4	1	4. 重量トローリ (1) 重量トローリは積載荷重に対して十分な耐力を有すること。	14	4	4	1	(1) 重量トローリは積載荷重に対して十分な耐力を有すること。
14	4	4	2	(2) けん引力、制動方法を検討し、適切なウィンチ等の駆動装置を選定すること。	14	4	4	2	(2) けん引力、制動方法を検討し、適切なウィンチ等の駆動装置を選定すること。
14	4	4	3	(3) 自重重量トローリは、適切な制動力を有すること。	14	4	4	3	(3) 自重重量トローリは、適切な制動力を有すること。
14	4	4	4	(4) レールには過大な荷重を掛けること。	14	4	4	4	(4) レールには過大な荷重を掛けること。
14	5	1	1	第5節 PC構築設備 1. 軌条の搬入作業 (1) レールゲージは、適切なものを選定し、レールを支持するまくら木等は所定の間隔に設置すること。	14	5	1	1	(1) レールゲージは、適切なものを選定し、レールを支持するまくら木等は所定の間隔に設置すること。
14	5	1	2	(2) 軌道は、通り・高さ・軌条間の平行度等に注意して正確に敷設すること。	14	5	1	2	(2) 軌道は、通り・高さ・軌条間の平行度等に注意して正確に敷設すること。
14	5	1	3	(3) レールの連結部は、脱落が生じないように取付けること。	14	5	1	3	(3) レールの連結部は、脱落が生じないように取付けること。
14	5	2	1	2. PC桁の位置き及び運搬 (1) PC桁は指定された場所に、架設順序に従って、堅固な敷土の上に置くこと。	14	5	2	1	(1) PC桁は指定された場所に、架設順序に従って、堅固な敷土の上に置くこと。
14	5	2	2	(2) 桁に重心の重いPC桁などの取扱いには、転倒防止の措置を講じること。	14	5	2	2	(2) 桁に重心の重いPC桁などの取扱いには、転倒防止の措置を講じること。
14	5	2	3	(3) 荷重を運搬路に使用する場合には、運搬事情・交通法規上の制約に配慮すること。	14	5	2	3	(3) 荷重を運搬路に使用する場合には、運搬事情・交通法規上の制約に配慮すること。
14	5	3	0	PC桁の取扱いにおいては、特に下桁については設置中、横倒又は転落するまでの間は、転倒防止の措置を講じること。	14	5	3	0	PC桁の取扱いにおいては、特に下桁については設置中、横倒又は転落するまでの間は、転倒防止の措置を講じること。
14	5	4	0	4. クレーン等の取扱いのチェック 移動式クレーンを取扱いに設置して使用する場合は、アウトリガー反力による桁の応力などの照査を行うこと。	14	5	4	0	4. クレーン等の取扱いのチェック 移動式クレーンを取扱いに設置して使用する場合は、アウトリガー反力による桁の応力などの照査を行うこと。
14	5	5	0	5. 架設設備等の取り出し作業	14	5	5	0	5. 架設設備等の取り出し作業

令和3年3月版				改訂(案)				改訂理由	
原	案	項	一	適用基準等	原	案	項		一
14	5	5	1	(1) 送り出し作業時には、関係者全員に送り出し量・送り出し速度・作業手順・作業予定時間等を周知徹底させること。	14	5	5	1	(1) 送り出し作業時には、関係者全員に送り出し量・送り出し速度・作業手順・作業予定時間等を周知徹底させること。
14	5	5	2	(2) 台車・ローラー・送り出し装置が正常かどうかを予め確認すること。	14	5	5	2	(2) 台車・ローラー・送り出し装置が正常かどうかを予め確認すること。
14	5	5	3	(3) おしワイヤーロープ・スタブナー等の過巻防止装置の確認をした後に、送り出し作業を開始すること。	14	5	5	3	(3) おしワイヤーロープ・スタブナー等の過巻防止装置の確認をした後に、送り出し作業を開始すること。
14	5	5	4	(4) ワイヤロープなどの経路変更及び停止時には、送り出し装置を固定すること。	14	5	5	4	(4) ワイヤロープなどの経路変更及び停止時には、送り出し装置を固定すること。
14	5	6	0	6. 横取り作業 (1) 横取り作業は、荷重・設備を設置する支持力や地盤の強度を確認し、必要に応じて適切な措置を講じたうえで行うこと。	14	5	6	0	(1) 横取り作業は、荷重・設備を設置する支持力や地盤の強度を確認し、必要に応じて適切な措置を講じたうえで行うこと。
14	5	6	2	(2) 横取り作業にあたっては、十分な転倒防止措置を講じること。	14	5	6	2	(2) 横取り作業にあたっては、十分な転倒防止措置を講じること。
14	5	6	3	(3) 横取り作業中は、おしワイヤー等の過巻防止措置を講じること。	14	5	6	3	(3) 横取り作業中は、おしワイヤー等の過巻防止措置を講じること。
14	5	6	4	(4) 横取り作業中は、両側端の移動量・移動速度・方向性を確認しながら作業すること。	14	5	6	4	(4) 横取り作業中は、両側端の移動量・移動速度・方向性を確認しながら作業すること。
14	5	7	1	7. フック等による落下・落下作業 (1) 荷物の取扱いに際しては、落下させないこと。	14	5	7	1	(1) 荷物の取扱いに際しては、落下させないこと。
14	5	7	2	(2) PC桁の落下・落下中は、折下側に密着して過パンクンをすること。	14	5	7	2	(2) PC桁の落下・落下中は、折下側に密着して過パンクンをすること。
15	1	1	0	第1章 山岳トンネル工事 第1節 一般事項 1. 適用 本章は、トンネル工事のうち、NATM工法によるトンネル工事及び従来のトンネル工事によるトンネル工事に適用する。	15	1	1	0	第1章 山岳トンネル工事 第1節 一般事項 1. 適用 本章は、トンネル工事のうち、NATM工法によるトンネル工事及び従来のトンネル工事によるトンネル工事に適用する。
15	1	2	0	2. 工事内容の把握	15	1	2	0	2. 工事内容の把握
15	1	2	0	第3章 掘削・おし上げに関する事項	15	1	2	0	第3章 掘削・おし上げに関する事項
15	1	3	0	第4章 掘削・おし上げに関する事項	15	1	3	0	第4章 掘削・おし上げに関する事項
15	1	4	0	4. 掘削・おし上げに関する事項 (1) 掘削・おし上げに関する事項は、掘削・おし上げの現場状況から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。	15	1	4	0	4. 掘削・おし上げに関する事項 (1) 掘削・おし上げに関する事項は、掘削・おし上げの現場状況から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。
15	1	4	1	(2) 掘削・おし上げに関する事項は、掘削・おし上げの現場状況から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。	15	1	4	1	(2) 掘削・おし上げに関する事項は、掘削・おし上げの現場状況から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。
15	1	4	1	(3) 掘削・おし上げに関する事項は、掘削・おし上げの現場状況から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。	15	1	4	1	(3) 掘削・おし上げに関する事項は、掘削・おし上げの現場状況から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。
15	1	4	1	(4) 掘削・おし上げに関する事項は、掘削・おし上げの現場状況から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。	15	1	4	1	(4) 掘削・おし上げに関する事項は、掘削・おし上げの現場状況から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。
15	1	4	2	(5) 掘削・おし上げに関する事項は、掘削・おし上げの現場状況から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。	15	1	4	2	(5) 掘削・おし上げに関する事項は、掘削・おし上げの現場状況から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。
15	1	4	3	(6) 掘削・おし上げに関する事項は、掘削・おし上げの現場状況から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。	15	1	4	3	(6) 掘削・おし上げに関する事項は、掘削・おし上げの現場状況から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。
15	1	5	0	5. 掘削・おし上げに関する事項	15	1	5	0	5. 掘削・おし上げに関する事項
15	1	5	1	(1) 掘削・おし上げに関する事項は、掘削・おし上げの現場状況から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。	15	1	5	1	(1) 掘削・おし上げに関する事項は、掘削・おし上げの現場状況から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。
15	1	5	2	(2) 掘削・おし上げに関する事項は、掘削・おし上げの現場状況から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。	15	1	5	2	(2) 掘削・おし上げに関する事項は、掘削・おし上げの現場状況から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。
15	1	5	3	(3) 掘削・おし上げに関する事項は、掘削・おし上げの現場状況から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。	15	1	5	3	(3) 掘削・おし上げに関する事項は、掘削・おし上げの現場状況から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。
15	1	5	3	(4) 掘削・おし上げに関する事項は、掘削・おし上げの現場状況から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。	15	1	5	3	(4) 掘削・おし上げに関する事項は、掘削・おし上げの現場状況から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。

令和3年3月版			改訂(案)			改訂理由		
章	節	条	項	章	節	条	項	改訂理由
15	2	6	4	(4)	15	2	6	4
15	2	7	7	7	15	2	7	7
15	2	7	8	8	15	2	7	8
15	2	8	2	(1)	15	2	8	2
15	2	8	3	(2)	15	2	8	3
15	2	8	4	(3)	15	2	8	4
15	2	8	5	(4)	15	2	8	5
15	2	8	6	(5)	15	2	8	6
15	3	1	1	1	15	3	1	1
15	3	1	2	(1)	15	3	1	2
15	3	1	2	(2)	15	3	1	2
15	3	1	2	(3)	15	3	1	2
15	3	1	2	(4)	15	3	1	2
15	3	2	2	2	15	3	2	2
15	3	2	1	(1)	15	3	2	1
15	3	2	2	(2)	15	3	2	2
15	3	2	3	(3)	15	3	2	3
15	3	3	3	3	15	3	3	3
15	3	3	0	1	15	3	3	0
15	3	4	0	1	15	3	4	0
15	3	5	5	5	15	3	5	5
15	3	5	1	(1)	15	3	5	1
15	3	5	2	(2)	15	3	5	2
15	3	6	6	6	15	3	6	6
15	3	6	0	1	15	3	6	0
15	4	1	1	1	15	4	1	1
15	4	1	1	1	15	4	1	1

令和3年3月版			改訂(案)			改訂理由		
章	節	条	項	章	節	条	項	改訂理由
15	4	1	1	(1)	15	4	1	1
15	4	1	2	(2)	15	4	1	2
15	4	2	2	2	15	4	2	2
15	4	2	1	(1)	15	4	2	1
15	4	2	2	(2)	15	4	2	2
15	4	2	3	(3)	15	4	2	3
15	4	2	3	2	15	4	2	3
15	4	2	3	3	15	4	2	3
15	4	2	4	(4)	15	4	2	4
15	4	2	4	2	15	4	2	4
15	4	2	5	(5)	15	4	2	5
15	4	2	6	(6)	15	4	2	6
15	4	2	6	2	15	4	2	6
15	4	2	6	3	15	4	2	6
15	4	2	6	4	15	4	2	6
15	4	2	6	5	15	4	2	6
15	4	2	7	(7)	15	4	2	7
15	4	2	8	(8)	15	4	2	8
15	4	2	9	(9)	15	4	2	9
15	4	2	10	(10)	15	4	2	10
15	4	2	10	2	15	4	2	10
15	4	2	10	3	15	4	2	10
15	4	2	10	4	15	4	2	10

令和3年3月版		改訂(案)		改訂(案)								
章	節	項	目	章	節	項	目	章	節	項	目	改訂理由
15	4	2	10	5	4	2	10	5	4	2	10	
15	4	3	1									
15	4	3	2									
15	4	3	3									
15	4	3	4									
15	4	4	1									
15	4	4	2									
15	4	4	3									
15	4	4	4									

令和3年3月版		改訂(案)		改訂(案)								
章	節	項	目	章	節	項	目	章	節	項	目	改訂理由
15	4	4	3									
15	4	5	1									
15	4	5	2									
15	4	5	3									
15	4	5	4									
15	4	5	5									
15	4	6	1									
15	4	6	2									
15	5	1	1									
15	5	1	2									
15	5	1	3									
15	5	1	4									
15	5	1	5									
15	5	1	6									
15	5	1	7									
15	5	1	8									
15	5	1	9									
15	5	1	10									
15	5	1	11									
15	5	1	12									
15	5	1	13									
15	5	1	14									
15	5	1	15									
15	5	1	16									
15	5	1	17									
15	5	1	18									
15	5	1	19									
15	5	1	20									
15	5	1	21									
15	5	1	22									
15	5	1	23									
15	5	1	24									
15	5	1	25									
15	5	1	26									
15	5	1	27									
15	5	1	28									
15	5	1	29									
15	5	1	30									

令和3年3月版		改訂（案）		改訂理由	
案	項	案	項		
15	6	1	4	(4) 危険物の取扱いに必要な取扱い器具及び器具を調え、その維持管理方法及び取扱い方法を通知させ、実地・演習に実施すること。 安規第533号	(4) 危険物の取扱いに必要な取扱い器具及び器具を調え、その維持管理方法及び取扱い方法を通知させ、実地・演習に実施すること。 安規第533号
15	6	2	1	2. 気候計測、通信装置、避難用器具 安規第389の9	2. 気候計測、通信装置、避難用器具 安規第389の9
15	6	2	2	(1) 避難、出入、ガス漏洩、火災その他の危険発生の場合に備え、トンネルの危険な箇所には危険に気づけず、気候計測を設け、異常発現に検知すること。 安規第389の10	(1) 避難、出入、ガス漏洩、火災その他の危険発生の場合に備え、トンネルの危険な箇所には危険に気づけず、気候計測を設け、異常発現に検知すること。 安規第389の10
15	6	2	2	(2) 非常時の場合に作業者を避難させるため、必要に応じて坑内の危険な箇所には危険に気づけず、気候計測を設け、異常発現に検知すること。 安規第24の4、389の11	(2) 非常時の場合に作業者を避難させるため、必要に応じて坑内の危険な箇所には危険に気づけず、気候計測を設け、異常発現に検知すること。 安規第24の4、389の11
15	6	3	0	3. 気候計測の取扱い 安規第24の4、389の11	3. 気候計測の取扱い 安規第24の4、389の11
15	6	3	0	気候計測に関する必要な検出器具等の使用方法、取扱い等について、関係及び通知と消火のための必要な訓練等を行い、記録すること。 安規第640、642	気候計測に関する必要な検出器具等の使用方法、取扱い等について、関係及び通知と消火のための必要な訓練等を行い、記録すること。 安規第640、642
15	6	4	1	4. 緊急時の対策 安規第389の7	4. 緊急時の対策 安規第389の7
15	6	4	1	(1) 緊急時に備え、避難、救助、脱出及び消火の方法等について、実地・演習訓練に実施すること。また、訓練を実施すること。 安規第24の6	(1) 緊急時に備え、避難、救助、脱出及び消火の方法等について、実地・演習訓練に実施すること。また、訓練を実施すること。 安規第24の6
15	6	4	2	(2) 避難、出入等による急迫した危険があるときは、直ちに安全な場所へ避難させること。 安規第24の6	(2) 避難、出入等による急迫した危険があるときは、直ちに安全な場所へ避難させること。 安規第24の6
15	6	4	3	(3) 坑口には、トンネル内で作業を行う者の人数及び氏名を常時記録できる種電を調え、トンネル内の危険な箇所には危険に気づけず、気候計測を設け、異常発現に検知すること。 安規第329号	(3) 坑口には、トンネル内で作業を行う者の人数及び氏名を常時記録できる種電を調え、トンネル内の危険な箇所には危険に気づけず、気候計測を設け、異常発現に検知すること。 安規第329号
15	6	4	4	(4) 火災が発生したときは、直ちに初期消火に努めるとともに、直ちに避難を促し、避難誘導を行うこと。 安規第329号	(4) 火災が発生したときは、直ちに初期消火に努めるとともに、直ちに避難を促し、避難誘導を行うこと。 安規第329号
15	7	1	1	第7節 可燃性ガス対策 1. 事前調査における留意事項 安規第329号 (553.7.26)	第7節 可燃性ガス対策 1. 事前調査における留意事項 安規第329号 (553.7.26)
15	7	1	1	(1) 地質、地質、ボーリング等資料の他、文庫資料、周辺工事実施記録等を十分検討し、可燃性ガスの発生のおそれについて判断すること。 安規第329号	(1) 地質、地質、ボーリング等資料の他、文庫資料、周辺工事実施記録等を十分検討し、可燃性ガスの発生のおそれについて判断すること。 安規第329号
15	7	1	2	(2) 工事に先立って可燃性ガスの発生を伴う可能性のある地層、岩層及び断面など、ガスの湧出と密接に関連する地質構造を的確に把握すること。 安規第329号	(2) 工事に先立って可燃性ガスの発生を伴う可能性のある地層、岩層及び断面など、ガスの湧出と密接に関連する地質構造を的確に把握すること。 安規第329号
15	7	1	3	(3) 事前の目的を達成するために必要な箇所において、トンネル計画図以下の掘削位置までボーリング調査を行うものとし、ガスの存在が認められた場合はエアリフト、吸引等を実施してガスの湧出をより顕著な状況（位置、湧出量）を的確に把握すること。 安規第329号	(3) 事前の目的を達成するために必要な箇所において、トンネル計画図以下の掘削位置までボーリング調査を行うものとし、ガスの存在が認められた場合はエアリフト、吸引等を実施してガスの湧出をより顕著な状況（位置、湧出量）を的確に把握すること。 安規第329号
15	7	2	1	2. 工事中の調査・検査 安規第329号 (553.7.26)	2. 工事中の調査・検査 安規第329号 (553.7.26)
15	7	2	1	(1) 可燃性ガスの発生を伴う可能性のある地層を掘削する場合には、地質調査の状況を確認し、可燃性ガスの発生を確認し記録すること。 安規第382の2	(1) 可燃性ガスの発生を伴う可能性のある地層を掘削する場合には、地質調査の状況を確認し、可燃性ガスの発生を確認し記録すること。 安規第382の2
15	7	2	2	(2) 坑内に可燃性ガスが検出され、ガスの発生が認められる場合には、先ずボーリングを実施し、地質調査とガスの状況を確認すること。なお、この際のガスの状況の調査は調査を行う際、方法を定めて実施すること。 安規第382の2	(2) 坑内に可燃性ガスが検出され、ガスの発生が認められる場合には、先ずボーリングを実施し、地質調査とガスの状況を確認すること。なお、この際のガスの状況の調査は調査を行う際、方法を定めて実施すること。 安規第382の2
15	7	2	3	(3) 可燃性ガスが発生するおそれのあるときは、避難・火災防止のため、可燃性ガスの濃度を測定する責任を備え、毎日作業を中断する前、最低4以上の地点の濃度を測定し、その結果を記録し保存すること。 安規第382の2	(3) 可燃性ガスが発生するおそれのあるときは、避難・火災防止のため、可燃性ガスの濃度を測定する責任を備え、毎日作業を中断する前、最低4以上の地点の濃度を測定し、その結果を記録し保存すること。 安規第382の2
15	7	2	4	(4) 可燃性ガスの測定は、切羽、坑口（採集立坑を含む）など、可燃性ガスが発生し、又は浮遊するおそれがある場所について実施すること。 安規第329号	(4) 可燃性ガスの測定は、切羽、坑口（採集立坑を含む）など、可燃性ガスが発生し、又は浮遊するおそれがある場所について実施すること。 安規第329号
15	7	3	1	3. 施工計画における留意事項 安規第329号 (553.7.26)	3. 施工計画における留意事項 安規第329号 (553.7.26)
15	7	3	1	(1) 可燃性ガスの発生のおそれのあるときは、引火による爆発・火災防止対策及び避難・救助等の措置を講じたうえで施工計画を立案すること。 安規第329号	(1) 可燃性ガスの発生のおそれのあるときは、引火による爆発・火災防止対策及び避難・救助等の措置を講じたうえで施工計画を立案すること。 安規第329号
15	7	3	2	(2) 日々の計画の結果より、施工計画の変更が必要が生じた場合には、速やかに変更を行うこと。 安規第329号	(2) 日々の計画の結果より、施工計画の変更が必要が生じた場合には、速やかに変更を行うこと。 安規第329号
15	7	3	3	(3) 可燃性ガスの存在するトンネルでは、可燃性ガスの濃度に応じた作業の制限を定め、施工計画に記載すること。 安規第389の2の2	(3) 可燃性ガスの存在するトンネルでは、可燃性ガスの濃度に応じた作業の制限を定め、施工計画に記載すること。 安規第389の2の2
15	7	4	1	4. 可燃性ガスの処理 安規第389の2の2	4. 可燃性ガスの処理 安規第389の2の2

令和3年3月版		改訂（案）		改訂理由	
案	項	案	項		
15	7	4	1	(1) ガス湧出の可能性の高い場合は、先ずせん孔又はボーリングを行い、ガスの湧出の予知と突出の防止を行うこと。 安規第389の9	(1) ガス湧出の可能性の高い場合は、先ずせん孔又はボーリングを行い、ガスの湧出の予知と突出の防止を行うこと。 安規第389の9
15	7	4	2	(2) 先ずせん孔の長さ、配管等は切羽の寸法、地質状況により定め、トンネル掘削は一定の長さの先ずせん孔地山を掘削しながら行うこと。 安規第389の9	(2) 先ずせん孔の長さ、配管等は切羽の寸法、地質状況により定め、トンネル掘削は一定の長さの先ずせん孔地山を掘削しながら行うこと。 安規第389の9
15	7	4	3	(3) 多量の可燃性ガスが貯留されていると判断される場合は、地質からのガス抜き大口ボーリングの実施等について検討すること。 安規第329号 (553.7.26)	(3) 多量の可燃性ガスが貯留されていると判断される場合は、地質からのガス抜き大口ボーリングの実施等について検討すること。 安規第329号 (553.7.26)
15	7	5	1	5. 換気 安規第389の9	5. 換気 安規第389の9
15	7	5	1	(1) 換気は可燃性ガスの濃度を掘削下境界線の30%未満とするため、可燃性ガスの有効な換気、自然にできるような量の確保及び換気の促進を行うとともに必要に応じてローカルファンを設置あるいは坑内風速を一定に保つなどの対策を講ずること。 安規第389の9	(1) 換気は可燃性ガスの濃度を掘削下境界線の30%未満とするため、可燃性ガスの有効な換気、自然にできるような量の確保及び換気の促進を行うとともに必要に応じてローカルファンを設置あるいは坑内風速を一一定に保つなどの対策を講ずること。 安規第389の9
15	7	5	2	(2) 換気は連続して行い、特別な理由のある場合以外停止しないこと。 安規第389の9	(2) 換気は連続して行い、特別な理由のある場合以外停止しないこと。 安規第389の9
15	7	5	3	(3) 掘削停止時など可燃性ガスの濃度が生じやすい箇所を換気し常に監視すること。 安規第389の9	(3) 掘削停止時など可燃性ガスの濃度が生じやすい箇所を換気し常に監視すること。 安規第389の9
15	7	5	4	(4) 換気に関する換気設備の少ない材料及び高圧とすること。また、有効な換気を行うために必要に応じて立坑等の設置を検討すること。 安規第389の9	(4) 換気に関する換気設備の少ない材料及び高圧とすること。また、有効な換気を行うために必要に応じて立坑等の設置を検討すること。 安規第389の9
15	7	5	5	(5) ガス湧出の可能性の高い場合は換気設備、排水設備、照明設備などを事故発生に備えて設置すること。 安規第389の9	(5) ガス湧出の可能性の高い場合は換気設備、排水設備、照明設備などを事故発生に備えて設置すること。 安規第389の9
15	7	5	6	(6) 換気の状態は定期的に測定し、その結果を記録保存すること。 安規第329号 (553.7.26)	(6) 換気の状態は定期的に測定し、その結果を記録保存すること。 安規第329号 (553.7.26)
15	7	6	1	6. 警報装置 安規第389の9	6. 警報装置 安規第389の9
15	7	6	1	(1) ガス濃度の異常の場合に、関係作業員に速やかに知らせるために、次の警報装置を設置し、通知させること。 安規第389の9	(1) ガス濃度の異常の場合に、関係作業員に速やかに知らせるために、次の警報装置を設置し、通知させること。 安規第389の9
15	7	6	1	2) 出入口から切羽までの距離が100mに達したときサイレン・非常時の警報装置 安規第389の9	2) 出入口から切羽までの距離が100mに達したときサイレン・非常時の警報装置 安規第389の9
15	7	6	1	3) 出入口から切羽までの距離が500mに達したとき警報装置及び電話機等の通信装置 安規第389の9	3) 出入口から切羽までの距離が500mに達したとき警報装置及び電話機等の通信装置 安規第389の9
15	7	6	2	(2) 坑内に可燃性ガスが常時検出される場合には、切羽及び坑内の必要な箇所及び坑間で可燃性ガス自動警報装置を設置し、定額式可燃性ガス自動警報装置の指示が掘削下境界線の30%を越えた場合は、自動的に電源を遮断する装置を設けること。 安規第389の9	(2) 坑内に可燃性ガスが常時検出される場合には、切羽及び坑内の必要な箇所及び坑間で可燃性ガス自動警報装置を設置し、定額式可燃性ガス自動警報装置の指示が掘削下境界線の30%を越えた場合は、自動的に電源を遮断する装置を設けること。 安規第389の9
15	7	6	3	(3) 警報装置及び通信装置は、常に有効に作動するよう保持しておくこと。 安規第329号 (553.7.26)	(3) 警報装置及び通信装置は、常に有効に作動するよう保持しておくこと。 安規第329号 (553.7.26)
15	7	7	1	7. 火災消滅 安規第389の4	7. 火災消滅 安規第389の4
15	7	7	1	(1) 可燃性ガスが存在し危険な濃度に達する可能性のある場合は、使用できる電気設備は防爆構造のものを使用すること。 安規第389の4	(1) 可燃性ガスが存在し危険な濃度に達する可能性のある場合は、使用できる電気設備は防爆構造のものを使用すること。 安規第389の4
15	7	7	2	(2) やむを得ず坑内で溶断、切断、その他火花あるいは火災が発生する作業を行う場合は、十分な安全が確保される濃度において、責任ある監督者の管理のもとにのみ行うこと。 安規第389	(2) やむを得ず坑内で溶断、切断、その他火花あるいは火災が発生する作業を行う場合は、十分な安全が確保される濃度において、責任ある監督者の管理のもとにのみ行うこと。 安規第389
15	7	7	3	(3) 可燃性ガスの存在する坑内は禁煙とし、マッチ、ライターなど発火源となるものは坑内に持ち込みを禁止し、かつ出入口付近に掲示すること。 安規第329号 (553.7.26)	(3) 可燃性ガスの存在する坑内は禁煙とし、マッチ、ライターなど発火源となるものは坑内に持ち込みを禁止し、かつ出入口付近に掲示すること。 安規第329号 (553.7.26)
15	7	7	4	(4) 爆発を使用する場合は、使用する爆薬及び爆薬方法について検閲すること。 安規第389の8	(4) 爆発を使用する場合は、使用する爆薬及び爆薬方法について検閲すること。 安規第389の8
15	7	8	1	8. 緊急の措置 安規第389の8	8. 緊急の措置 安規第389の8
15	7	8	1	(1) 可燃性ガスの濃度が掘削下境界線の30%以上（メタンガスの場合1.5%以上）であることを認めるときは、直ちに作業員の坑内への入りや作業を停止し、安全な場所へ避難させ、火災源となるおそれのあるものの使用を停止し、かつ通風換気を行うこと。 安規第389の8	(1) 可燃性ガスの濃度が掘削下境界線の30%以上（メタンガスの場合1.5%以上）であることを認めるときは、直ちに作業員の坑内への入りや作業を停止し、安全な場所へ避難させ、火災源となるおそれのあるものの使用を停止し、かつ通風換気を行うこと。 安規第389の8
15	7	8	2	(2) 通風換気を行っても、可燃性ガスの濃度が掘削下境界線以下にならない場合には、工事を一時中止し換気設備を再検討すること。 安規第389の8	(2) 通風換気を行っても、可燃性ガスの濃度が掘削下境界線以下にならない場合には、工事を一時中止し換気設備を再検討すること。 安規第389の8
15	7	9	1	9. 避難用器具 安規第389の9	9. 避難用器具 安規第389の9

令和3年3月版				改訂(案)							
案	部	項	本文	案	部	項	改訂(案)				
15	7	9	1	(1) 自動警報装置を設けた場合は等電位対結するため、入坑者には誘導用安全電灯を執行すること。	15	7	9	1	(1) 自動警報装置を設けた場合は等電位対結に対処するため、入坑者には誘導用安全電灯を執行すること。	適用基準等	改訂理由
15	7	9	2	(2) ガス湧出の可能性の高い場合は呼吸器等救命用具を購入すること。	15	7	9	2	(2) ガス湧出の可能性の高い場合は呼吸器等救命用具を購入すること。	適用基準等	適用基準等の表示位置を15-7-9から移動 ・本文と適用基準等項の整合のため空欄を挿入
15	7	10	1	1.0. 教育及び訓練の措置	15	7	10	1	1.0. 教育及び訓練の措置	適用基準等	
15	7	10	0	非常時における避難、避難経路を定め、作業員に周知させるとともに、避難経路を定められた回廊突出し、記録すること。また、災害時における救助経路を確保すること。	15	7	10	0	非常時における避難、避難経路を定め、作業員に周知させるとともに、避難経路を定められた回廊突出し、記録すること。また、災害時における救助経路を確保すること。	適用基準等	
15	8	1	1	第8節 掘削工	15	8	1	1	第8節 掘削工	適用基準等	
15	8	1	0	1. 掘削計画	15	8	1	0	1. 掘削計画	適用基準等	
15	8	2	1	1. 掘削計画	15	8	2	1	1. 掘削計画	適用基準等	
15	8	2	0	1. 掘削計画	15	8	2	0	1. 掘削計画	適用基準等	
15	8	2	1	(1) 切羽の調査	15	8	2	1	(1) 切羽の調査	適用基準等	
15	8	2	2	(2) 切羽の調査	15	8	2	2	(2) 切羽の調査	適用基準等	
15	8	2	3	(3) 切羽の調査	15	8	2	3	(3) 切羽の調査	適用基準等	
15	8	2	4	(4) 切羽の調査	15	8	2	4	(4) 切羽の調査	適用基準等	
15	8	2	5	(5) 切羽の調査	15	8	2	5	(5) 切羽の調査	適用基準等	
15	8	2	6	(6) 切羽の調査	15	8	2	6	(6) 切羽の調査	適用基準等	
15	8	2	7	(7) 切羽の調査	15	8	2	7	(7) 切羽の調査	適用基準等	
15	8	2	8	(8) 切羽の調査	15	8	2	8	(8) 切羽の調査	適用基準等	
15	8	2	9	(9) 切羽の調査	15	8	2	9	(9) 切羽の調査	適用基準等	
15	8	2	10	(10) 切羽の調査	15	8	2	10	(10) 切羽の調査	適用基準等	
15	8	2	11	(11) 切羽の調査	15	8	2	11	(11) 切羽の調査	適用基準等	
15	8	2	12	(12) 切羽の調査	15	8	2	12	(12) 切羽の調査	適用基準等	
15	8	2	1	(1) 切羽の調査結果及びその他の情報から、作成した崩落防止計画によって十分な崩落対策がでないおそれがあると思われる場合には、掘削作業は、必要に応じて掘削停止を行い、崩落防止計画を適切なものに変更すること。また、変更した崩落防止計画は関係労働者に周知すること。	15	8	2	2	(1) 切羽の調査結果及びその他の情報から、作成した崩落防止計画によって十分な崩落対策がでないおそれがあると思われる場合には、掘削作業は、必要に応じて掘削停止を行い、崩落防止計画を適切なものに変更すること。また、変更した崩落防止計画は関係労働者に周知すること。	適用基準等	
15	8	3	1	3. 切羽監視責任者の選任等	15	8	3	1	3. 切羽監視責任者の選任等	適用基準等	ガイドライン名称の修正
15	8	3	1	1) 切羽監視責任者の選任	15	8	3	1	1) 切羽監視責任者の選任	適用基準等	
15	8	3	2	2) 切羽監視責任者の選任	15	8	3	2	2) 切羽監視責任者の選任	適用基準等	
15	8	3	2	(2) 切羽監視責任者の職務	15	8	3	2	(2) 切羽監視責任者の職務	適用基準等	
15	8	4	1	4. 坑内掘削	15	8	4	1	4. 坑内掘削	適用基準等	

令和3年3月版				改訂(案)							
案	部	項	本文	案	部	項	改訂(案)				
15	8	4	1	(1) 掘削作業日と掘削4以上の地層の掘削及び突進時に、それぞれ浮石や飛石、湧水等の状態を点検すること。	15	8	4	1	(1) 掘削作業日と掘削4以上の地層の掘削及び突進時に、それぞれ浮石や飛石、湧水等の状態を点検すること。	適用基準等	改訂理由
15	8	4	2	(2) 浮石落下しや突進等の発生及び崩落、せん孔等の作業が行われている所には関係作業員の立ち入り禁止すること。	15	8	4	2	(2) 浮石落下しや突進等の発生及び崩落、せん孔等の作業が行われている所には関係作業員の立ち入り禁止すること。	適用基準等	
15	8	4	3	(3) 掘削作業の場合、掘削作業の順序は必ずしも行うことを原則とし、アーチコンクリートの立下等の発生防止を図ること。	15	8	4	3	(3) 掘削作業の場合、掘削作業の順序は必ずしも行うことを原則とし、アーチコンクリートの立下等の発生防止を図ること。	適用基準等	
15	8	4	4	(4) せん孔は、あらかじめ定められたせん孔位置に従って、位置・方向・深さについて正確に行うこと。この時、前回のせん孔の孔位を利用してせん孔しないこと。	15	8	4	4	(4) せん孔は、あらかじめ定められたせん孔位置に従って、位置・方向・深さについて正確に行うこと。この時、前回のせん孔の孔位を利用してせん孔しないこと。	適用基準等	
15	8	4	5	5. 掘削	15	8	4	5	5. 掘削	適用基準等	
15	8	4	5	1) 掘削	15	8	4	5	1) 掘削	適用基準等	
15	8	4	5	2) 掘削	15	8	4	5	2) 掘削	適用基準等	
15	8	4	5	3) 掘削	15	8	4	5	3) 掘削	適用基準等	
15	8	5	0	第5節 掘削工	15	8	5	0	第5節 掘削工	適用基準等	
15	9	1	1	1. 掘削計画	15	9	1	1	1. 掘削計画	適用基準等	
15	9	1	2	(1) 掘削計画	15	9	1	2	(1) 掘削計画	適用基準等	
15	9	1	3	(2) 掘削計画	15	9	1	3	(2) 掘削計画	適用基準等	
15	9	2	1	2. 掘削計画	15	9	2	1	2. 掘削計画	適用基準等	
15	9	2	2	(1) 掘削計画	15	9	2	2	(1) 掘削計画	適用基準等	
15	9	2	3	(2) 掘削計画	15	9	2	3	(2) 掘削計画	適用基準等	
15	9	2	4	(3) 掘削計画	15	9	2	4	(3) 掘削計画	適用基準等	
15	9	3	1	3. 掘削計画	15	9	3	1	3. 掘削計画	適用基準等	
15	9	3	2	(1) 掘削計画	15	9	3	2	(1) 掘削計画	適用基準等	
15	9	3	3	(2) 掘削計画	15	9	3	3	(2) 掘削計画	適用基準等	
15	9	4	1	4. 掘削計画	15	9	4	1	4. 掘削計画	適用基準等	
15	9	4	2	(1) 掘削計画	15	9	4	2	(1) 掘削計画	適用基準等	
15	9	4	3	(2) 掘削計画	15	9	4	3	(2) 掘削計画	適用基準等	
15	10	1	1	第10節 掘削工	15	10	1	1	第10節 掘削工	適用基準等	
15	10	1	1	1. 掘削計画	15	10	1	1	1. 掘削計画	適用基準等	
15	10	1	1	(1) 掘削計画	15	10	1	1	(1) 掘削計画	適用基準等	

令和3年3月版			改訂(案)			改訂理由
章	節	項	章	節	項	
16	1	6 2	16	1	6 2	(2) 建設物の地盤及び地下埋設物の取扱いに關し、周辺地盤のゆるみ等による陥没を生じさせないよう特に注意が強い工法の選定を行うこと。
16	1	6 3	16	1	6 3	(3) 掘削中は掘削機の重量、掘削、地盤からの有害・可溶性成分の流入、発生したセメントの沈降等を継続的にモニタリングセンターの呼びかけ、掘削機の重量、掘削機の走行等の異常発生が断続的に発生する場合は、掘削計画を再見直し、必要措置を講ずること。
16	1	9	16	1	9	9. シールド推進工事における掘削管理 (1) 第1章4節、第2章10節、第15章1節に準ずること。
16	1	9 2	16	1	9 2	(2) シールド工事において既設工法を選択したときは、第10章2節既設工事に関する。
16	1	9 3	16	1	9 3	(3) シールド工事・推進工事のうち、軌道設備に関する項目は第8章を参照のこと。
16	1	9 4	16	1	9 4	(4) 立坑等が掘削に用いる場合は、第13章2節に準じて、適切な措置を講ずること。
16	1	9 5	16	1	9 5	(5) 掘削中は、周辺の地盤面、掘削機、掘削機に支柱・支脚を支えないうち、定期的に監視を行うとともに必要に応じて適切な対策を講ずること。
16	1	9 6	16	1	9 6	(6) 特に圧入工法でシールド工事を行うときは、地盤状況は地下埋設物等から調査せよという案内係、地盤面の状況把握、掘削の状況等について十分管理すること。
16	1	10	16	1	10	10. 掘削 掘削トンネル工事における掘削管理 掘削トンネル工事における掘削管理 掘削トンネル工事における掘削管理
16	1	10 0	16	1	10 0	掘削トンネル工事における掘削管理 掘削トンネル工事における掘削管理 掘削トンネル工事における掘削管理
16	1	10 0 0	16	1	10 0 0	掘削トンネル工事における掘削管理 掘削トンネル工事における掘削管理 掘削トンネル工事における掘削管理
16	1	11	16	1	11	11. 防火対策及び防振対策 防火対策及び防振対策 防火対策及び防振対策
16	1	11 0	16	1	11 0	防火対策及び防振対策 防火対策及び防振対策 防火対策及び防振対策
16	1	11 0 0	16	1	11 0 0	防火対策及び防振対策 防火対策及び防振対策 防火対策及び防振対策
16	1	12	16	1	12	12. 湧水のおそれのあるトンネルの掘削管理 湧水のおそれのあるトンネルの掘削管理 湧水のおそれのあるトンネルの掘削管理
16	1	12 1	16	1	12 1	(1) 湧水のおそれのあるトンネルの掘削管理 湧水のおそれのあるトンネルの掘削管理 湧水のおそれのあるトンネルの掘削管理
16	1	12 2	16	1	12 2	(2) 専用管線掘削、非常通報設備等、掘削機の使用、掘削機を掘削しておくこと。
16	1	12 3	16	1	12 3	(3) 掘削、かつ、適切な掘削計画を策定しておくこと、定期的な掘削計画を策定すること。
16	1	12 4	16	1	12 4	(4) あらかじめ事故の発生日時・場所・程度・危険性の有無・掘削機等の掘削等の掘削項目を明確にしておくこと、掘削の掘削を明確にしておくこと。
16	1	13	16	1	13	13. 掘削の掘削管理 掘削の掘削管理 掘削の掘削管理
16	2		16	2		掘削の掘削管理 掘削の掘削管理 掘削の掘削管理
16	2	1	16	2	1	掘削の掘削管理 掘削の掘削管理 掘削の掘削管理
16	2	1 1	16	2	1 1	掘削の掘削管理 掘削の掘削管理 掘削の掘削管理
16	2	1 2	16	2	1 2	掘削の掘削管理 掘削の掘削管理 掘削の掘削管理
16	2	2 1	16	2	2 1	掘削の掘削管理 掘削の掘削管理 掘削の掘削管理
16	2	2 2	16	2	2 2	掘削の掘削管理 掘削の掘削管理 掘削の掘削管理
16	2	2 3	16	2	2 3	掘削の掘削管理 掘削の掘削管理 掘削の掘削管理

令和3年3月版			改訂(案)			改訂理由
章	節	項	章	節	項	
16	2	2 4	16	2	2 4	(4) 掘削土をポンプ圧送するときは、任意量の掘削土を十分にするとともに、掘削土による掘削に対しては掘削機に心をつけること。
16	2	3	16	2	3	3. 掘削の掘削管理 掘削の掘削管理 掘削の掘削管理
16	2	3 1	16	2	3 1	(1) 掘削機に安全な掘削機を使用すること、また、掘削機は安全な掘削機を使用すること、また、掘削機は安全な掘削機を使用すること。
16	2	3 2	16	2	3 2	(2) 立坑の掘削には、掘削機を防止するための掘削機を使用すること、また、掘削機以外の掘削機を防止すること、掘削機以外の掘削機を防止すること。
16	2	3 3	16	2	3 3	(3) 立坑空掘を有効に利用して、安全な掘削機を使用すること。
16	2	4	16	2	4	4. 掘削管理 掘削管理 掘削管理
16	2	4 1	16	2	4 1	(1) 掘削機及び掘削機は、掘削機に十分注意した掘削機とする。
16	2	4 2	16	2	4 2	(2) 掘削機に掘削機に十分注意した掘削機とする。
16	2	5	16	2	5	5. 掘削管理 掘削管理 掘削管理
16	2	5 0	16	2	5 0	掘削管理 掘削管理 掘削管理
16	3		16	3		掘削管理 掘削管理 掘削管理
16	3	1	16	3	1	掘削管理 掘削管理 掘削管理
16	3	1 0	16	3	1 0	掘削管理 掘削管理 掘削管理
16	3	2	16	3	2	掘削管理 掘削管理 掘削管理
16	3	2 1	16	3	2 1	(1) 掘削機の掘削機に十分注意した掘削機とする。
16	3	2 2	16	3	2 2	(2) 掘削機に掘削機に十分注意した掘削機とする。
16	3	2 3	16	3	2 3	(3) 掘削機に掘削機に十分注意した掘削機とする。
16	3	3	16	3	3	掘削管理 掘削管理 掘削管理
16	3	3 0	16	3	3 0	掘削管理 掘削管理 掘削管理
16	4		16	4		掘削管理 掘削管理 掘削管理
16	4	1	16	4	1	掘削管理 掘削管理 掘削管理
16	4	1 1	16	4	1 1	(1) シールドの掘削機に十分注意した掘削機とする。
16	4	1 2	16	4	1 2	(2) シールドの掘削機に十分注意した掘削機とする。
16	4	1 2 1	16	4	1 2 1	(1) 掘削機、掘削機、掘削機
16	4	1 2 2	16	4	1 2 2	(2) 掘削機、掘削機、掘削機
16	4	1 2 3	16	4	1 2 3	(3) 掘削機、掘削機、掘削機
16	4	1 2 4	16	4	1 2 4	(4) 掘削機、掘削機、掘削機
16	4	2	16	4	2	掘削管理 掘削管理 掘削管理
16	4	2 0	16	4	2 0	掘削管理 掘削管理 掘削管理
16	4	2 1	16	4	2 1	掘削管理 掘削管理 掘削管理
16	4	2 2	16	4	2 2	掘削管理 掘削管理 掘削管理
16	4	2 3	16	4	2 3	掘削管理 掘削管理 掘削管理
16	4	3	16	4	3	掘削管理 掘削管理 掘削管理
16	4	3 0	16	4	3 0	掘削管理 掘削管理 掘削管理
16	4	4	16	4	4	掘削管理 掘削管理 掘削管理
16	4	4 1	16	4	4 1	掘削管理 掘削管理 掘削管理
16	4	4 2	16	4	4 2	掘削管理 掘削管理 掘削管理
16	4	4 3	16	4	4 3	掘削管理 掘削管理 掘削管理
16	4	4 4	16	4	4 4	掘削管理 掘削管理 掘削管理
16	4	4 5	16	4	4 5	掘削管理 掘削管理 掘削管理

令和3年3月版				改訂(案)				改訂理由			
案	所	条	項	適用基準等	案	所	条	項	適用基準等	改訂理由	
				本文					本文		
									5. 養生管理	ガイドライン策定に伴う移動、改訂	
									風通しの土砂の堆積の管理を適切に行い、通行、荷込みや取込みを禁止すること。また、通行、荷込みは、作業区域の上部に材料が落下するおそれがある場合は、作業区域の上部に防護ネットを張る等の措置を講ずること。また、防護ネットの設置については、作業区域の上部に防護ネットを張る等の措置を講ずること。	ガイドライン策定に伴う移動、改訂	
									6. 裏込め注入	ガイドライン策定に伴う移動、改訂	
									(1) 地山のゆるみと沈下を防止するため、事前に裏込め注入を行うこと。	ガイドライン策定に伴う移動、改訂	
									(2) 裏込め注入はセグメントを等間隔に実施できるように、テールボイドへの積戻り充填をすみやかに実施すること。また、裏込め注入の施工管理は、注入圧と注入量で行うこと。	ガイドライン策定に伴う移動、改訂	
									(3) 裏込め注入に際しては、材料の選別、施工管理に十分に注意を払うこと。	ガイドライン策定に伴う移動、改訂	
									(4) 裏込め注入作業中は、作業区域の上部に防護ネットを張る等の措置を講ずること。	ガイドライン策定に伴う改訂	
16	4	3	0	3. 養生管理 養生管理は、要求される養生の範囲に収まるよう的確に実施する必要があるとともに、養生管理に問題が生じた場合は、直ちに養生の範囲の変更や追加の養生の理由となるので、計画的かつ確やかに行うこと。	シールド工事の安全向上に関する技術安全向上協議会報告書	16	4	3	7. 養生管理 養生管理は、要求される養生の範囲に収まるよう的確に実施する必要があるとともに、養生管理に問題が生じた場合は、直ちに養生の範囲の変更や追加の養生の理由となるので、計画的かつ確やかに実行すること。	ガイドライン策定に伴う改訂	
16	4	4	1	4. 養生管理 (1) シールドの推進機等シールド体には、専任者を定めること。		16	4	4	5. 養生管理 (1) シールドの推進機等シールド体には、専任者を定めること。	ガイドライン策定に伴う改訂	
16	4	4	2	(2) シールドマシンによる推進は、適正な切羽圧力を保持しながら、マシンの姿勢、方向、養生等を総合的に管理しながら行うこと。	シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン(策定)第2版(H29.3.21)	16	4	4	2	(2) シールドによる推進は、適正な切羽圧力を保持しながら、マシンの姿勢、方向、養生等を総合的に管理しながら行うこと。	ガイドライン策定に伴う改訂
16	4	4	3	(3) セグメントの積立て積戻りを最小にし、セグメントリングが押入りに近づかないこと。	(再)	16	4	4	3	(3) セグメントの積立て積戻りを最小にし、セグメントリングが押入りに近づかないこと。	(再)
16	4	4	4	(4) 使用するジャッキは適正な圧力を使用すること。	(再)	16	4	4	4	(4) 使用するジャッキは適正な圧力を使用すること。	(再)
16	4	4	5	(5) 軟弱地盤を人力掘削により掘削を行う場合には切羽に監視員をおくとともに作業指揮者の指揮のもとに作業を行わせること。		16	4	4	5	(5) 軟弱地盤を人力掘削により掘削を行う場合には切羽に監視員をおくとともに作業指揮者の指揮のもとに作業を行わせること。	
16	4	4	6	(6) コントロール室、事務所、坑口及び、坑外設備管理室には適宜設備を設けること。		16	4	4	6	(6) コントロール室、事務所、坑口及び、坑外設備管理室には適宜設備を設けること。	
16	4	4	7	(7) 先掘り掘削として行わないこと。		16	4	4	7	(7) 先掘り掘削として行わないこと。	
									9. シールドの姿勢制御	ガイドライン策定に伴う移動、改訂	
									セグメントの積戻りシールドの姿勢を常に監視し、セグメントとシールドとの間に適切なクリアランスが確保できるように管理すること。	ガイドライン策定に伴う移動、改訂	
									10. シールドトンネルの浮上り	ガイドライン策定に伴う移動、改訂	

令和3年3月版				改訂(案)				改訂理由			
案	所	条	項	適用基準等	案	所	条	項	適用基準等	改訂理由	
				本文					本文		
									本文	ガイドライン策定に伴う移動、改訂	
16	4	5	1	5. セグメント積戻り セグメントは重量があり、また足場も悪いので、十分注意して作業を行うこと。	安衛法20.21.26	16	4	5	1	5. セグメント積戻り (1) セグメントは重量があり、また足場も悪いので、十分注意して作業を行うこと。	ガイドライン策定に伴う改訂
16	4	5	2	(2) セグメントの積立ては、シールドの積戻り、すみやかにかつ正確に、慎重に積立てること。特にシールドボルト等は所定の強度のものを使用すること。	シールドトンネル工事の安全向上に関する技術安全向上協議会報告書	16	4	5	2	(2) セグメントの積立ては、シールドの積戻り、すみやかにかつ正確に、慎重に積立てること。特にシールドボルト等は所定の強度のものを使用すること。	※26.3.輸送機、養生資ガイドラインにも同様に記載がない。
16	4	5	3	(3) セグメントに傾斜力のない掘削機を使用する場合は、形状の維持に留意すること。特に掘削機の掘削時のジャッキ操作について十分に留意すること。またシールドジャッキの設置位置は積戻り中のセグメントの安定性を十分検討したうえで選定すること。	シールドトンネル工事の安全向上に関する技術安全向上協議会報告書	16	4	5	3	(3) セグメントに傾斜力のない掘削機を使用する場合は、形状の維持に留意すること。特に掘削機の掘削時のジャッキ操作について十分に留意すること。またシールドジャッキの設置位置は積戻り中のセグメントの安定性を十分検討したうえで選定すること。	ガイドライン策定に伴う改訂
16	4	5	4	(4) ジャッキの押し出し、引き抜きの手順は、セグメントの安定性の維持に留意して定めること。特にセグメントの掘削時のジャッキ操作について十分に留意すること。またシールドジャッキの設置位置は積戻り中のセグメントの安定性を十分検討したうえで選定すること。	シールドトンネル工事の安全向上に関する技術安全向上協議会報告書	16	4	5	4	(4) ジャッキの押し出し、引き抜きの手順は、セグメントの安定性の維持に留意して定めること。特にセグメントの掘削時のジャッキ操作について十分に留意すること。またシールドジャッキの設置位置は積戻り中のセグメントの安定性を十分検討したうえで選定すること。	ガイドライン策定に伴う改訂
16	4	6	1	6. 裏込め注入 (1) 地山のゆるみと沈下を防止するため、事前に裏込め注入を行うこと。		16	4	6	1	6. 裏込め注入 (1) 地山のゆるみと沈下を防止するため、事前に裏込め注入を行うこと。	ガイドライン策定に伴う移動、改訂
16	4	6	2	(2) 裏込め注入はセグメントを等間隔に実施できるように、テールボイドへの積戻り充填をすみやかに実施すること。また、裏込め注入の施工管理は、注入圧と注入量で行うこと。	シールドトンネル工事の安全向上に関する技術安全向上協議会報告書	16	4	6	2	(2) 裏込め注入はセグメントを等間隔に実施できるように、テールボイドへの積戻り充填をすみやかに実施すること。また、裏込め注入の施工管理は、注入圧と注入量で行うこと。	ガイドライン策定に伴う移動、改訂
16	4	6	3	(3) 裏込め注入に際しては、材料の選別、施工管理に十分に注意を払うこと。		16	4	6	3	(3) 裏込め注入に際しては、材料の選別、施工管理に十分に注意を払うこと。	ガイドライン策定に伴う移動、改訂
16	4	7	1	7. シールドトンネルの浮上り	シールドトンネル工事の安全向上に関する技術安全向上協議会報告書	16	4	7	1	7. シールドトンネルの浮上り	ガイドライン策定に伴う移動、改訂
16	4	7	2	2. 切羽圧力の管理 (1) 切羽圧力に異常な変動があった場合は、直ちにその原因を調査し、適切に対応すること。	シールドトンネル工事の安全向上に関する技術安全向上協議会報告書	16	4	7	2	2. 切羽圧力の管理 (1) 切羽圧力に異常な変動があった場合は、直ちにその原因を調査し、適切に対応すること。	ガイドライン策定に伴う移動、改訂
16	4	8	1	8. テールボルトの管理	シールドトンネル工事の安全向上に関する技術安全向上協議会報告書	16	4	8	1	8. テールボルトの管理	ガイドライン策定に伴う改訂
16	4	9	0	9. テールボルトの管理 テールボルトからの漏水や裏込め注入材の浸入を防止するため、テールボルトは、適切な材料を使用し、掘削前にテールボルトに異常が生じていないことを確認し、掘削中はその量と圧力を適切に管理すること。	シールドトンネル工事の安全向上に関する技術安全向上協議会報告書	16	4	9	0	9. テールボルトの管理 テールボルトからの漏水や裏込め注入材の浸入を防止するため、テールボルトは、適切な材料を使用し、掘削前にテールボルトに異常が生じていないことを確認し、掘削中はその量と圧力を適切に管理すること。	ガイドライン策定に伴う改訂
16	4	10	0	10. 養生管理 養生管理は、要求される養生の範囲に収まるよう的確に実施する必要があるとともに、養生管理に問題が生じた場合は、直ちに養生の範囲の変更や追加の養生の理由となるので、計画的かつ確やかに行うこと。	シールドトンネル工事の安全向上に関する技術安全向上協議会報告書	16	4	10	0	10. 養生管理 養生管理は、要求される養生の範囲に収まるよう的確に実施する必要があるとともに、養生管理に問題が生じた場合は、直ちに養生の範囲の変更や追加の養生の理由となるので、計画的かつ確やかに行うこと。	ガイドライン策定に伴う移動、改訂

Table with columns: 章 節 条 項, 令和3年度 本文, 適用基準等, 章 節 条 項, 改訂(新) 本文, 適用基準等, 改訂理由. Contains construction safety regulations for concrete and steel reinforcement.

Table with columns: 章 節 条 項, 令和3年度 本文, 適用基準等, 章 節 条 項, 改訂(新) 本文, 適用基準等, 改訂理由. Contains construction safety regulations for steel reinforcement, formwork, and safety equipment.

令和3年3月版		改訂(家)	
業 種 業 項	本文	業 種 業 項	本文
17-4-5	5. 船外作業 (1) 船外作業の作業員は、安全ベルト又は作業用救命衣を着用し、作業を行うこと。 (2) 安全な昇降用具を使用し、付近には救命浮環等を用意しておくこと。 (3) 監視員は、適当な場所に配置し、船外の作業員との連絡を行うこと。 (4) 次の場合には、船外作業を中止すること。 ① 船体が高気圧気流が吹きつけたい場合 ② 強風、大雨、大雪等の悪天候で危険のおそれある場合	17-4-5-1	5. 船外作業 (1) 船外作業の作業員は、安全ベルト又は作業用救命衣を着用し、作業を行うこと。 (2) 安全な昇降用具を使用し、付近には救命浮環等を用意しておくこと。 (3) 監視員は、適当な場所に配置し、船外の作業員との連絡を行うこと。 (4) 次の場合には、船外作業を中止すること。 ① 船体が高気圧気流が吹きつけたい場合 ② 強風、大雨、大雪等の悪天候で危険のおそれある場合
17-4-6	6. 搬送・積卸作業 (1) 搬送の積載、搬送作業及び積卸作業、船岸の点検作業は船長の指揮により行い、安全で確実な作業を行うこと。 (2) あらかじめ作業場所の調査を行い、避船地及び非常用係留設備を確認しておくこと。 (3) 積載は、あらかじめ積載位置の状況を確認し、可動部の油圧等が完了してから、重荷、船内放送等で確認したのち行うこと。特にグラブの戻り範囲内の搬送を確認すること。 (4) 搬送作業中の通行船舶に対しては、作業員は十分な注意を払い、他の船舶の安全を図ること。 (5) 船内又は岸壁中に作業員の交代を行うときは、作業計画の説明、取扱い及び通行状況、作業中の危険の発生、送電禁止区域の取明等の引き継ぎ事項を交代者全員に確認すること。 (6) 作業のため電線の周囲を行う場合は、受電設備と電柱との地より確実に遮断し、作業員側の側面に接触すること。 (7) 高圧ケーブル埋設箇所又は高圧受電設備箇所には、危険区域の標示(埋設ケーブルの位置は明確に標示する)及び保護柵等を設け、埋設ケーブルの位置は明確に標示すること。 (8) 作業のため、送電用電線の電線を高圧受電設備に添着する場合は、引込口に必ず安全柵を設置すること。 (9) 基礎に属する陸揚用の船に、非常用設備、備品として下記のものを備えておくこと。 ① 発電機(ウインチモーターが使用できる容量を有するもの) ② 排水ポンプ ③ 救命浮環、又は救命浮衣 ④ 非常用照明(船体に応じた容量) ⑤ 非常用行灯(船体に応じた容量のもの) ⑥ 係留索、係留索結束器	17-4-6-1	6. 搬送・積卸作業 (1) 搬送の積載、搬送作業及び積卸作業、船岸の点検作業は船長の指揮により行い、安全で確実な作業を行うこと。 (2) あらかじめ作業場所の調査を行い、避船地及び非常用係留設備を確認しておくこと。 (3) 積載は、あらかじめ積載位置の状況を確認し、可動部の油圧等が完了してから、重荷、船内放送等で確認したのち行うこと。特にグラブの戻り範囲内の搬送を確認すること。 (4) 搬送作業中の通行船舶に対しては、作業員は十分な注意を払い、他の船舶の安全を図ること。 (5) 船内又は岸壁中に作業員の交代を行うときは、作業計画の説明、取扱い及び通行状況、作業中の危険の発生、送電禁止区域の取明等の引き継ぎ事項を交代者全員に確認すること。 (6) 作業のため電線の周囲を行う場合は、受電設備と電柱との地より確実に遮断し、作業員側の側面に接触すること。 (7) 高圧ケーブル埋設箇所又は高圧受電設備箇所には、危険区域の標示(埋設ケーブルの位置は明確に標示する)及び保護柵等を設け、埋設ケーブルの位置は明確に標示すること。 (8) 作業のため、送電用電線の電線を高圧受電設備に添着する場合は、引込口に必ず安全柵を設置すること。 (9) 基礎に属する陸揚用の船に、非常用設備、備品として下記のものを備えておくこと。 ① 発電機(ウインチモーターが使用できる容量を有するもの) ② 排水ポンプ ③ 救命浮環、又は救命浮衣 ④ 非常用照明(船体に応じた容量) ⑤ 非常用行灯(船体に応じた容量のもの) ⑥ 係留索、係留索結束器
17-4-7	7. 埋立作業 (1) ポンプ船から埋立材料を埋立地に移送するときは、ポンプ船及び埋立地の責任者を明確にし、あらかじめ放水口付近の作業員の退避を確保してから移送を開始すること。 (2) 巡回、切替えバルブ操作等の作業に従事する者は、トランシーバー、警報、携帯灯火及び作業用具を携帯すること。また、巡回、雨天時には必ず2名以上の構成で行動すること。	17-4-7-1	7. 埋立作業 (1) ポンプ船から埋立材料を埋立地に移送するときは、ポンプ船及び埋立地の責任者を明確にし、あらかじめ放水口付近の作業員の退避を確保してから移送を開始すること。 (2) 巡回、切替えバルブ操作等の作業に従事する者は、トランシーバー、警報、携帯灯火及び作業用具を携帯すること。また、巡回、雨天時には必ず2名以上の構成で行動すること。
17-4-8	8. 地盤改良作業 (1) 作業船は積載の長さ、数量、作業船の能力を検討して決定すること。 (2) 積載区域を浮標などで明示し、積砂作業中は潮水又は船尾等の立入り禁止区域を設定すること。 (3) 作業中は、積載の積載、積載、ボルトのゆるみ、貫孔の閉止の状況等に随時監視すること。 (4) 高所作業、及び船内作業では安全ベルトを使用すること。 (5) 作業船の積載、可動部、ブーム等は、船体の船体により移動しないようきびきり止めを行い、ロープ等で固定すること。 (6) 打込みが完了し、次の地点へ作業船を移動するときは、クレーンやフロットが完全に海面から離れて引き上げられたことを確認すること。	17-4-8-1	8. 地盤改良作業 (1) 作業船は積載の長さ、数量、作業船の能力を検討して決定すること。 (2) 積載区域を浮標などで明示し、積砂作業中は潮水又は船尾等の立入り禁止区域を設定すること。 (3) 作業中は、積載の積載、積載、ボルトのゆるみ、貫孔の閉止の状況等に随時監視すること。 (4) 高所作業、及び船内作業では安全ベルトを使用すること。 (5) 作業船の積載、可動部、ブーム等は、船体の船体により移動しないようきびきり止めを行い、ロープ等で固定すること。 (6) 打込みが完了し、次の地点へ作業船を移動するときは、クレーンやフロットが完全に海面から離れて引き上げられたことを確認すること。
17-4-9	9. 航行作業	17-4-9	9. 航行作業

令和3年3月版		改訂(家)	
業 種 業 項	本文	業 種 業 項	本文
17-4-9-1	(1) 航行船は、積の寸法、重量、数量、打込み地盤の地質、水深を検討して決定すること。 (2) 作業を行う場合は、作業方法及び内容、台船、連絡方法を打合せし、その留意点を伝え、安全確保の指示、危険箇所に対する備、その他の立入禁止設備を設けること。 (3) 航行船は指定の場所に確実に係留し、アンカーロープ等が他の船舶の障害とならないように調整等を行うこと。	17-4-9-1	(1) 航行船は、積の寸法、重量、数量、打込み地盤の地質、水深を検討して決定すること。 (2) 作業を行う場合は、作業方法及び内容、台船、連絡方法を打合せし、その留意点を伝え、安全確保の指示、危険箇所に対する備、その他の立入禁止設備を設けること。 (3) 航行船は指定の場所に確実に係留し、アンカーロープ等が他の船舶の障害とならないように調整等を行うこと。
17-4-9-2	(4) 近接した埋設材が、海中電線等は、管理側の立入者と位置の調整を行うこと。 (5) 積運船船上の積は、移動、崩れを防止するために固定すること。 (6) 積載・積載が暴化し、航行作業が困難になった場合は、作業員は作業を中止すること。	17-4-9-2	(4) 近接した埋設材が、海中電線等は、管理側の立入者と位置の調整を行うこと。 (5) 積運船船上の積は、移動、崩れを防止するために固定すること。 (6) 積載・積載が暴化し、航行作業が困難になった場合は、作業員は作業を中止すること。
17-4-9-3	(7) 警戒予定日、警戒時間等、及び危険水域などは、水高通報、航行警報、港務公示等により、事前に広報を行うこと。	17-4-9-3	(7) 警戒予定日、警戒時間等、及び危険水域などは、水高通報、航行警報、港務公示等により、事前に広報を行うこと。
17-4-9-4	(8) 警戒船は、マスト等の見やすい位置に危険箇所の警戒標識を掲げ、危険水域から排水作業、油割、遊泳者及び船舶を早期に退避させること。	17-4-9-4	(8) 警戒船は、マスト等の見やすい位置に危険箇所の警戒標識を掲げ、危険水域から排水作業、油割、遊泳者及び船舶を早期に退避させること。
17-4-9-5	(9) 火災危険船舶には、見やすい場所に警戒標識、夜間は赤色灯を掲げること。	17-4-9-5	(9) 火災危険船舶には、見やすい場所に警戒標識、夜間は赤色灯を掲げること。
17-4-9-6	(10) 船舶への積載及び搬送においては、積荷場所は積載区、居住区等から離れた場所を確保し、消防設備を準備しておくこと。また、他の貨物と同様に荷役しないこと。	17-4-9-6	(10) 船舶への積載及び搬送においては、積荷場所は積載区、居住区等から離れた場所を確保し、消防設備を準備しておくこと。また、他の貨物と同様に荷役しないこと。
17-4-10	1. コングリート打設作業 (1) コングリートポンプ船、モルタルポンプ船等は、常に良好な状態に維持しておくこと。 (2) ミキサー車を台船で運搬するときは、要領に従って積載位置を調整し、ミキサー車にはブレーキをかけ、止めを行うこと。 (3) 運搬船は、積載中に余荷のあるものを用い、投入側の船体構造物による事故防止を図ること。 (4) 打設中は積載・積載の重化の把握に努め、水中への打設方法の作業態様との対比を行い、安全性を確認すること。	17-4-10-1	1. コングリート打設作業 (1) コングリートポンプ船、モルタルポンプ船等は、常に良好な状態に維持しておくこと。 (2) ミキサー車を台船で運搬するときは、要領に従って積載位置を調整し、ミキサー車にはブレーキをかけ、止めを行うこと。 (3) 運搬船は、積載中に余荷のあるものを用い、投入側の船体構造物による事故防止を図ること。 (4) 打設中は積載・積載の重化の把握に努め、水中への打設方法の作業態様との対比を行い、安全性を確認すること。
17-4-10-2	(5) 作業中に仕込む実働工員が認められた際における作業中止のための措置を、あらかじめ決めておくこと。突風又は高波の発生により仕込む実働工員が認められたときには、直ちに作業を中止すること。	17-4-10-2	(5) 作業中に仕込む実働工員が認められた際における作業中止のための措置を、あらかじめ決めておくこと。突風又は高波の発生により仕込む実働工員が認められたときには、直ちに作業を中止すること。
17-4-10-3	(6) 積載・積載が暴化し、航行作業が困難になった場合は、作業員は作業を中止すること。	17-4-10-3	(6) 積載・積載が暴化し、航行作業が困難になった場合は、作業員は作業を中止すること。
17-4-10-4	(7) 警戒予定日、警戒時間等、及び危険水域などは、水高通報、航行警報、港務公示等により、事前に広報を行うこと。	17-4-10-4	(7) 警戒予定日、警戒時間等、及び危険水域などは、水高通報、航行警報、港務公示等により、事前に広報を行うこと。
17-4-10-5	(8) 警戒船は、マスト等の見やすい位置に危険箇所の警戒標識を掲げ、危険水域から排水作業、油割、遊泳者及び船舶を早期に退避させること。	17-4-10-5	(8) 警戒船は、マスト等の見やすい位置に危険箇所の警戒標識を掲げ、危険水域から排水作業、油割、遊泳者及び船舶を早期に退避させること。
17-4-10-6	(9) 火災危険船舶には、見やすい場所に警戒標識、夜間は赤色灯を掲げること。	17-4-10-6	(9) 火災危険船舶には、見やすい場所に警戒標識、夜間は赤色灯を掲げること。
17-4-10-7	(10) 船舶への積載及び搬送においては、積荷場所は積載区、居住区等から離れた場所を確保し、消防設備を準備しておくこと。また、他の貨物と同様に荷役しないこと。	17-4-10-7	(10) 船舶への積載及び搬送においては、積荷場所は積載区、居住区等から離れた場所を確保し、消防設備を準備しておくこと。また、他の貨物と同様に荷役しないこと。
17-4-11	2. コンクリート打設作業 (1) コンクリートポンプ船、モルタルポンプ船等は、常に良好な状態に維持しておくこと。 (2) ミキサー車を台船で運搬するときは、要領に従って積載位置を調整し、ミキサー車にはブレーキをかけ、止めを行うこと。 (3) 運搬船は、積載中に余荷のあるものを用い、投入側の船体構造物による事故防止を図ること。 (4) 打設中は積載・積載の重化の把握に努め、水中への打設方法の作業態様との対比を行い、安全性を確認すること。	17-4-11-1	2. コンクリート打設作業 (1) コンクリートポンプ船、モルタルポンプ船等は、常に良好な状態に維持しておくこと。 (2) ミキサー車を台船で運搬するときは、要領に従って積載位置を調整し、ミキサー車にはブレーキをかけ、止めを行うこと。 (3) 運搬船は、積載中に余荷のあるものを用い、投入側の船体構造物による事故防止を図ること。 (4) 打設中は積載・積載の重化の把握に努め、水中への打設方法の作業態様との対比を行い、安全性を確認すること。
17-4-11-2	(5) 作業中に仕込む実働工員が認められた際における作業中止のための措置を、あらかじめ決めておくこと。突風又は高波の発生により仕込む実働工員が認められたときには、直ちに作業を中止すること。	17-4-11-2	(5) 作業中に仕込む実働工員が認められた際における作業中止のための措置を、あらかじめ決めておくこと。突風又は高波の発生により仕込む実働工員が認められたときには、直ちに作業を中止すること。
17-4-11-3	(6) 積載・積載が暴化し、航行作業が困難になった場合は、作業員は作業を中止すること。	17-4-11-3	(6) 積載・積載が暴化し、航行作業が困難になった場合は、作業員は作業を中止すること。
17-4-11-4	(7) 警戒予定日、警戒時間等、及び危険水域などは、水高通報、航行警報、港務公示等により、事前に広報を行うこと。	17-4-11-4	(7) 警戒予定日、警戒時間等、及び危険水域などは、水高通報、航行警報、港務公示等により、事前に広報を行うこと。
17-4-11-5	(8) 警戒船は、マスト等の見やすい位置に危険箇所の警戒標識を掲げ、危険水域から排水作業、油割、遊泳者及び船舶を早期に退避させること。	17-4-11-5	(8) 警戒船は、マスト等の見やすい位置に危険箇所の警戒標識を掲げ、危険水域から排水作業、油割、遊泳者及び船舶を早期に退避させること。
17-4-11-6	(9) 火災危険船舶には、見やすい場所に警戒標識、夜間は赤色灯を掲げること。	17-4-11-6	(9) 火災危険船舶には、見やすい場所に警戒標識、夜間は赤色灯を掲げること。
17-4-11-7	(10) 船舶への積載及び搬送においては、積荷場所は積載区、居住区等から離れた場所を確保し、消防設備を準備しておくこと。また、他の貨物と同様に荷役しないこと。	17-4-11-7	(10) 船舶への積載及び搬送においては、積荷場所は積載区、居住区等から離れた場所を確保し、消防設備を準備しておくこと。また、他の貨物と同様に荷役しないこと。
18-1-1	第1章 一般事項	18-1-1	第1章 一般事項
18-1-1-1	1. 工事内容	18-1-1-1	1. 工事内容
18-1-1-2	2. 事前調査における共通事項	18-1-1-2	2. 事前調査における共通事項
18-1-1-3	3. 事前調査における留意事項	18-1-1-3	3. 事前調査における留意事項
18-1-1-4	(1) 地質、地質、河川・湖沼の状況、気象、動物、水質等を調査すること。	18-1-1-4	(1) 地質、地質、河川・湖沼の状況、気象、動物、水質等を調査すること。
18-1-1-5	(2) 資料、人員などの搬送に関する状況、能力及び搬送設備等を調査すること。	18-1-1-5	(2) 資料、人員などの搬送に関する状況、能力及び搬送設備等を調査すること。
18-1-1-6	(3) 動力、電線などを調査すること。	18-1-1-6	(3) 動力、電線などを調査すること。
18-1-1-7	(4) 危険物、危険物などを貯蔵する場所の地質、気象条件等を調査すること。また、危険物、危険物などを貯蔵する場所の用地、用水の取用の確保を調査すること。	18-1-1-7	(4) 危険物、危険物などを貯蔵する場所の地質、気象条件等を調査すること。また、危険物、危険物などを貯蔵する場所の用地、用水の取用の確保を調査すること。
18-1-1-8	(5) 工事現場と隣接する他の施設、距離、交通、通信設備、騒音、振動などの位置関係を確認すること。	18-1-1-8	(5) 工事現場と隣接する他の施設、距離、交通、通信設備、騒音、振動などの位置関係を確認すること。
18-1-1-9	(6) 警備、監視、防災機関などの位置関係を確認すること。	18-1-1-9	(6) 警備、監視、防災機関などの位置関係を確認すること。
18-1-1-10	(7) 工事現場周辺の道路や運河等の通行は、独自の走行速度やその他ルールを定めるなどして、交通事故防止を図ること。	18-1-1-10	(7) 工事現場周辺の道路や運河等の通行は、独自の走行速度やその他ルールを定めるなどして、交通事故防止を図ること。
18-1-1-11	(8) その他防犯上必要な事項を調査すること。	18-1-1-11	(8) その他防犯上必要な事項を調査すること。
18-1-1-12	4. 施工計画における共通事項	18-1-1-12	4. 施工計画における共通事項
18-1-1-13	5. 施工計画における留意事項	18-1-1-13	5. 施工計画における留意事項
18-1-1-14	(1) 積載・積載の計画は、搬送工程、アプロウ道路、運送設備、ベンチ高、積り方、周辺の保安設備などを十分検討したうえで、安全に施工できる方法及び環境を決定すること。	18-1-1-14	(1) 積載・積載の計画は、搬送工程、アプロウ道路、運送設備、ベンチ高、積り方、周辺の保安設備などを十分検討したうえで、安全に施工できる方法及び環境を決定すること。

令和3年3月版		改訂(案)	
案	項	案	項
18	1 5 2	18	1 5 2
18	1 5 3	18	1 5 3
18	1 5 4	18	1 5 4
18	1 5 5	18	1 5 5
18	1 6	18	1 6
18	1 6 1	18	1 6 1
18	1 6 2	18	1 6 2
18	1 7	18	1 7
18	1 7 1	18	1 7 1
18	1 7 2	18	1 7 2
18	2	18	2
18	2 1	18	2 1
18	2 2	18	2 2
18	2 2 1	18	2 2 1
18	2 2 2	18	2 2 2
18	2 3	18	2 3
18	2 3 0	18	2 3 0
18	2 3 1	18	2 3 1
18	2 4	18	2 4
18	2 4 1	18	2 4 1
18	2 4 2	18	2 4 2
18	2 4 3	18	2 4 3
18	2 4 4	18	2 4 4
18	2 4 5	18	2 4 5
18	2 4 6	18	2 4 6
18	2 5	18	2 5
18	2 5 0	18	2 5 0
18	2 6	18	2 6
18	2 6 0	18	2 6 0
18	2 7	18	2 7
18	2 7 0	18	2 7 0
18	2 8	18	2 8
18	2 8 1	18	2 8 1

令和3年3月版		改訂(案)	
案	項	案	項
18	2 8 2	18	2 8 2
18	2 9	18	2 9
18	2 9 1	18	2 9 1
18	2 9 2	18	2 9 2
18	3	18	3
18	3 1	18	3 1
18	3 1 1	18	3 1 1
18	3 1 2	18	3 1 2
18	3 1 3	18	3 1 3
18	3 1 4	18	3 1 4
18	3 2	18	3 2
18	3 2 1	18	3 2 1
18	3 2 2	18	3 2 2
18	3 2 3	18	3 2 3
18	3 2 4	18	3 2 4
18	3 2 5	18	3 2 5
18	3 2 6	18	3 2 6
18	3 2 7	18	3 2 7
18	3 2 8	18	3 2 8
18	4	18	4
18	4 1	18	4 1
18	4 1 1	18	4 1 1
18	4 1 2	18	4 1 2
18	4 1 3	18	4 1 3
18	4 1 4	18	4 1 4
18	4 1 5	18	4 1 5
18	4 1 6	18	4 1 6
18	4 1 7	18	4 1 7
18	4 1 8	18	4 1 8
18	4 1 9	18	4 1 9
18	4 2	18	4 2
18	4 2 1	18	4 2 1
18	4 2 2	18	4 2 2
18	4 2 3	18	4 2 3
18	4 3	18	4 3
18	4 3 1	18	4 3 1
18	4 3 2	18	4 3 2
18	4 3 3	18	4 3 3
18	4 3 4	18	4 3 4

令和3年3月版		改訂(案)									
章	節	項	目	適用基準等	章	節	項	目	適用基準等	改訂理由	
18	4	4	0	4. クレーン下の作業 ケーブルクレーンによるコンクリート打設及び基礎材運搬作業を行う場合は、バケット及び吊り具の落下に作業員を立入らせないこと。	クレーン制約	18	4	4	4. クレーン下の作業 ケーブルクレーンによるコンクリート打設及び基礎材運搬作業を行う場合は、バケット及び吊り具の落下に作業員を立入らせないこと。	クレーン制約	
18	4	5	0	5. シュート、ロープの支持力 シュートの支持力、ロープ等は、コンクリート、作業員等の荷重に対して耐える強度のものとすること。		18	4	5	5. シュート、ロープの支持力 シュートの支持力、ロープ等は、コンクリート、作業員等の荷重に対して耐える強度のものとすること。		
18	4	6	0	6. のり下りの作業 のり下りの作業は、必要に応じて地山の崩壊、土石の落下に対する防護措置を講じたうえで行うこと。	安衛則534	18	4	6	6. のり下りの作業 のり下りの作業は、必要に応じて地山の崩壊、土石の落下に対する防護措置を講じたうえで行うこと。	安衛則534	
18	4	7	0	7. 材料の搬入・搬出 砕石、支保材などの現場搬入、搬出を行う場合は、滑り止め、落下等を防止する適切な方法を採り、荷積み、降卸時の安全にも留意すること。		18	4	7	7. 材料の搬入・搬出 砕石、支保材などの現場搬入、搬出を行う場合は、滑り止め、落下等を防止する適切な方法を採り、荷積み、降卸時の安全にも留意すること。		
18	4	8	0	8. 閉むく作業 窓枠の設置で、取りはずしなどの作業は、お互いに合図をよく確認したうえで行うこと。		18	4	8	8. 閉むく作業 窓枠の設置で、取りはずしなどの作業は、お互いに合図をよく確認したうえで行うこと。		
18	4	9	0	9. 設置内への立入 設置内への立入は、必ず安全確認を行うこと。		18	4	9	9. 設置内への立入 設置内への立入は、必ず安全確認を行うこと。		
18	4	10	0	10. 設置等の整理 (1) ミキサー、ベルトコンベヤなどの整理、整備などは、必ず運転を停止してから行うこと。 (2) 整理終了後の運転開始は、危険のないことを確認してから行うこと。	安衛則107 安衛則104	18	4	10	10. 設置等の整理 (1) ミキサー、ベルトコンベヤなどの整理、整備などは、必ず運転を停止してから行うこと。 (2) 整理終了後の運転開始は、危険のないことを確認してから行うこと。	安衛則107 安衛則104	
18	4	11	0	11. RCD工法での監理事項 (1) 在来工法に比べて域内の施工機械が多いことから、作業員と機械との接触作業を極力避けること。 (2) 接触していない重機は、打設・清掃等の作業の完了とならぬ限り、常に監視を怠らぬこと。 (3) 重機にはバックアップ、後退灯等を設置し、特に後退打撃装置の動作確認を厳重に行うこと。 (4) 砕石・高圧、高圧等の特殊部分は人力施工との接触作業となるため、極力進行作業を避け、必要に応じて立入禁止措置を行うこと。 (5) ダンプトラック等は後退距離を指定し、立入禁止措置を講じること。	安衛法20.21 安衛則158 安衛則158 安衛則151の3	18	4	11	11. RCD工法での監理事項 (1) 在来工法に比べて域内の施工機械が多いことから、作業員と機械との接触作業を極力避けること。 (2) 接触していない重機は、打設・清掃等の作業の完了とならぬ限り、常に監視を怠らぬこと。 (3) 重機にはバックアップ、後退灯等を設置し、特に後退打撃装置の動作確認を厳重に行うこと。 (4) 砕石・高圧、高圧等の特殊部分は人力施工との接触作業となるため、極力進行作業を避け、必要に応じて立入禁止措置を行うこと。 (5) ダンプトラック等は後退距離を指定し、立入禁止措置を講じること。	安衛法20.21 安衛則158 安衛則158 安衛則151の3	
18	4	11	1	(6) ダンプトラック等の後退距離は、道路から若おろし点までは監視員を配置し、作業を行うこと。 (7) 運転者と誘導員は定められた合図に基づき連携を取り合うこと。特に夜間は灯火等による合図を行うこと。 第5節 タム材料運搬立工事(ファイアタイプダム)	安衛則151の6 安衛則151の8	18	4	11	(6) ダンプトラック等の後退距離は、道路から若おろし点までは監視員を配置し、作業を行うこと。 (7) 運転者と誘導員は定められた合図に基づき連携を取り合うこと。特に夜間は灯火等による合図を行うこと。 第5節 タム材料運搬立工事(ファイアタイプダム)	安衛則151の6 安衛則151の8	
18	5	1	0	1. 共通事項		18	5	1	1. 共通事項		
18	5	2	0	2. ストックパイル作業 コア材のストックパイルでは、のり面の標示を行い、重機等の転落を防止するとともに、結合作業による接触事故を防止すること。	安衛則158	18	5	2	2. ストックパイル作業 コア材のストックパイルでは、のり面の標示を行い、重機等の転落を防止するとともに、結合作業による接触事故を防止すること。	安衛則158	
18	5	3	0	3. 運搬距離 (1) 第5節に準ずること。 (2) 運搬距離のり面には、必要に応じてガードレール、側溝等を設置し、通行帯等の転落防止措置を講じること。		18	5	3	3. 運搬距離 (1) 第5節に準ずること。 (2) 運搬距離のり面には、必要に応じてガードレール、側溝等を設置し、通行帯等の転落防止措置を講じること。		
18	5	4	0	4. 搬出等の機械作業 ダム搬出等においては、多数の重機が稼働し、同時に人力作業も行われるため、誘導員の配置、危険範囲への作業員の立入禁止措置等を厳重に行うこと。	安衛則151の7	18	5	4	4. 搬出等の機械作業 ダム搬出等においては、多数の重機が稼働し、同時に人力作業も行われるため、誘導員の配置、危険範囲への作業員の立入禁止措置等を厳重に行うこと。	安衛則151の7	
18	5	5	0	5. 搬出等のり面での作業 搬出等のり面での作業は、誘導員を配置して重機等の転落を防止すること。	安衛則151の6	18	5	5	5. 搬出等のり面での作業 搬出等のり面での作業は、誘導員を配置して重機等の転落を防止すること。	安衛則151の6	
18	5	6	0	6. コア管留部 (1) コア管留部では多数の人力作業が行われているので、誘導員を配置し、重機等の移動を行うこと。 (2) 必要に応じて上部地山のり面を監視する監視員を配置し、危険範囲に立入を厳重に禁止すること。		18	5	6	6. コア管留部 (1) コア管留部では多数の人力作業が行われているので、誘導員を配置し、重機等の移動を行うこと。 (2) 必要に応じて上部地山のり面を監視する監視員を配置し、危険範囲に立入を厳重に禁止すること。		
18	5	7	0	7. 搬出等の人力作業 (1) 搬出等の品質管理試験を行う場合は、作業中である旨を明示すること。 (2) 本機やオーバーサイズの除去作業を人力で行う場合には、監視員を配置し、重機と作業員の接触を防止すること。	安衛則151の7	18	5	7	7. 搬出等の人力作業 (1) 搬出等の品質管理試験を行う場合は、作業中である旨を明示すること。 (2) 本機やオーバーサイズの除去作業を人力で行う場合には、監視員を配置し、重機と作業員の接触を防止すること。	安衛則151の7	
18	5	8	0	8. チェンピング		18	5	8	8. チェンピング		

令和3年3月版		改訂(案)										
章	節	項	目	適用基準等	章	節	項	目	適用基準等	改訂理由		
18	5	8	1	(1) 監理業務等その他コンクリート壁面のチェンピング作業は、防止用網、マスク等を厳重に行うこと。	安衛則593	18	5	8	1	(1) 監理業務等その他コンクリート壁面のチェンピング作業は、防止用網、マスク等を厳重に行うこと。	安衛則593	
18	5	8	2	(2) 作業員に対する監理業務の予防に留意すること。		18	5	8	2	(2) 作業員に対する監理業務の予防に留意すること。		
18	5	9	1	9. リップラップ (1) リップラップ作業中は、搬出及びそのり面下部に立入禁止区域を設けること。 (2) 重機と人力との同時作業を行う場合には、監視員を配置すること。	安衛則158	18	5	9	1	9. リップラップ (1) リップラップ作業中は、搬出及びそのり面下部に立入禁止区域を設けること。 (2) 重機と人力との同時作業を行う場合には、監視員を配置すること。	安衛則158	
19	1	1	0	第1章 一般事項		19	1	1	0	第1章 一般事項		
19	1	1	1	1. 工事内容の把握 (1) 事業計画及び仕様書に準ずること。 (2) 過去の類似工事について、施工方法・機材事項・問題点等を把握すること。		19	1	1	1	1. 工事内容の把握 (1) 事業計画及び仕様書に準ずること。 (2) 過去の類似工事について、施工方法・機材事項・問題点等を把握すること。		
19	1	2	0	2. 事前調査における共通事項		19	1	2	0	2. 事前調査における共通事項		
19	1	2	0	3. 事前調査における監理事項		19	1	2	0	3. 事前調査における監理事項		
19	1	3	0	(1) 構築物の構造強度、規模、形状、部材断面、内外装、設置位置等を調査すること。 (2) 構築物又はその部材の腐蝕、損傷、腐食、老朽の状況等を調査すること。		19	1	3	0	(1) 構築物の構造強度、規模、形状、部材断面、内外装、設置位置等を調査すること。 (2) 構築物又はその部材の腐蝕、損傷、腐食、老朽の状況等を調査すること。		
19	1	3	1	(3) 取りこみ構造物の周辺環境(地形、地質、周辺の構造物、農家、鉄道、道路、地下埋設物制約条件)について調査すること。		19	1	3	1	(3) 取りこみ構造物の周辺環境(地形、地質、周辺の構造物、農家、鉄道、道路、地下埋設物制約条件)について調査すること。		
19	1	3	2	(4) 溜池、溜池、火災、その他の火災使用の可否の確認をすること。		19	1	3	2	(4) 溜池、溜池、火災、その他の火災使用の可否の確認をすること。		
19	1	3	3	(5) 取りこみ中の構造変化による構築物自体への影響を考慮すること。		19	1	3	3	(5) 取りこみ中の構造変化による構築物自体への影響を考慮すること。		
19	1	3	4	(6) 建設現場の搬入場所、再利用のための再質化施設の状態(コンクリート・アスファルトリサイクルプラント保有業者・プラント処理能力等)、運搬ルート等の調査を行うこと。	建設省特産先第3号(05.1.12) 国土省第122号(国総第21号-国総第137号(04.4.30))	19	1	3	4	(6) 建設現場の搬入場所、再利用のための再質化施設の状態(コンクリート・アスファルトリサイクルプラント保有業者・プラント処理能力等)、運搬ルート等の調査を行うこと。	建設省特産先第3号(05.1.12) 国土省第122号(国総第21号-国総第137号(04.4.30))	
19	1	4	0	4. 施工計画		19	1	4	0	4. 施工計画		
19	1	4	1	(1) 第1章に準ずること。	安衛則517の14	19	1	4	1	(1) 第1章に準ずること。	安衛則517の14	
19	1	4	2	(2) 周辺構造物、周辺環境に対する対策(防じん、騒音、振動、飛石、地下埋設物、配管、送電線、搬入出等)を講じること。		19	1	4	2	(2) 周辺構造物、周辺環境に対する対策(防じん、騒音、振動、飛石、地下埋設物、配管、送電線、搬入出等)を講じること。		
19	1	4	3	(3) 構築物の取組に対する計画を立案すること。		19	1	4	3	(3) 構築物の取組に対する計画を立案すること。		
19	1	5	0	5. 取りこみ工事における現場管理		19	1	5	0	5. 取りこみ工事における現場管理		
19	1	5	1	(1) 第1章、第2章に準ずること。		19	1	5	1	(1) 第1章、第2章に準ずること。		
19	1	5	2	(2) 搬入、作業を上げ下ろしする際は、吊り綱、吊り索等を使用させること。	安衛則517の15	19	1	5	2	(2) 搬入、作業を上げ下ろしする際は、吊り綱、吊り索等を使用させること。	安衛則517の15	
19	1	5	3	(3) 第三者への危害を防止するための以下の措置を講じること。 ① 警戒区域の確保、警備の措置 ② 関係機関との連携、引渡等の措置及び関係者の合図の確認	安衛則517の15	19	1	5	3	(3) 第三者への危害を防止するための以下の措置を講じること。 ① 警戒区域の確保、警備の措置 ② 関係機関との連携、引渡等の措置及び関係者の合図の確認	安衛則517の15	・適用基準等の表示位置を19-1-5-3から移動 ・適用基準等の表示位置を19-1-5-3から移動
19	1	5	4	(4) 建設現場の搬入場所、再利用のための再質化施設の状態(コンクリート・アスファルトリサイクルプラント保有業者・プラント処理能力等)、運搬ルート等の調査を行うこと。	建設省特産先第3号(05.1.12) 国土省第122号(国総第21号-国総第137号(04.4.30))	19	1	5	4	(4) 建設現場の搬入場所、再利用のための再質化施設の状態(コンクリート・アスファルトリサイクルプラント保有業者・プラント処理能力等)、運搬ルート等の調査を行うこと。	建設省特産先第3号(05.1.12) 国土省第122号(国総第21号-国総第137号(04.4.30))	
19	1	5	5	(5) 取りこみ中の構造変化による構築物自体への影響を考慮すること。		19	1	5	5	(5) 取りこみ中の構造変化による構築物自体への影響を考慮すること。		
19	1	5	6	(6) 建設現場の搬入場所、再利用のための再質化施設の状態(コンクリート・アスファルトリサイクルプラント保有業者・プラント処理能力等)、運搬ルート等の調査を行うこと。	建設省特産先第3号(05.1.12) 国土省第122号(国総第21号-国総第137号(04.4.30))	19	1	5	6	(6) 建設現場の搬入場所、再利用のための再質化施設の状態(コンクリート・アスファルトリサイクルプラント保有業者・プラント処理能力等)、運搬ルート等の調査を行うこと。	建設省特産先第3号(05.1.12) 国土省第122号(国総第21号-国総第137号(04.4.30))	
19	2	1	0	第2章 取りこみ工事		19	2	1	0	第2章 取りこみ工事		
19	2	1	1	1. 仕様書、設計図書、大型ブレイクにおける必要な措置		19	2	1	1	1. 仕様書、設計図書、大型ブレイクにおける必要な措置		
19	2	1	2	(1) 重機作業半径内への立入禁止措置を講じること。 (2) 搬入等の安全を確認すること。	安衛則158 安衛則157	19	2	1	2	(1) 重機作業半径内への立入禁止措置を講じること。 (2) 搬入等の安全を確認すること。	安衛則158 安衛則157	
19	2	1	3	(3) 騒音、振動、防じんに対する周辺への影響に配慮すること。		19	2	1	3	(3) 騒音、振動、防じんに対する周辺への影響に配慮すること。		
19	2	1	4	(4) ブレイクの運転は、資格者によるものとし、責任者から指示されたもの以外は運転しないこと。	安衛則20 安衛則36	19	2	1	4	(4) ブレイクの運転は、資格者によるものとし、責任者から指示されたもの以外は運転しないこと。	安衛則20 安衛則36	
19	2	2	0	2. 取組工事における必要な措置		19	2	2	0	2. 取組工事における必要な措置		
19	2	2	1	(1) 小規模スパン架橋のものを指すこと。		19	2	2	1	(1) 小規模スパン架橋のものを指すこと。		
19	2	2	2	(2) 自立不安定及び施工制約のため、引ワイヤ等を設置すること。		19	2	2	2	(2) 自立不安定及び施工制約のため、引ワイヤ等を設置すること。		
19	2	2	3	(3) 計画に合った取組を行うこと。		19	2	2	3	(3) 計画に合った取組を行うこと。		
19	2	2	4	(4) 作業員に一定の合図を定め、運転権を認めること。		19	2	2	4	(4) 作業員に一定の合図を定め、運転権を認めること。		
19	2	2	5	(5) 取組作業は必ず一定の規格基準で実施し、その中に終了させ、確認した状態で実施しないこと。		19	2	2	5	(5) 取組作業は必ず一定の規格基準で実施し、その中に終了させ、確認した状態で実施しないこと。		
19	2	3	0	3. カッター工法における必要な措置		19	2	3	0	3. カッター工法における必要な措置		

令和3年3月版			改訂(案)			改訂理由		
章	節	項	適用基準等	章	節		項	
19	2	3	本文 (1) 掘削部の養生及び汚泥水の確保を行うこと。 (2) 切土部が比較的大きくなるため、クレーン等による吊り出しが必要となるため、第4章5節、第6章の留意事項を確実に遵守すること。	19	2	3	本文 (1) 掘削部の養生及び汚泥水の確保を行うこと。 (2) 切土部が比較的大きくなるため、クレーン等による吊り出しが必要となるため、第4章5節、第6章の留意事項を確実に遵守すること。	
19	2	4	4. ワイヤローピング工法における必要な措置	19	2	4	4. ワイヤローピング工法における必要な措置	
19	2	4	(1) ワイヤロープにゆるみが生じないように必要な張力を保持すること。	19	2	4	(1) ワイヤロープにゆるみが生じないように必要な張力を保持すること。	
19	2	4	(2) ワイヤロープの破損に注意を払うこと。	19	2	4	(2) ワイヤロープの破損に注意を払うこと。	
19	2	4	(3) 防護カバーを確実に設置すること。	19	2	4	(3) 防護カバーを確実に設置すること。	
19	2	5	5. アフレッツプウォーラーユニット工法における措置	19	2	5	5. アフレッツプウォーラーユニット工法における措置	
19	2	5	(1) 防護カバーを使用し、保護強化を図ること。	19	2	5	(1) 防護カバーを使用し、保護強化を図ること。	
19	2	5	(2) スラリーを処理すること。	19	2	5	(2) スラリーを処理すること。	
19	2	6	6. 爆薬等を使用した取りこわし作業における措置	19	2	6	6. 爆薬等を使用した取りこわし作業における措置	
19	2	6	(1) 第7章5節に準ずること。	19	2	6	(1) 第7章5節に準ずること。	
19	2	6	(2) 基礎作業に直接従事する者以外の作業区域への立入禁止措置を講ずること。	19	2	6	(2) 基礎作業に直接従事する者以外の作業区域への立入禁止措置を講ずること。	火取削53
19	2	6	(3) 発破終了後は、不発の有無などの安全の確認が行われるまで、発破作業範囲内を立入禁止にすること。	19	2	6	(3) 発破終了後は、不発の有無などの安全の確認が行われるまで、発破作業範囲内を立入禁止にすること。	安衛則320
19	2	6	(4) 発破予定時刻、遠退方法、遠退場所、点火の合図等は、あらかじめ作業員に周知徹底しておくこと。	19	2	6	(4) 発破予定時刻、遠退方法、遠退場所、点火の合図等は、あらかじめ作業員に周知徹底しておくこと。	安衛則320
19	2	6	(5) コンクリート破砕工法及び射撃発破(ダイナマイト工法)においては、十分な効果を得るため、込物は確実に充填を行うこと。	19	2	6	(5) コンクリート破砕工法及び射撃発破(ダイナマイト工法)においては、十分な効果を得るため、込物は確実に充填を行うこと。	
19	2	6	(6) 飛石防護の措置を怠ること。	19	2	6	(6) 飛石防護の措置を怠ること。	火取削53
19	2	6	(7) 取りこわし条件に適した装置を使用すること。	19	2	6	(7) 取りこわし条件に適した装置を使用すること。	
19	2	7	7. 射撃破砕工法における措置	19	2	7	7. 射撃破砕工法における措置	
19	2	7	(1) 破砕剤充填後は、充填孔からの噴出に留意すること。	19	2	7	(1) 破砕剤充填後は、充填孔からの噴出に留意すること。	
19	2	7	(2) 確保圧充填時は気圧と温度があるため、適切な破砕剤を使用すること。	19	2	7	(2) 確保圧充填時は気圧と温度があるため、適切な破砕剤を使用すること。	
19	2	7	(3) 水中(海中)で使用する場合は、材料の噴出・噴出に対する安定性、充填方法及び水中環境への影響に十分配慮すること。	19	2	7	(3) 水中(海中)で使用する場合は、材料の噴出・噴出に対する安定性、充填方法及び水中環境への影響に十分配慮すること。	